

佐川町歴史的風致維持向上計画

高知県 佐川町



申請 平成 21 年 2 月 2 日
変更申請 平成 26 年 3 月 6 日

目 次

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| 序 | 1 |
| 1 計画策定の背景と意義 | 1 |
| 2 計画策定経過 | 1 |
| 第1章 佐川町の歴史的風致の維持及び向上に関する方針 | 6 |
| 1 佐川町の概要 | 6 |
| (1) 佐川町の歴史 | 6 |
| (2) 佐川町の自然と風土 | 8 |
| (3) 佐川町の位置と交通 | 10 |
| (4) 「文教のまち」佐川 | 11 |
| 2 佐川町に存する文化財の状況 | 25 |
| (1) 佐川町の国指定文化財 | 25 |
| (2) その他の文化財 | 28 |
| 3 総合計画における歴史的風致の維持及び向上の位置付け | 28 |
| 4 佐川町における歴史的風致 | 29 |
| (1) 「酒造り」の歴史的風致 | 29 |
| (2) 「桜」の歴史的風致 | 38 |
| (3) 「民俗芸能」の歴史的風致 | 42 |
| 5 佐川町の歴史的風致を取り巻く課題 | 45 |
| (1) 歴史的建造物の保存 | 45 |
| (2) 文化資源の活用及び掘り起こし | 47 |
| (3) 桜の再生 | 48 |
| (4) 民俗芸能の後継者育成 | 48 |
| 6 佐川町の歴史的風致の維持及び向上に関する方針 | 49 |
| (1) 既定計画等におけるまちづくりの方針 | 49 |
| (2) 基本方針 | 51 |
| 第2章 重点区域の位置及び範囲 | 55 |
| 1 位置の設定根拠 | 55 |
| 2 範囲の設定根拠 | 56 |
| 3 良好な景観形成に関する施策等との連携 | 58 |
| (1) 急傾斜地法に基づく措置 | 58 |
| (2) 佐川町街なみ景観条例に基づく措置 | 59 |
| (3) 施策との連携による今後の措置 | 60 |
| 4 重点区域の歴史的風致の維持及び向上による広域的効果 | 60 |

| | |
|-------------------------------------|-----------|
| 第3章 文化財の保存又は活用に関する事項 | 61 |
| 1 佐川町全体に関する事項 | 61 |
| 2 重点区域に関する事項 | 65 |
| 第4章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項 | 71 |
| 1 整備の基本方針 | 72 |
| 2 管理の基本方針 | 72 |
| 3 歴史的風致の維持向上施設となる建造物の整備事業 | 73 |
| (1) 佐川文庫庫舎(旧青山文庫)移築・活用化事業 | 73 |
| (2) 上町景観改善事業 | 75 |
| (3) 旧浜口家住宅買取り・整備事業 | 77 |
| (4) 牧野公園整備事業 | 79 |
| (5) 牧野富太郎生家再生事業 | 81 |
| (6) 竹村分家旧竹村呉服店修復・保存事業 | 83 |
| (7) 司牡丹酒造(株)1号蔵他酒蔵群修復・保存事業 | 85 |
| 4 道路、駐車場の整備に関する事業 | 87 |
| (1) 標識整備事業 | 87 |
| 5 その他、歴史的風致維持向上に資する事業 | 89 |
| (1) まちの駅活性化事業 | 89 |
| 第5章 歴史的風致形成建造物の指定の方針 | 92 |
| 1 指定の基本方針 | 92 |
| 2 歴史的風致形成建造物 | 93 |
| 第6章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項 | 96 |
| 1 基本的な考え方 | 96 |
| 2 個別的事項 | 96 |
| 3 届出不要の行為 | 96 |
| 4 指定の解除 | 97 |

∞ 参考資料 ∞

佐川町に所在する指定文化財 99

佐川町歴史的風致維持向上計画

名 称：佐川町歴史的風致維持向上計画

主 体：佐 川 町

計画期間：平成20年度～30年度

序

1 計画策定の背景と意義

平成20年5月に公布された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」ではその目的として、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（以下「歴史的風致」という。）の維持及び向上を図る」としている。

事実、多くの地域では、市街地などで歴史的な建造物が失われつつあり、また、高齢化等により地域の伝統行事が維持できない状況があるなど、歴史的風致が失われる例があり、我が国固有の伝統的文化の喪失、郷土意識や地域の活力の低下が懸念されている。

本町も、江戸期以来、郷校名教館（めいこうかん）を中心とした文教施策に重点を置き、「文教のまち」として人づくり・まちづくりを進めてきたが、高齢化に伴い伝統行事の保存や継続に困難を来したり、建物の老朽化が進む中で建て替えや取り壊しが行われるなど、歴史的風致の喪失が進みつつあるといった同様の課題を抱えている。

一方、竹村家住宅の国重要文化財指定を契機として歴史的文化の重要性の再認識やその保護・活用に対する地域住民の関心は高まりつつあり、特にそれらを活用したまちづくり活動が盛んになりつつある。

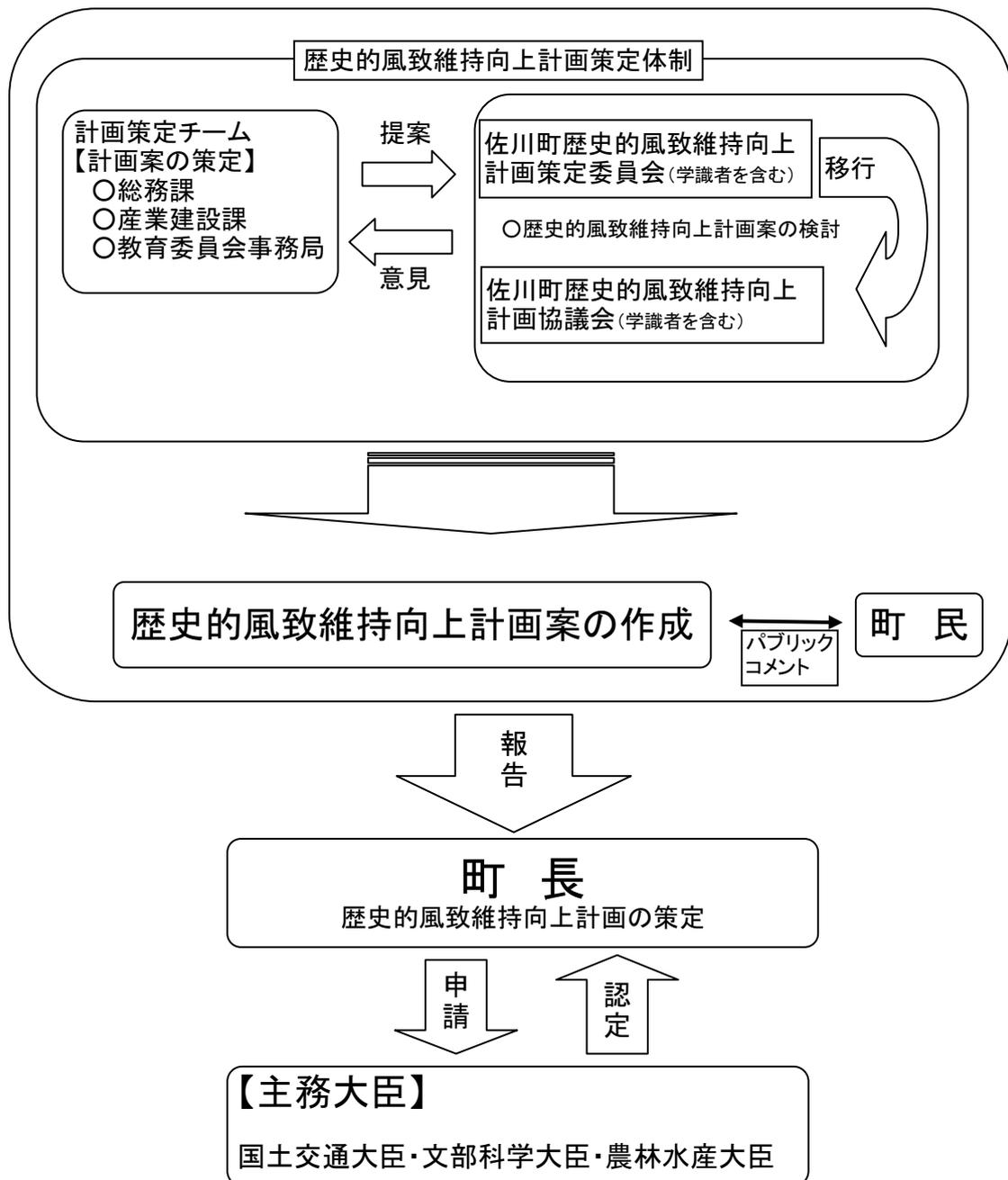
失われつつある文化財や歴史的建造物、伝統行事を適切に保護し活用することと、そこに携わる地域住民の活動が相乗効果を生み、佐川町固有の歴史的風致を維持向上させることで、文教のまちづくりがさらに推進されることが期待されている。

2 計画策定経過

本計画の策定には、計画素案の作成や庁内の合意形成を行う佐川町歴史的風致維持向上計画策定庁内会議を組織した。

また、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」第11条の規定により佐川町歴史的風致維持向上計画協議会を設置し、計画案（佐川町の風致の定義、重点区域、歴史的風致維持向上の基本方針、歴史的風致形成建造物の指定、歴史的風致維持向上施設の整備等）の審議と町長への提言を行った。

計画策定の方法



(策定過程)

平成20年5月23日

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」公布

平成20年7月18日

庁議において 歴史的風致維持向上計画の策定について報告

平成20年8月4日

第1回 歴史的風致維持向上計画策定庁内会議の開催

平成20年8月25日

第2回 歴史的風致維持向上計画策定庁内会議の開催

平成20年9月26日

第3回 歴史的風致維持向上計画策定庁内会議の開催

平成20年9月30日

第1回 歴史的風致維持向上計画協議会の開催

平成20年10月14日

第4回 歴史的風致維持向上計画策定庁内会議の開催

平成20年10月15日

第2回 歴史的風致維持向上計画協議会の開催

平成20年10月21日

第5回 歴史的風致維持向上計画策定庁内会議の開催

平成20年10月23日

第3回 歴史的風致維持向上計画協議会の開催

平成20年11月4日

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」施行

平成20年11月11日

第4回 歴史的風致維持向上計画協議会（法定協議会）の開催

平成20年12月25日～平成21年1月13日

佐川町ホームページ上においてパブリックコメント実施

平成21年2月2日

「佐川町歴史的風致維持向上計画」の認定申請

平成23年3月22日・8月22日

「佐川町歴史的風致維持向上計画」の軽微な変更の届出

平成26年2月26日～平成26年3月11日

佐川町ホームページ上においてパブリックコメント実施

平成26年3月6日

「佐川町歴史的風致維持向上計画」の変更の認定申請

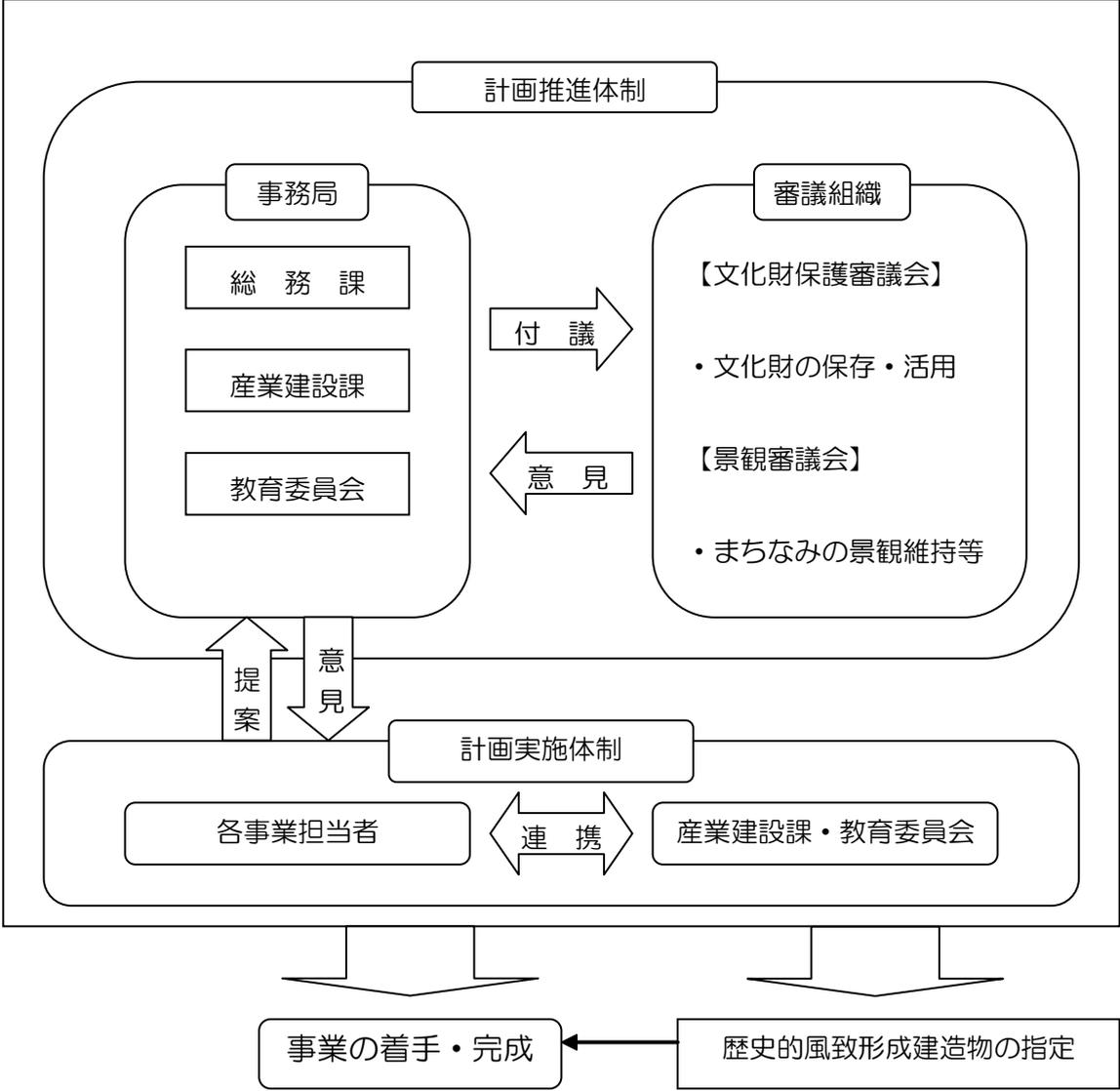
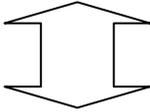
佐川町歴史的風致維持向上計画協議会 委員及び関係者名簿

| 氏 名 | 役 員 等 | |
|--------|-------------------------|-----|
| 宇賀 さよ子 | NPO 法人佐川くろがねの会 | |
| 大原 淑道 | 企画本舗さかわ屋 会長 | |
| 大山 征彦 | 文化財保護審議会会長 | |
| 岡崎 笑顔 | 佐川町男女共同参画計画策定委員会会長 | |
| 川井 正一 | 佐川町教育長 | |
| 川崎 まり | 佐川町観光協会副会長 | |
| 田村 里和 | 佐川町商工会女性部長・さかわ観光協会理事 | |
| 竹村 脩 | 国指定重要文化財建造物所有者 | |
| 永田 耕朗 | 佐川町商工会会長 | |
| 藤原 健祐 | 佐川町議会議長 | |
| 松田 直則 | 高知県教育委員会文化財課 | |
| 山岡 徳生 | (株)司牡丹酒造常務取締役 | |
| 吉野 毅 | NPO 法人佐川くろがねの会 | |
| 村田 豊昭 | 佐川町副町長 | |
| 光内 幸久 | 高知県地域支援企画員（佐川町在住）オブザーバー | |
| 岡林 護 | 総務課長 | 事務局 |
| 渡辺 公平 | 産業建設課長 | 事務局 |
| 岩本 敏彦 | 教育委員会事務局次長 | 事務局 |
| 真辺 美紀 | 総務課課長補佐兼企画財政係長 | 事務局 |
| 吉野 広昭 | 教育委員会事務局次長補佐 | 事務局 |
| 田村 正和 | 産業建設課課長補佐 | 事務局 |
| 和田 剛 | 産業建設課商工観光係長 | 事務局 |
| 山根 邦仁 | 産業建設課土木住宅係長 | 事務局 |
| 岩佐 誠志 | 産業建設課農林係長 | 事務局 |
| 山本 寿史 | 総務課企画財政係 | 事務局 |

※ 会長 吉野 毅 副会長 大原 淑道

計画の実施・推進体制図

佐川町歴史的風致維持向上計画協議会（法定協議会）



第1章 佐川町の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1 佐川町の概要

(1) 佐川町の歴史

佐川の歴史は古く、不動ふどうがいわや岩屋洞窟（国指定史跡）より隆起線文系りゅうきせんもんに属する土器をはじめ縄文時代以降にわたる土器、石器が多量に出土したことから約1万2千年前より、人類の生活が営まれていたことがわかる。

文献で佐川の歴史が確認できるのは、南北朝動乱の時代からだが、数箇所の遺跡や窯跡などから律令制度に組み込まれていく様子や、文化財として残る仏像などから当時の文化が佐川まで及んでいたことがしのばれる。

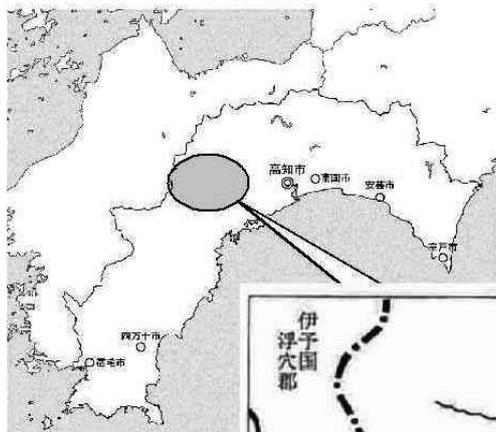
中世を経て、元龜2年（1571）頃ちょうそかべもとちかの長宗我部元親による佐川の陣により、高北地区諸豪の盟主的存在であったと伝えられる中村氏はその地位を久武内蔵助ひさたけくらのすけに奪われ、彼を筆頭とした長宗我部直臣団（佐川番衆）が高北における支配体制の要となり、久武氏は松尾山（上郷地区）の松尾城へ入った。

天正初年頃（1573）、長宗我部氏の重臣筆頭久武内蔵助は松尾山の水不足を嫌い、古城山こじょうざん（現奥の土居）おくどいに城を移した。久武氏の城主時代は僅々30年で、しかもその間は長宗我部の四国制覇、朝鮮出兵と転戦に次ぐ転戦で高北経営の落ち着いた期間がなく、長宗我部の滅亡とともに久武領主時代は終わった。

関ヶ原の戦いを経て、山内一豊やまうちかすとよの土佐入封時にその筆頭家老ひしかおいずみの深尾和泉守重良かみしげよしが佐川城付一万石に封ぜられ、以来11代約260余年間明治維新に至るまで高吾北こうごほく18か村の要としてその城下である佐川に封建文化の花を咲かせた。

深尾氏は土居付家老で、その土居下町佐川に家臣団と町人を集住せしめ、領内の政治と経済を支配することになる。高北盆地から土予国境の山村に及ぶ佐川領は、他支配を混えない地域的完結性をもち、その領民に対する権限も強大で、死罪を含む重罪裁判権を行使し得るなど、あたかも藩内の小大名とも言うべき存在であった。こうした例は全国的にみても希少な部類に属し、土佐近世史の中でも特異な佐川の歴史・風土を形成することになった。

佐川の経済は、里分9か村・山分9か村といわれた両地域の異質な生産力を基盤に、流通機能を土居下町人町へ集中することにより成り立っていた。里分からは米、山分からは紙、茶などの特産品または代納銀を徴収した。



【深尾領18村】



厳密な意味での土居下（城下町）となる区域は、御郭内と呼ばれ、佐川土居及び家中町、本来的な町人町を併せた地域で、市街地の発展と共に次第に拡大していったが、少なくとも寛文年間には整然たるその姿を現す。町人町は、概ね現在の奥の土居、上町、西谷、東町、西町地区を指す。

このような政治的・経済的に独立した体制を持つ佐川領も、17・8世紀の終わり頃から次第に変質を始め、幕末・維新を経て完全に瓦解する。長者といわれる豪農の出現や豪商の地主化などによる農村構造の変革は、領主の経済基盤を弱め、政治的威信も低下させた。こうした動きは、長者村騒動をはじめ山分に多発した百姓一揆を誘発し、領主権力の威信低下に拍車をかけた。

維新時における松山出兵は、深尾家の最後を飾る事件で、翌明治2年（1869）藩政改革により土居付家老は廃止され、深尾家が高知へ去ることにより佐川の深尾時代は終わりを告げた。

しかし、深尾治下時の影響は現在の佐川町にも色濃く残り、酒蔵を中心とした一帯の町並みや、名教館など文化・教育に重きを置く風土はまさに「文教のまち」にふさわしい環境を醸し出している。

その環境は、その後の時代において、たなかみつあき田中光顕伯、まきのとみたろう牧野富太郎博士をは

じめ政治、学術、文芸などあらゆる分野で多くの「文教人」を生み出してきた。

明治維新时期には、武市瑞山^{たけちすいざん}を盟主とする土佐勤王党に佐川から浜田辰弥^{はまたたつや}（田中光顕^{いはらおすすけ}）、井原心輔^{いわたみしゅいちろう}、岩神主一郎など12名が加盟、それら佐川勤王党の若き志士たちは時の奔流に翻弄されながらも、志を胸に時代を疾駆した。やがて時代の奔流は、瑞山投獄に象徴される勤王党に対する弾圧へと展開し、後に田中光顕が赤土峠にある脱藩志士集合之地の記念碑に「真心のあかつち坂にまちあわせ いきてかへらぬ誓なしてき」と刻しているように、浜田辰弥、那須盛馬^{な すもりま}など5名の死を賭した脱藩へと繋がっていく。

明治維新後の佐川は、その政治・経済における特異性を失ったとは言え旧佐川領の要として発展し、「文教」に象徴される旧城下町としての永い伝統を保ち続けた。

現在の町は、明治初年から始まる狭小郷村の合併を経て明治22年町村制施行により佐川村、同33年に佐川町となり、昭和29年に旧佐川町、斗賀野村^{とがの}、尾川村^{おがわ}、黒岩村^{くろいわ}が合併し、さらに昭和30年に加茂村^{かも}の一部を合併し発足、昭和33年の境界変更を経て現在に至っている。

(2) 佐川町の自然と風土

佐川町は、四国山地の支脈である虚空蔵山^{こくそうざん}（674.7m）、勝森^{かつもり}（544.8m）、蟠蛇森^{ばんだもり}（796.2m）などの山に囲まれた中央盆地状の地形で、盆地内は丘陵や低山と斗賀野・永野・尾川・佐川・黒岩の各平坦地からなっている。盆地内の海拔高度は、斗賀野で約100m、佐川で約80m、黒岩で約60mである。丘陵の尾根や盆地周辺の山脚は、ほとんど東西方向に並び、その間に谷底平坦地が形成されている。また、南北方向にも、丘陵を横切る幅広い平坦地が広がっている。このように佐川盆地には、諸外国の例に比べるとコンパクトであるが、日本では代表的な構造盆地が形成されている。

これらの間を縫って町内に源を発する柳瀬川^{やなせがわ}（尾川川^{おがわがわ}）などが北流して、盆地の周囲の雨水を集め、黒岩の下流で本流である一級河川仁淀川^{によどがわ}に合流している。佐川の地名は、柳瀬川の支流である春日川^{かすががわ}が土佐湾に直流せず、逆に流れる逆川（サカガワ）であることに由来するとの説もある。

周囲は西北の越知町、西南の津野町、南の須崎市、東南の土佐市、北東の日高村の5市町村と境を接し、東西11km、南北12kmで総面積は101.21km²。地目別に見ると約70%を森林が占めている。山地の植生

は、スギ・ヒノキの人工林が70%を占め、ついでシイ、カシ等の広葉樹やアカマツからなる天然林が30%となっている。高知県全体の植生と比較すると佐川町は農耕地やアカマツ林の面積割合が高く、人びとによる自然環境の利用が進んでおり、いわゆる里山が多い。

その他農用地9.33%、道路3.1%で、宅地（住宅地、工業用地、その他）の割合は2.5%となっている。

概ね温暖多雨な気候だが、冬季はしばしば降雪も見られ、春や秋に霧が発生することもある。当町が生んだ世界的な植物学者牧野富太郎博士の名を冠した牧野公園は日本桜の名所100選に選ばれるなど県内はもちろん、国内でも有数の桜の名所である。

また、古生代から中生代にわたっての幅広い時代の地層が、いたるところに露出し、世界的に貴重な化石が産出されている。明治16年（1883）と18年（1885）の2回、日本地質学の創始者と言われたドイツ人地質学者エドモンド・ナウマンが佐川を訪れ、「鳥の巣層群」を命名、佐川が地質学上非常に重要な地であることを初めて世界に紹介するなど、「地質のメッカ」として知られている。町内には鳥の巣層群に接続するカルスト台地があるが、昭和61年（1986）、ナウマン来町100年を記念して、これを「佐川・ナウマンカルスト」と名付け、町の天然記念物にも指定した。

その他にも、世界的な植物学者牧野富太郎博士を育んだ風土だけに、ワカキノサクラ、サカワサイシン、サカワヤスデゴケ等特色のある植物が見られ、バラエティに富んだ自然が残っている。これは、農地やそれに連続

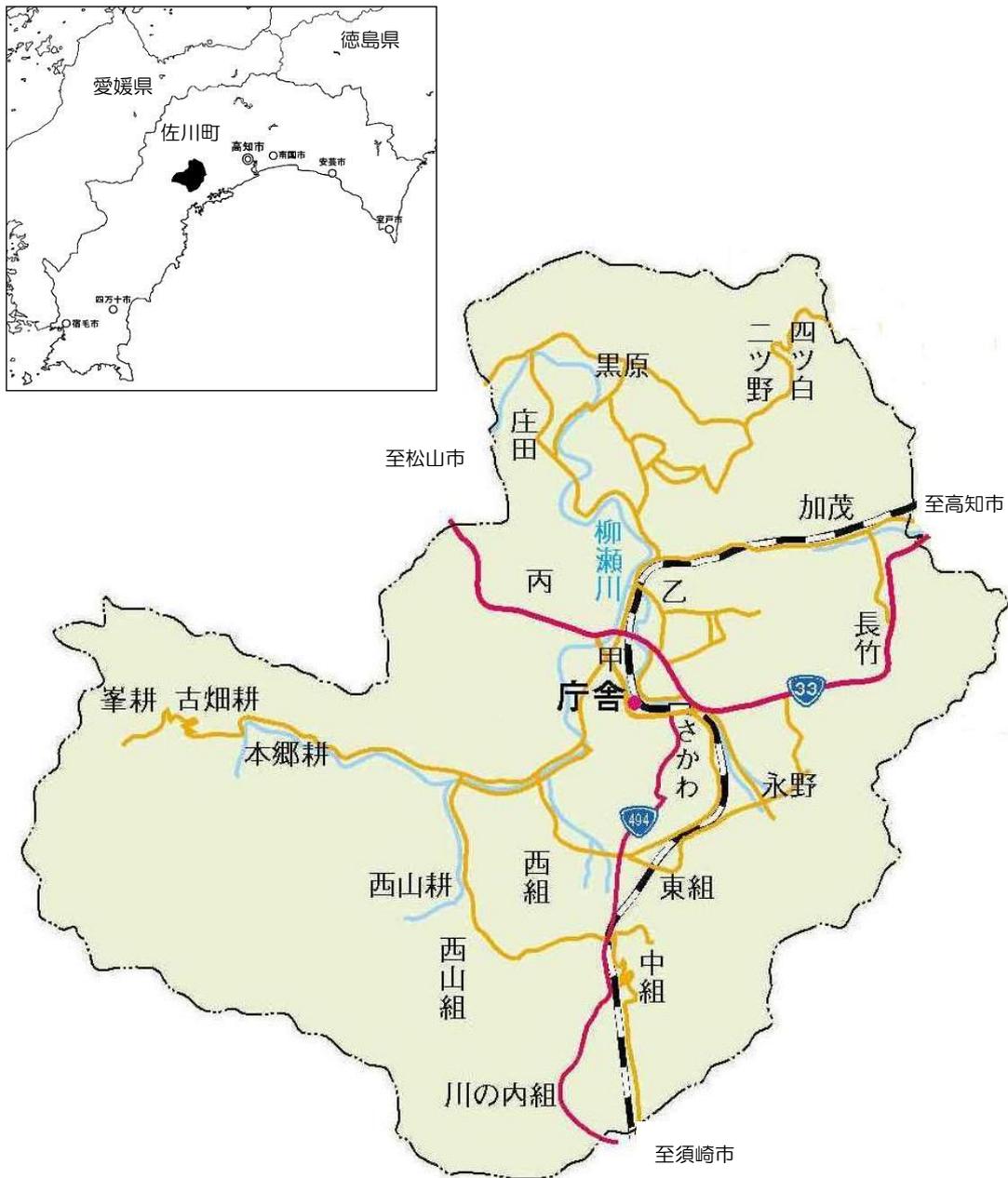


する山裾、その境界域にあたる林縁部からなる里山のエリアで豊かな生物相が保たれていることによるものであり、また林縁部には多くの社寺林が存在しており、そのような場所も生物の生息空間として有効に機能しているからである。

【牧野公園より望む】

(3) 佐川町の位置と交通

高知県の中西部に位置し、県都高知市からは約27km、車で1時間内の距離圏となっており、広域的に見ると県都と愛媛県を結ぶ国道33号、山間部と太平洋を結ぶ国道494号と町内に5駅（土佐加茂、西佐川、佐川、^{えりのの}襟野々、斗賀野）あるJR土讃線が交差する交通の結節点に位置する地域である。



(4)「文教のまち」佐川

① 文教のゆえん

「文教のまち」、これが自他ともに認める佐川町の惹句である。その他佐川町を言い表す言葉として、「酒のまち」「桜のまち」「まちなみのまち」がよく用いられ、また世間に広く知られているところである。

以前、地元の新聞社が高知市内の若い女性を対象として、高知県内で訪れてみたい市町村はどこか、というアンケートを数年次にわたってとったことがある。その結果、佐川町は常にベストスリーの一角を占めた。これは、前記の「文教」「酒」「桜」「まちなみ」が渾然一体となって醸し出す町の雰囲気、若い女性の心をとらえたからなのだろう。

慶長6年(1601)、土佐国の新国主山内一豊がその筆頭家老職深尾和泉守重良を佐川に入封させ、その支配を委ねた。上記の佐川町を言い表す惹句に共通していることは、元をたどればこの深尾入封がきっかけとなって始まったものであるということだ。佐川町が「文教のまち」等として発展してきたのは、江戸期に土佐藩筆頭家老職深尾の治下で栄えた歴史が密接不可分に関係している。

それぞれ、藩政期に培われた文教の風土に育まれた多くの偉人を輩出したことによるもの、牧野富太郎博士のソメイヨシノ植樹に端を発する牧野公園の桜によるもの、江戸初期より続く伝統の酒造り及び白壁の酒蔵のまちなみをあらわしたものの、いずれも佐川独特の歴史及び伝統がそれらを醸しだし、現在にも引き継がれているまちの人々の活動により大事にされてきた文化が創り出しているイメージである。

その中でも「文教」は佐川町を最も特色づける要素である。「文教」とは、学問・教育によって人を教化する、若しくは教育行政の意である。このように「文教」とは概念的なものであり、その有り様や成果が実体的なものとして顕在化されにくい特質を有している。そのため、「文教」は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第1条に規定する歴史的風致の定義からして、その要素として適用し難い側面を有していることは否めない。しかしながら、「文教」を外して佐川町を語ることはできない。後述で、佐川町の歴史的風致の要素として挙げている「酒造り」と「桜」などは、町内外の人びとから常に“文教の地の……”というフィルターを通して捉えられている。この「文教」的なるもの、所謂「文教性」が、それらの景観及び風情をより一層豊かに深くしていることは確かである。つまり、「文教」は、佐川町の歴史や文化の基底に流れているのであって、当然、佐川町の歴史的風致にも通底している。

佐川を治めた深尾氏は代々文教政策に力を入れた。その結晶が郷校「名教館（めいこうかん）」である。当館の教育は、天文学、数学、英語などかなり高度なレベルであったと伝えられている。この名教館から幾多の俊秀が巣立っていった。いわば名教館は、文教の地のルーツといえる存在である。こうした文教の歴史から、佐川町は幕末から明治・大正にかけ、また昭和・平成にも名教館出身者を含めて数多の文教人を輩出してきた。佐川の風土と文化が生んだ文教人は今なお、町の人びとの誇りとして、あるいは見習うべき先輩として、文教のまちに息づいている。

また、佐川の文教は名教館に代表される公の施策の他、人びとの活動によって支えられてきたところが大きい。前述のとおり主に深尾家臣団に施された教育はやがて、町人へと広がりを見せ、文教のまちを形づくっていく。特に人づくりに関しては熱心で、後人への教育に関して力を注いだことと、町の人びとの自主的な取組による文化振興活動は特筆すべきものがある。

② 輩出した人びと

○ 田中光顕（たなか みつあき）

元宮内大臣田中光顕は上郷地区足軽の生まれ。土佐勤王党に加わり、脱藩、所謂勤王の志士として長州藩のもと活動。坂本龍馬・中岡慎太郎死後、陸援隊を率い、明治維新に貢献した。維新後、宮内大臣、貴族院議員、学習院長などを歴任。後年、佐川町のために育英事業、文化事業など多大の貢献をなした。



【田中光顕】

○ 牧野富太郎（まきの とみたろう）

「植物学の父」として世界中から敬愛されている植物学者牧野富太郎博士は西町の酒屋岸屋の生まれであり、郷校名教館で学ぶなど青年期まで佐川で暮らした。東京帝国大学で独学、研究を重ねる中千種もの新種を発見した。その中には、サカワサイシンを始めとして佐川の名を冠したものが数種ある。サカワサイシンは「町の花」に指定されている。



【牧野富太郎】

○ 広井勇（ひろい いさみ）

広井勇は上郷の生まれ、父は名教館教授。幼くして父を失った後、明治天皇侍従片岡利和に伴われて上京。東京帝国大学工学部教授として教鞭をとる傍



【広井勇】

ら、内務省技師として土木事業の指導に携わった。小樽港の築港では日本初のコンクリート製長大防波堤を完成させるなど、特に港湾築造技術に優れ、「港湾博士」として知られた。

○ 西谷退三（にしだに たいそう）

西谷退三（竹村源兵衛）は西町の生まれ、家業であった薬種問屋を他人に譲渡し、欧州各地を巡遊、帰国後西谷に居を構え隠棲。死後、「セルボーンの博物誌」の翻訳原稿が発見され、現在でも訳書の中の随一の名著と評されている。

○ 外山国彦（とやま くにひこ）

外山国彦は明治18年西町で生まれ、東京音楽学校（現東京芸大）声楽部を卒業後、日本人男声声楽家の草分けとして活躍。日本で初めて「独唱会」を行った男性歌手である。

○ 下八川圭祐（しもやかわ けいすけ）

下八川圭祐は明治33年四ッ白に生まれる。大正15年東洋音楽学校（現東京音楽大学）を首席で卒業、オペラ歌手として活躍する傍ら、昭和5年下八川圭祐声楽研究所を開設、後進の指導にあたった。藤原歌劇団を主としてバリトン歌手として公演を続けた。昭和44年昭和音楽短期大学学長就任。死後、高知県に下八川賞が設けられ現在まで続いている。故郷佐川町にも「学芸振興下八川基金」を設け、芸術文化活動の助成を行っている。

また、彼の音楽志望への糸口は、牧野富太郎が若き日に持ち帰ったオルガンに魅せられたことによるという。

○ 土井八枝（つちい やえ）

土井八枝は明治12年西谷地区の林家の生まれ。土井晚翠は夫。林並木は兄。「仙台方言集」「土佐方言集」を出版するなど「方言界の先覚」と称された。ちなみに、佐川小学校・中学校の校歌は、作詞土井晚翠 作曲外山国彦によるもの。

○ 楠木繁夫（くすのき しげお）

楠木繁夫（黒田進）は明治37年西町の生まれ。昭和10年前後流行歌手として「緑の地平線」「人生劇場」などを歌い一世を風靡した。古賀政男の愛弟子であり、当時藤山一郎と人気を二分するほどの人気歌手として世に知られた。

○ 森下雨村（もりした うそん）

森下雨村は明治23年上郷の生まれ。博文館に就職し「新青年」の編集に従事した。翻訳探偵小説を書く傍ら、新進の探偵作家の養成に尽力

し、江戸川乱歩、大下宇陀児、横溝正史など多くの推理作家を誕生させた。晩年、故郷佐川に帰り晴耕雨読の生活を送った。その時の様子を綴った随想、「猿猴 川に死す」は平成に入り再評価された。なお、畏友西谷退三の翻訳「セルボーンの博物誌」が刊行されたのは、彼の働きが大きい。

○ 水野龍（みずの りょう）

安政6年（1859）上郷に生まれた水野は、青年時代佐川自由党の結成した南山社の盟友となり、県下各地を遊説した熱血漢であった。明治41年（1908）皇国殖民会社を設立し、同年、初のブラジル移民船「笠戸丸」を率いて781名の移民を遂げて以来、大正12年までに約2万人の移民を成功させ「ブラジル移民の父」と呼ばれた。また、本年（2008）がブラジル移民100周年にあたることから、それを記念して県移住者の記念碑が佐川町に建立された。加えて、水野龍、笠戸丸が新聞、テレビ等で大きく報じられた。



【高知県人中南米移住之碑】

その他の佐川町出身者として、「明治天皇侍従」^{かたおかとしかず}片岡利和男爵、「貴族院議員、東京帝国大学法科大学長、中央大学創立者」^{ひしかたやすし}土方寧 法学博士、「貴族院議員」^{ふるさわしげる}古沢 滋、「医学博士」^{やまさきまさただ}山崎正薫、「大阪海運界の雄」^{はまくち}浜口駒次郎、「刀工」^{なんかいたろうともたか}南海太郎朝尊、「日本画家」^{ひろせとうほ}広瀬東畝、「貴族院議員、深尾家第13代」^{ふかおりゅうたろう}深尾隆太郎男爵、「漫画家」^{くろがね}黒鉄ヒロシ、「直木賞作家」^{ばんどう ま さ こ}坂東眞砂子など政治家、教育者、研究者、官僚、経済人、芸術・芸能、作家とあらゆる分野で活躍した人々は、枚挙にいとまがない。

こうした人々は決して偶然に佐川町の出身であるわけではなく、藩政時代から綿々と続く文教の伝統が育んだものである。

③ 名教館（めいこうかん）

○ その歴史

近世教育の曙と見るべきものは、先ず領主深尾氏の侍講から始まるが、元禄2年（1689）には、深尾4代領主若狭重方によって、当時の藩内最高碩学である谷泰山を佐川に招じ土佐南学の講義が土職に対し行われた記録が見られる。

重方は、文教政策に重きを置き、家臣恩田常正を弓術師範として、武技の鍛錬に精励する他、伊藤東涯門の高弟、江田成章（堀川学派）を儒臣として迎え講義させている。また、当時論語考究では第一人者であった小原善助正明が藩主側近の讒謗ざんぼうにより「佐川領預け」となるや、幽閉地から秘かに彼を招きその講筵こうえんを受けたり、死後建碑を領主自ら行うなど、重方の学問に対する情熱がうかがわれる。

5代重峯は正徳5年（1715）江田成章の残した堀川学を継ぐ侍臣小川貞太郎を登用、享保年間には富永惟安を大阪より招聘、儒臣として朱子学を講義させた。

以上のように、藩政中期の教育は侍講というかたちで、深尾土居内の学問所での講義が主であった。

6代茂澄は、明和年間富永惟安の高弟、中山高陽の愛弟子松本清助を招いて更に学問の啓培に努めていたが、一層の学研の必要を感じ、安永9年（1780）従来の学問所を昇格、家塾として「名教館」と命名、高知より山本仙蔵を招き充実した内容として数多の家臣に受講せしめた。この「名教館」こそ「文教のまち」佐川の源泉であり、現在まで続く文教のシンボルである。

「名教館」は、7代繁寛により享和2年（1802）家塾から郷校へと拡張され、上士、門閥家のみならず、一般軽格の士総てに教育の機会を与えることになった。このとき、頼春水（頼山陽の父）に嘱して草し、講堂の上段に掲げた扁額「本立而道生（もとたちてみちなる）」は現在も名教館に掲げられている。

その後9代重教は、更に名教館を拡張するため、天保元年（1830）校舎を菜園場に建築、長州の明倫館に模し壮大な文武両道の教育施設「文武館」とした。その中に「名教館」「武道場」「塾頭山本家控屋敷」等が入り、文教の殿堂が完成した。

以後名教館は、明治維新を経て名教義塾、第150番名教学舎等と変遷し佐川小学校となった。

【名教館（大正初年撮影）】



【名教館（玄関）】

○ 名教館に関わる幕末・明治の教育

名教館を中心とした佐川の教育は、特に藩政末から明治初期にかけて文教のまちを創りあげ、現在もその文化が色濃く残っている。

その一端として田中光顕伯の語ったものから引用すると、『鼎（深尾鼎・第10代当主）といふのは当時の所謂ハイカラで、長崎へ人を使わして医師の稽古をさしたり、豊後の村上幸造という剣客を聘したり、また武市瑞山先生を高知から迎えて武術の指南をさせたり、なかなか文武の道を励んだものであった。而して鼎自身も多芸多才の士で、早くから西洋の文物を佐川に輸入した。自分（光顕）なんかも六歳の時既に種痘をしたが、今から67、8年も前に佐川の山奥で種痘が出来たというのは、なかなか進んだものであった』（大正6年刊・田中青山伯）とあり、時代の変革期においても文教を重んじた様子がうかがわれる。

また、明治に入り、版籍奉還・廃藩置県を経て、名教館が公的には廃止された時も、時の教員、永野亮吉、麻田反等により学業の中断を補うため「名教義塾」が開かれ、高知から英語教育のために長尾梅軒、矢野初吉を招聘した。この二人は当時県下唯一の英語学者であり、文教のまち佐川であればこそその招聘であった。この頃のことを牧野富太郎は後に「霧生関」に「その時分に余程難しい英語の書物などを平気で読んで授けられた。（中略）この英語の早く佐川に入って居たということは後になって小学校の授業の時など大分利益があった。比較的正確な材料を佐川の学校では使っていた」と寄稿している。

また、当時すでに下士や士分以外の人々にも教育に対する憧憬と熱望は広がり、私塾では士族子弟とともに平民も授業を受けた。これは、伝統の名教館に学んで、学問を身につけた士族が多く、家塾を開く者が多

かったため、藩政末期から小学令以前の佐川の寺子屋教育はとくに高揚された。

大正7年建立の「学問村の碑」では、明治新時代を振り返り、そのころの青少年の熾烈な学問探究の意欲とその刻苦研鑽の跡が誇り高く氏名を刻して後人を励ましている。『鳥の巣(地名)に下士の武家18戸あり、山崎正寛、永野親亮、吉本順吉の三先学(いずれも名教義塾教授)とともに夜学会を開き、勉学に勤しむこと数年、人々は学問村と称した。人生は無常であり山河もまたうつろう。世に伝えるためにここに刻み、後人に学問の大切さを告げる』(原文は漢文・口語訳・土居香国)



【学問村の碑】



○ 伊藤蘭林 (いとう らんりん)

「文教のまち」佐川は、名教館をはじめ私塾等の教育者によって支えられてきた。佐川の教育者を語る時、その代表に挙げられるのは伊藤蘭林である。

伊藤蘭林は、文化11年(1814)儒学者伊藤徳正の子として生まれる。郷校名教館に学んで後長じてからは、名教館末期の教授となり、多くの深尾家臣子弟を訓育。田中光顕以下佐川郷内から輩出した勤王志士は皆蘭林門下から出ているが、「その基礎根帯を造ったのは伊藤蘭林の力であると思われる」(土居香国の証言)。牧野富太郎博士は



【伊藤蘭林邸(移築)】

後に「私などが一番最初に読書を習った人は伊藤蘭林大先生である。その頃は目細谷に居られた。まだ土族と平民との階級が残っていた時分で、町人では学問をするものも少なかった」（霧生関）と当時の伊藤蘭林との思い出を語っている。

また、田中光顕伯が43年ぶりに故郷佐川に帰郷した際、真っ先におとずれたのは、目細谷の蘭林翁の墓前であった。

佐川町では明治末期から青少年教育褒賞の制度として伊藤蘭林奨学賞が設けられ、組合立佐川高等小学校優等卒業に授与することが昭和21年の学制改革の時期まで続けられた。

○ 「名教館」の精神を継承する活動

文教のルーツ名教館の精神を継承する活動として、明治中頃から昭和初年まで小学校教育の補習と社会的教養を修めるために行われた「夜学会」が挙げられる。夜間に各地区の小学校や、公会堂に会合して勉学したが、その教師には、小学校の先生や篤学者、村吏があたったという。

佐川には夜学会が大小数多く作られ、文教の伝統と当時の青年の向学心がうかがわれるが、中には自由民権運動の影響を受けた政治的勉学会もあった。

明治15年から20年にかけて「共立社」、「共愛会」、「公正社」、「盈進会」、「英進会」をはじめ各地に夜学会が創設された。その中には、牧野富太郎が関わった「公正社」、「英学舎」、「佐川理学会」などもあり、明治19年設立の「英学舎」では、英語の勉強を主としたが、会員100名を越え、内30名は女子会員であり、生徒溜席を増築するほどの盛況であった。

この名教館の精神を継承する活動は、平成の時代になって、当時の町総合計画「佐川・21Cルネサンスプラン」の基本計画の一つであるコミュニティカレッジ構想から生まれた「佐川ルネサンス大学」へと引き継がれた。平成3年に開学された同大学は、各分野の専門家を講師として招聘し、一般的なカルチャー教室の発想を数歩も踏み越えた内容で、運営された。講座は、歴史、国際政治、法律、文学、英



【広報さかわ記事】

会話、家庭看護、その他レディースサッカー等のスポーツ教室など多岐にわたり、講座数も20～30と、質量共に充実した設定であった。入学受付日には、数百人が押しかけるほどの盛況で、講座によっては定員に対して10～20倍の倍率となる人気を博した。また、単位制を採用して、出席数の足りない講座は未修了とし卒業を認めないなど、より実際の大学に近い形で運営された。

今、「佐川ルネサンス大学」は「名教館21」と名称を変え、講座数等規模は縮小したとはいえ変わらぬ人気を博し、文教の伝統を脈々と継承している。また、同じく名教館の精神を継承する活動として、名教館出身者の中でも最高峰の文教人である世界的な植物学者牧野富太郎博士の顕彰と科学教育の振興を図るため、明日の牧野博士を目指せと町内小中学生を対象に、理科・科学研究成果の発表と審査を行う「牧野賞科学研究発表会」を毎年実施している。



【牧野賞科学研究発表会】

○ 現在の「名教館」活用の取り組み

佐川町教育委員会は、昭和50年以来、小学校3・4年生を対象とした社会科副読本「佐川の暮らし」を製作し、ふるさとでのくらしや産業、歴史についての特別授業を設け、佐川の子供たちにふるさとのことをより深く知ってもらうための取り組みを行っている。その中でも、特に文教の歴史は時間を割いて教えられ、名教館や青山文庫等代表的な文教施設には実地に足を運び授業が行われるなど、熱のこもった取り組みがなされている。文教人の血が現在の子供たちにも脈々と流れていることを、子供ながらに理解してもらうことを企図した教育実践である。



【佐川の暮らし】

また、社会教育の場でも、「佐川史談会」や「NPO法人佐川くろがね

の会」などの団体が名教館を自らの学習の研究対象として活用すると共に、町内外から人びとを集め名教館に案内し、その歴史・文教性の周知啓発等に取り組んでいる。

これら「名教館」を舞台とした学校教育・社会教育両面の活動は、名教館をルーツとして連綿と継承されてきた文教の伝統の延長線上に位置付けられるものであり、町全体の文教性の向上に寄与すると共に、明日の文教に繋げる取り組みとして、「名教館」及びその周辺市街地が一体となった文教環境の醸成に貢献している。

④ 青山文庫（せいざんぶんこ）

現在の佐川町の文教施策を象徴するのは町立博物館の青山文庫である。青山文庫には田中光顕伯の蔵書並びに非常に貴重な御物、宸翰、勤王の志士の遺墨、西谷退三蔵書などが展示、保管され、「文教のまち」佐川を町内外に発信している。

青山文庫の名称は、寄贈者田中光顕伯の雅号が青山であったことに由来する。その成り立ちには町の人びとの、先達への尊敬と顕彰、後人の育成、歴史的遺産・文化の保存にかける想いが込められている。単なる公設の博物館ではなく、町の人びとによる文教の象徴として、今もなお、その意義を全うしている。



【佐川文庫庫舎（旧青山文庫）】

上：佐川文庫時代 下：現在

○ その歴史

青山文庫の歴史は、川田文庫から始まる。川田文庫は明治43年（1910）当時佐川郵便局長であった川田豊太郎が、維新以来の佐川の文化の凋落化を憂い、町内文化振興のため、私費を投じて私邸の一部を開

放して西町の郵便局横に創立したもので、高知県初の私立図書館である。当初は数百冊をもって発足したが、私費による購入や町内有志、関係者等の寄贈により逐次充実し、大正8年5月時点では、11,000冊余にも達した。

一方、大正4年田中光顕伯の偉業を称え、その邸宅等の維持保存と育英事業を目的とした青山会が町内有志により設立された。青山会は町の補助を受けて上郷地区の田中伯邸址に記念碑を建造するなどの活動を経て大正14年財団法人化された。

大正14年田中光顕伯は川田豊太郎をはじめとした町内有志のこうした活動や川田文庫の経営理念に感激し、基金7,500円と自己の蔵書1万数千冊を寄贈し、これにより川田文庫は財団法人青山会に経営を移譲、「青山文庫」と改称し、ここに青山文庫が誕生した。

その後、逐次田中伯により皇室御下賜の品、維新志士の遺墨、書籍等が寄贈され、内容を充実、昭和5年事業の発展に伴い、展覧会場、講演会場、その他各種の集会場施設が増築された。この経費は町内外の有志の寄付によるもので賄われた。この際、上町地区にあった元佐川警察署（明治19年建築）を青山会が買い取り、佐川郵便局内の敷地に移築し、青山文庫の会堂兼特別閲覧室として使用することとした。この建物は明治初期の欧化風潮をあらわした様式の建造物で、当時としては珍しい白亜のロマネスク建築で異国情緒を醸し出していた。その後、県立青山文庫（後記）との混同を避けるため佐川文庫と名称を変更し、昭和52年、青山会の解散に伴い、佐川文庫の建物・図書等の財産は、佐川町に無償譲渡された。その翌年、佐川文庫は、郵便局舎の拡張に伴い、当時郊外に建設中であった佐川町総合文化センターの敷地内に移築されると共にその図書等資料は同文化センター内の図書室に収蔵されることとなり、本来のあり方とは変容したが、その活動を継続している。

なお、青山会の解散は、同文化センター新設に伴いその役割を果たしたと判断したためであり、その佐川町に引き継がれた財産の一部は、現在佐川町奨学基金として活用されている。

このように青山文庫は田中伯の後ろ盾を得て、川田豊太郎館長のもとに町内有志が一丸となってその経営にあたった。これも佐川町の発展と佐川文化向上を願った先覚達の一途な願望の発露に外ならず、まさに「文教のまち」の面目躍如といったところである。

以後戦争を経て、昭和22年その経営を町に委託、昭和34年には、「セルボーンの博物誌」翻訳に生涯を尽くした隠棲の英文学者西谷退三遺品

の蔵書約12,000冊を加えた。38年県立となり現在地（先記（14頁）土方寧法学博士邸跡）に県立青山文庫を開設（高知県立郷土文化会館分館青山文庫）、田中・西谷蔵書等は青山文庫へ、旧川田文庫の図書等資料は佐川文庫へ引き継がれ、先述したように現在町文化センターに保管されている。

平成3年、青山文庫は県立から町立となり、平成6年、博物館法に基づく登録博物館となり、「文教のまち」佐川の宝として、田中光顕伯の言葉を肝に銘じつつ運営・活用されている。

○ 現在の「青山文庫」

現在の青山文庫は、従来の伝統に立って、日本史・維新・人権を三本柱として運営している。展示は、近世初頭から近代半ばまでである。

収蔵する史料は、田中光顕の寄贈図書と西谷退三蔵書の合計約23,000冊の他、以下に示すもの千数百点がある。

- ・皇室関係資料 41点 宮内大臣を務めた田中光顕の立場に関わるもの
- ・山内氏・深尾氏関係史料 約70点 深尾家歴代当主年譜、正月のりぞめ馭初の料理献立の長巻 他
- ・絵・地図 1舗 公儀に廓の一部普請を願い出た際の高知廓中図
- ・田中家関係史料 田中光顕の父・父祖に関する3巻17通
- ・維新史料 土佐藩200点、水戸藩50点、薩摩藩20点、長州藩60点等 井伊直弼の伊勢神宮への攘夷祈願文1巻、吉田松陰の野山獄書状1幅、尊王論を説く坂本龍馬の書状など
- ・自由民権運動関係史料 征韓論争にかかわる木戸孝允の書状4通、板垣退助の東北遊説を詳記した随行員の回顧録1巻
- ・その他 法隆寺百万塔付属自心印陀羅尼經1枚、西山宗因自筆の日記紀行「飛鳥川」1冊、その他である。

以上、「青山文庫」はその収蔵する史料の価値が非常に高いことから、余所から多くの歴史研究家などが来訪するが、「佐川史談会」や「古文書研究会」、その他歴史愛好家など町内の人びとも史料研究や会合の場としてよく活用しており、いわば文教のサロンともなっている。こうして人びとが集う過程で、郷土史の不詳部分の解明、新史料の発見等様々な成果を生んできたが、その中でも特筆すべきは、文庫の学芸員が中心となり、ここに集う人びとの協力の下に編纂した「歴史街道佐川」の出版である。この本は、深尾のルーツ他佐川町の歴史、日本史の視点から見た佐川史など、綿密な研究を下地に多角的かつ重層的に記されており、平

成10年と18年の2回に亘って出版された。

伝統の再興も行われている。佐川ならではの料理の研究をしている有志のグループが、青山文庫の史料を基に、深尾時代からの伝統的な菓子である塩納豆や山椒餅を往事の調合を調べて復活し、商品化した。また、深尾家正月馭初料理献立の長巻を調べて、その献立を再現する試みなども行われている。

また、「佐川文庫庫舎（旧青山文庫）」においても、文教の歴史を体現する県下最古の木造洋館としての価値性から、歴史家や建築家の研究対象となっており、その内部・外観等の調査が系統的におこなわれている。

⑤ 文教の伝統を反映した活動

「第1章 - 1 - (4) - ②」で紹介したように佐川町は幾多の有為の人材を輩出した。これは、江戸期、領主の深尾氏が、郷校「名教館」における教育など代々文教政策を重視し力を入れてきた成果といえる。言い換えれば、この成果は、文教、つまり当時の教育行政が生んだものである。この文教重視は途絶えることなく明治期以降も引き継がれ、現代の学校教育・社会教育等の教育行政にも連綿と継承されている。

この文教の伝統は、佐川町の歴史や文化と密に関係しながら、過去から現代そして未来へと貫流している。

第4次佐川町総合計画では、「文教のまち」とはつまり、「人づくりのまち」と再定義し、公的教育のみならず、人びとが自ら学ぶ伝統の大切さとその振興を謳っている。

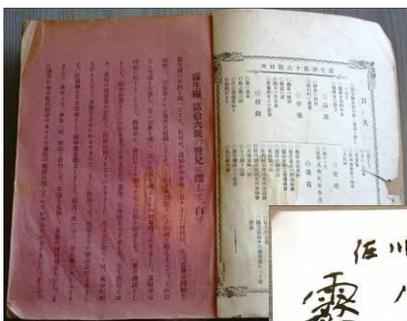
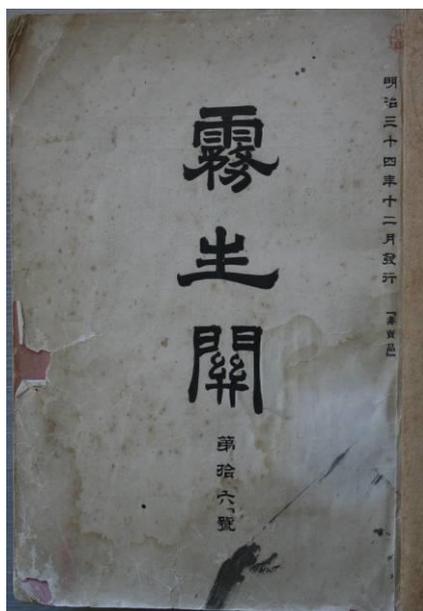
佐川町では前述の先達の意志を引き継ぎ、「文教のまち」の風土を守り、向上するために人びとが活動している。

その一例が「霧生関^{きりゆうげき}」である。「霧生関」は明治20年頃、高知第1中学校（現在の追手前高校）の佐川出身生徒が同好会誌として創刊したことに始まる。会員の会費により発刊、当初はガリ版刷りの所謂文集風の編集であったが、文明開化の波に乗った若者達の高揚と気迫が澁刺と表現された内容であった。

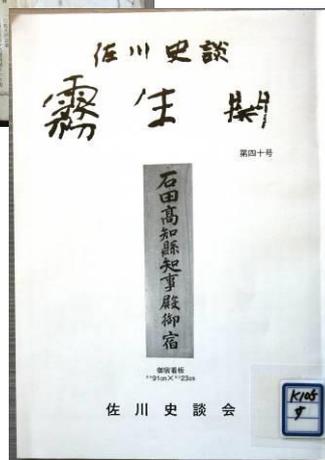
明治34年の第16号から田中光顕伯の育英事業の一端として援助を受け、また、多くの佐川町民や出身者から寄付を受け、装丁を一新、編集を麗澤舎^{れいたくしゃ}の同人があたることになった。以来大正10年33号まで連綿と年1回発行し続けた。その内容はバラエティに富み、論説、学芸、文学、雑録、伝記、随想など当時の学生や、佐川の古老から若者まで、また時に牧

野富太郎をはじめとした佐川出身の先達が寄稿した。

休刊から60年、昭和55年に佐川史談会により復刊、現在まで43号（通刊76号）を重ねている。その内容は、同会が研究対象とした佐川町の歴史、旧跡、史料等の紹介や歴史家、文筆家の寄稿など多岐にわたり、そのバックナンバーを揃えたら佐川の歴史すべてが分かるという程の充実したものである。この復刊「霧生関」は、約250名の同会員に配布され、購読されている。この編纂・発行の責任者は、同会の代表である国指定重要文化財竹村家住宅の当主が務めている。このことから、必然的に竹村邸がその編纂作業、及び時折会員が集って開催される勉強会などの拠点となっている。このように文教の伝統を反映し、かつ、継承している人びとの活動は、竹村邸及びその周辺の酒蔵群のまちなみで構成される歴史的空間と相まって、佐川独得の文教の風土を形成している。



【霧生関】



【復刊霧生関】

2 佐川町に存する文化財の状況

(1) 佐川町の国指定文化財

町内には国指定文化財が不動ガ岩屋洞窟遺跡、木造薬師如来及両脇侍像^{りょうわきじ}と竹村家住宅の3件ある。

不動ガ岩屋洞窟遺跡は、四国を横走る石灰岩帯の鳥の巣石灰岩脈に属する洞窟にある。洞窟は二洞に分かれ、第一洞は幅4m、高さ6mの逆U字形で、奥行きは8m、第二洞は第一洞側面に開口する幅4m、奥行8m、高さ2mの支洞である。この洞窟からは土器と石器が出土しており、その土器は細隆起線文土器とよばれるもので縄文時代草創期のもので県内では最古の土器であると共に、わが国最古の土器群の一つである。(昭和53年12月19日指定)



【不動ガ岩屋洞窟遺跡と出土の尖頭器等】



木造薬師如来及両脇侍像は、川内ヶ谷地区の大乗院の薬師堂内に安置されている。3軀からなるこの像は鎌倉時代快慶作と伝えられ、薬師如来は像高86.5cm、軀部は充実した肉取りで腹部を広くあげ、膝前で左足を衣でつつみ、ゆったりとした抑揚に富む美しい衣文線を描いている。両脇侍（日光・月光菩薩）は中尊と同じ手法により肉感的なふくらみを持たせ左右対称に右日輪、左月輪をつけた蓮華茎を手につく。（大正5年8月17日指定）

【大乗院】



【月光菩薩】

【薬師如来】

【日光菩薩】

竹村家住宅は、上町（うえまち）地区に位置し、江戸時代中期より酒造業を営む家系であり、御目見町人として名字帯刀をゆるされるなど、佐川町に現在もある酒造会社「司牡丹」につらなる有力商家の住宅(店舗)を当時のまま伝える重要文化財である。上座敷と東棟（店舗部）からなる住宅は、江戸中期以降幕府巡見使宿を務めるなど上客を迎えるための建物として花頭窓を付けた付書院を構え、意匠を凝らした欄間があるなど武家住宅に準ずる上質な座敷を有する。また、玄関、次ノ間、上ノ間の壁はすべて貼付壁とし、技巧を凝らした紙を用いている。（平成19年12月4日指定）



【竹村家住宅】



【東棟（土間）】



【上の間】

(2) その他の文化財

前述の国指定の文化財のほか、文化財保護条例に基づく県または町の文化財は、次のようなものがある。まず、有形の文化財としては、明治初年の鹿鳴館時代の影響を残す「佐川文庫庫舎」、また、鎌倉時代創建の「古畑観音堂」、明治初期創建の「荒太郎神社」、天保年間建築の深尾家郷校「名教館玄関」、藩政後期の酒造屋でその白壁が当時の趣を残す「ほてい」（以上、町指定有形文化財）や土佐三大名園に数えられる乗台寺庭園（ひさご園）と青源寺庭園（鶴亀園）（いずれも県名勝）など数多くのものがある。また、無形の民俗文化財としては、瑞応の盆踊、土佐の太刀踊（佐川町太刀踊）（四ツ白）（いずれも県保護無形民俗文化財）、白倉神社花取踊（町指定無形民俗文化財）など当時の民俗芸能が今も地区住民によって伝えられている。

3 総合計画における歴史的風致の維持及び向上の位置付け

第4次佐川町総合計画（平成17年度策定）では、「文化財保護と活用」として、

- 豊富に存在する地域に根ざした伝統文化・芸能の保存・継承方法を十分に検討し、大切な宝として後世に引き継いでいくように引き続き努めます。
- 個別に存在する文化・芸能遺産の情報を一元化し、管理・活用できるようにすることで、面・群として文化財の付加価値化を図ります。
- これまでの文化財の保護にとどまらず、活用を検討し、優れた文化・芸術に触れる機会をできるだけつくり、それらの刺激を通じて、地域に根ざした文化の大切さを認識できるように努めます。
- 青山文庫の資料や土佐の三大名園の青源寺、乗台寺など文化財を産業等と連携して活用することで、まちの宝を再発見、創造していきます。

という目標を掲げ、文化財の付加価値化とその活用を目指している。

また、まちづくり行政の観点では、

- まちなみ景観の創造や農村景観の保全など秩序ある土地利用計画に基づいた住環境整備を図ります。

として、景観保全の目標を掲げ、「まちの活性化」では、「ひと、もの、文化、自然など」の「掘り起こしや、再認識などに努める」とし、「現在ある桜や街並み、豊富な文化財などの連携」を図るとしている。

4 佐川町における歴史的風致

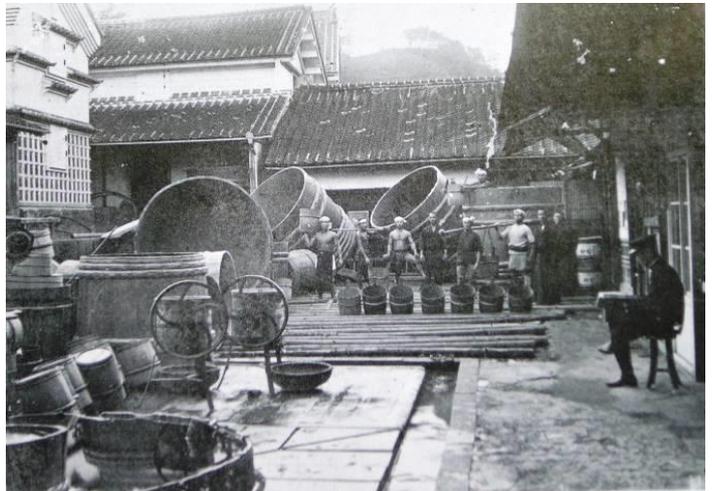
(1)「酒造り」の歴史的風致

晩秋から初冬にかけて、佐川は得もいえない芳香に包まれる。江戸初期から続く造り酒屋があるため、酒のもろみが熟成する頃になると、芳醇な香りは白壁の蔵塀から溢れて、風に乗って四方に広がる。

ある作家は、「気のせいか、駅舎の柱から店の看板、道の辺の小石にまで酒の香りが染みとおっているように思え、何となく心が弾んでくるのである。」と酒造りの伝統を表現している。こうした風景・伝統・香りは、400年の歴史を持ち、佐川のまちに染みこんでいる。

① 酒造りの歴史

万治2年(1659)2代深尾重昌の要請により高知種崎町から誘致された鉄屋四郎兵衛は当初から御目見御免の特権と中町の広大な屋敷地を与えられ、またその高知への帰住願に対し酒甬手(酒造権)給付をもって慰留されている。これは、高知の有力町人の移住・定着化による佐川町人町の発展を図るためであった。



【往年の酒造風景(若柳時代)】

鉄屋の酒造経営の実質は、酒甬手を借用する形で黒金屋(竹村家)が行っており、当初から順調であった。明和7年(1770)には独自の御手酒屋号と屋号「黒金屋」を拝領し、名実ともに佐川を代表する商家となった。

藩治時代佐川領内には町人町にしか造り酒屋がなく、その商圈は広域に渡り、大いに栄えた。明治初年頃までに酒造業者が9戸あったとの記録がある。現在佐川町にある造り酒屋は司牡丹である。司牡丹は大正7年、当時佐川にあった酒屋3軒4銘柄(竹村本家・笹の露、生金屋・野菊、竹村出店・若柳、日の本)が合併、佐川醸造会社(千歳鯛)を設立したのに始まり、田中光顕名付けの酒銘「司牡丹」を販売、昭和7年に酒銘を社名とし司牡丹酒造株式会社となった。

酒造りが佐川で栄えた背景には、その自然条件の良好さに負うところも大きい。佐川は山に囲まれた盆地であり、冬の寒さは酒造りに適している。

また、町を仁淀川の支流が貫き、水は豊かである。酒造りの仕込み水は奥の土居の湧き水で、本来酒造りに不向きとされている軟水を使用し、芳醇無比と賞される独特の風味を創りあげている。

② 酒造りに関わる人びと

酒造りの工程は、蒸し、^{せいきく}製麹、^{しゅぼ}酒母造り、もろみ、^{じょうそう}上槽等であり、基本的に昔も今も変わらない。酒造りの伝統は時代を経ても脈々と受け継がれている。

酒造りの要的存在といえは杜氏である。杜氏は、10月頃から翌年の5月頃まで蔵元に滞在し、蔵人（杜氏のもとで酒造りに従事する人の総称）とともに仕込みを行う。原料の吟味や発酵状態の判断などには熟練した勘がものをいい、その技は酒の味を左右する。

佐川の酒の味は、広島杜氏がつくったともいえる。軟水でいい酒を造るなら広島杜氏と、司牡丹の中興の祖・竹村源十郎が見込んで以来、歴代の広島杜氏たちが酒造りに携わってきた。現在の杜氏は12代目となる。杜氏の言葉である。「酒造りは子育てと同じ。赤ん坊が泣きだせば母親は深夜だろうと早朝だろうと乳を与えるように、何のためらいもなく無償の愛を与え尽くさなければ、いい酒はできない」

昔ながらの「こしき」と呼ばれるせいろのような桶で蒸す酒米の蒸し具合。酒造りで最も重要で難しいと言われる麹造り。「初添え」「踊り」「仲添え」「留添え」と呼ばれる作業段階を4日間かけて行うもろみ仕込み。熟成したもろみを布の袋



【蒸し】



【麹切り返し】



【盛り(麹蓋)】



【もろみ仕込み】



【槽(ふね)】



【しぼり】

に詰めて、「槽（ふね）」という昔ながらの圧搾機にかけて芳醇な香りを放つ酒を絞り出すしぼり、など。これらの作業工程を、杜氏や蔵人が愛情と丹精を込めて昼夜つきっきりで行う。

このように杜氏や蔵人の経験や技術等に支えられてきた酒造りの伝統は、時代が変わろうとも今に生き続けている。

なお、司牡丹所有の屏風には、往時の酒造りの様子がユーモラスに表現されている。



【屏風 酒造の様子】

③ 酒造りと伝統文化

酒造りの歴史は「酒文化」を生む。酒文化は伝統として後世に継承される。

新酒ができあがると酒蔵の軒先には杉の葉を束ねて丸く刈上げた「酒林」が吊るされる。青々としたそれは「今年も新酒が出来ました」という酒蔵から近所の人々へのお知らせで、現在でも司牡丹の軒先に吊されている。杉の葉を大量に使い蔵人が手作りするその姿は、伝統を感じさせ、季節を経て葉が枯れ茶色になる様は、新酒が醸成され芳醇な味わいへと変化することを想起させる。現在でも多くの酒



【蔵入りの神事】

造会社で、酒蔵のシンボルとして吊されているが、佐川の酒蔵では、伝統を守り、蔵人が手作りで、毎年架け替えることを続けている。

造り酒屋の正月ともいえる蔵入りは、酒造りの始まる10月に行われ、1号蔵以下各酒蔵で杜氏、蔵人や従業員が厳かに「和醸良酒」を祈願して神事を行う。古くから伝わる恒例行事である。関連して、酒蔵にはそこかしこに神棚が目につく。これは、酒造りの最高責任者である杜氏が、失敗が許されない重圧と緊張感の中、自然と神棚に手を合わせるようになるためではないかと伝えられている。

また、司牡丹には、「ほてい」という酒ギャラリーがある。ここは人びとが集うサロンとしての機能を持ち、司牡



【神棚】

丹の歴史や、酒造りの工程、また昔使われていた道具類などの展示、試飲・即売コーナーの他、とっくり・おちょこなどの工芸品や伝統調味料のコーナーが常設されている。また、酒と旬の季節料理・食文化の提案なども行っている。

この建物は、明治初年頃、生金屋・野菊の酒蔵として建てられた。前述の大正7年の合併により、佐川醸造会社（後の司牡丹）の所有となり、その後の変遷を経て第二次大戦後には「ほてい」という名の料亭となった。当時は政治家、財界人、文人たちが集う社交クラブのような存在として、土佐の酒文化の発信基地ともいえる空間であった。料亭が閉鎖されて以降、この蔵は倉庫として利用されていたが、平成8年、往時の酒文化を現代的に復活させようと酒ギャラリー「ほてい」として改装され現在に至っている。これも酒文化の継承を企図した取り組みの一つであるといえる。

【ほてい】



佐川の酒の文化は、藩政期から佐川のまちの形成に大きな役割を果たした。現在も、かつての町人町の道に沿うように長い酒蔵が佐川の町を横切り、一つの風景を創り出している。また、伝統を残した酒造りは歴史を感じさせ、ほのかに薫る酒の香とともに、佐川独特の風致を形成している。

④ 酒蔵群のまちなみ

酒造りに関わる人びとの活動の舞台は、当然ながら司牡丹の酒蔵群である。その酒蔵群の中で歴史的建造物として代表的なものが、約170年前（江戸末期）に造られた司牡丹の1号蔵である。この1号蔵は、町の幹線町道東町松崎線に面して東西に約85メートルと長大で偉容を誇り、空高く伸びた煙突からは酒米を蒸す際に生じる蒸



【酒蔵群】

気がたなびき、酒蔵ならではの風情を醸し出している。酒造り佐川を象徴する建物である。この蔵が造られた経緯には、歴史的由緒がある。江戸時代中期より酒造業を営む家系である竹村本家（国指定重要文化財竹村家住宅）は、町人でありながら豪商であったことから、御目見町人として名字帯刀を許され、加えて幕府巡見使宿を務める家格であった。当時佐川では、巡見使の視察に備えて、目に付く建物や塀、橋などの改築・改修をおこなう風習があった。このため竹村本家は、天保9年の巡見使の視察に備えて、本家の客間を改築し、酒蔵を建設した。これが、1号蔵が造られたいわれである。その他司牡丹の酒蔵には、その後造られた2号、3号、5号蔵や酒ギャラリー「ほてい」のほか、4年前に建築された平成蔵などがある。

酒造りは必然的に酒蔵を核としたまちなみを形成してきた。このまちなみは、酒造りの文化を残した酒蔵と周辺商家、及びその風土によって育まれた人びとの歴史によって形づくられている。酒蔵群の周辺には、かつての酒造り商家の国指定重要文化財竹村家住宅（竹村本家）、旧浜口家住宅（生金屋）や呉服商家であった竹村分家旧竹村呉服店などが建ち並び、酒造りの町ならではの独得のまちなみ景観を呈している。また、近くには桜の名所牧野公園やそれに隣接する深尾家菩提寺の青源寺（庭園が県の名勝指定）、博物館の青山文庫があり、まちなみ景観と一体となった風情を醸し出している。

竹村分家は、安永6年（1777）に竹村本家から分家した。その初代は竹村安右衛門守信で、当初は質屋を営み、次第に呉服商へと商売を発展させた。3代目安七守本の頃には、土佐国西部で唯一の絹物商として繁昌し、この安七が「店舗と住居を別棟として内部を連続させた立派な家を新築」したことが伝えられている。

敷地には、通りに面して前後2棟からなる母屋の他、土蔵2棟と離れが



【竹村家住宅】



【旧浜口家住宅】



【竹村分家旧竹村呉服店】

建つ。前棟（母屋）と表蔵（土蔵）は、いずれも白漆喰仕上げの大壁造であり、前棟は2階正面左右に鉄扉を備え、表蔵は正面上下に漆喰塗りの扉を備えて窓を穿つ。また、前棟1階正面と表蔵には海鼠壁の腰壁を回し、下屋庇、窓及び腰壁上部は水切瓦で化粧されている。

後棟は、1階を住居、2階を接客とする空間構成であり、前棟を店舗とする竹村分家全体の構成には、竹村本家で見られる店舗、住居、接客空間と同質の空間配置を見出すことができる。

また、「第1章 - 1 - (4) - ④」で既出の「佐川文庫庫舎（旧青山文庫）」は、明治19年に須崎警察署佐川分署（大正11年独立して佐川警察署となる）として上町に建設されて以来、警察庁舎 - 青山文庫の会堂兼特別閲覧室（西町に移築） - 民具館（佐川町総合文化センター敷地内に移築）の変遷を経てきた。同庫舎は、鹿鳴館時代の明治の姿を今に残す建築物として、この界隈一帯のまちなみ景観の醸成に大きく貢献していた。

藩政期の有力商家は領内政治と強い結びつきがあり、商家の成り立ちと町の成り立ちは関係が深い。酒造商家をはじめとした有力な商家によって形づくられた土居下町は今も、当時の面影・風情を残している。

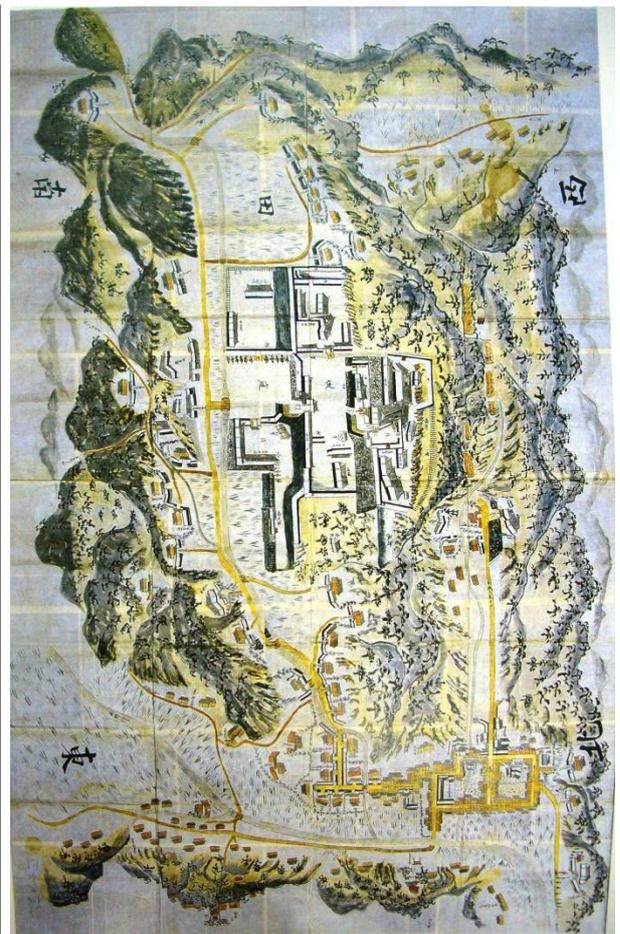
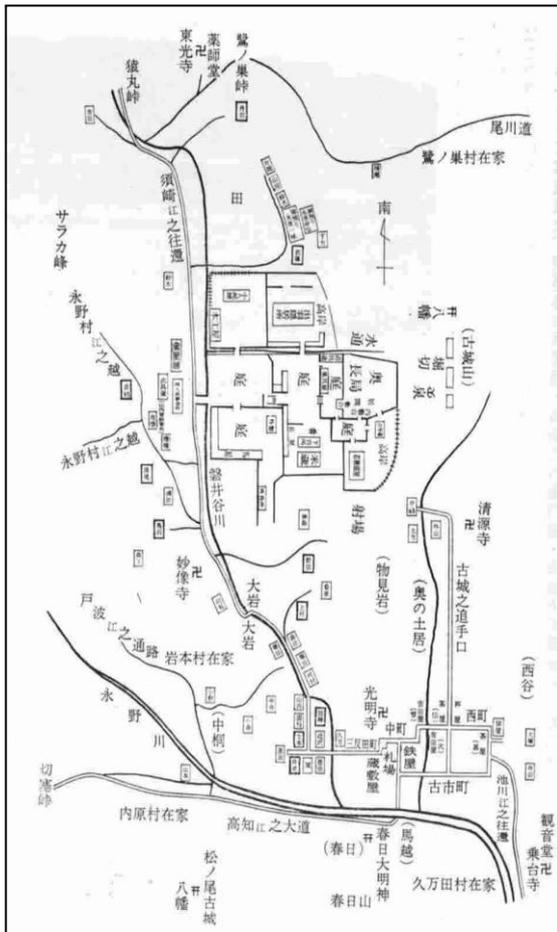
このまちなみの形成過程をより詳しく過去に辿ると、深尾氏入封後の町人町の発生に行き当たる。

イ 町人町の形成過程

深尾氏の佐川入封後、元和元年（1615）の一国一城令による佐川城廃城の翌年に、深尾家の居館として築かれたのが佐川土居である。東西71間、南北178間の土居と武家地、町人町を合わせて「御郭内」と称され、近世佐川の中核を担った。御郭内の範囲は、市街地の発展などにより次第に拡大する傾向があったが、基本的には古城山の東麓と北麓に広がる平坦地であり、磐井谷川を境にして東に家中町、西に町人町を配した。

町人町には、鍵の手にずらして3町（三反田町・中町・西町）を配して、領内外の商人を集住させ、領内唯一の商取引の場としての特権と保障を与えた。こうした土居下町の町割りは、元和元年から寛永10年（1633）までに実施され、深尾家が居住する土居を中心とし、家中町と町人町からなる佐川土居下町が成立した。

【寛文十二年図】



町人町のまちなみが変化するのには、国道33号線の開通と土讃本線の開通によるものである。国道工事に伴い、従来の屋敷地を横切る形で、三反田町と古市町が直結する道路が貫通し、成立当初の町割りが崩れた。また、大正7年頃には、鍵の手に連なる中町と西町を直線化するために中町では一部の町家が立ち退きを余儀なくされた。

こうした近代以降に大きな変容を遂げた町人町の中で、中町と西町では近世以来の町割りを骨格とした伝統的まちなみの成熟が進んだ。

竹村家住宅周辺では司牡丹酒造の創立に際して宅地を合筆した様子が窺え、従来の酒造施設に加えて、事務所や近代工法を用いた平成蔵など

新しい建物が建てられている。

このように中町・西町（上町）のまちなみは、近世以来の景観をとどめながら、酒造業とともに現在に伝えられている。とりわけ近世の建築物を中心とした屋敷構えを備える竹村家住宅とその敷地はその中核をなしており、藩政期の姿をとどめた町割りとともに、佐川の歴史を体現する重要な存在である。

□ 竹村家住宅とまちなみ

平成19年に国の重要文化財に指定された竹村家住宅は土居下町の中心部に立地して屋号を「黒金屋」と称し酒造を営み、また代々御目見町人に名を連ねた有力商家の屋敷構えを今によく伝えている。

黒金屋（竹村家）の前身である鉄屋四郎兵衛の屋敷地は、万治2年（1659）に深尾家より与えられたことが知られる。この屋敷地は佐川土居絵図によると、中町と古市町に挟まれた街区の東半部を占めている。他の有力商家同様角地に屋敷を構え、道に面して土蔵造と見られる主屋を描き、町人町における景観の骨格をなしていたことがわかる。とくに鉄屋は敷地三方を道に面した角地に屋敷を構え、成立当初から町人町の主要な景観を担っていたことが分かる。

鉄屋の敷地はそのまま黒金屋に、そして竹村家へ引き継がれている。黒金屋の敷地は安永6年（1777）に分家で西側の敷地を、また大正7年（1918）に佐川醸造（現司牡丹）創業で北半分の敷地を分筆するものの、成立当初からの家屋敷の構成に大きな変化はなく現在まで伝えられている。

まちなみを支える人びと

「NPO法人佐川くろがねの会」は、佐川らしさを有するまちなみの形成とも密接に関連した活動を展開している団体であり、まちなみ景観の維持向上を担う人びとの活動の核となってくれるものと期待される。同会は、国の重要文化財に指定された竹村家住宅の当主が代表となっている団体であり、竹村家住宅の保存、周知を行うと共に、酒蔵群を核としたまちなみを後世に継承し、地域の発展を図ることを目的に組織された。具体的な活動としては、まちなみの維持向上の研究、観光案内ボランティアの養成、山椒もち等のおみやげ品の開発、源兵衛カレー等名物料理の創造、酒蔵ロード劇場、ひとり芝居、酒蔵コンサート、酒蔵寄席などの各種イベントの開催等を行っている。



【山椒もち】

歴史と伝統に裏打ちされた「酒造り」は、酒蔵群を核として形成されている「まちなみ」を伴い、かつ、それらを守り育てていこうとする人びとの活動によって支えられながら、ほのかに漂う酒の香りと相まって、酒のまち独得の風情ある歴史的風致を醸し出している。



(2)「桜」の歴史的風致

春、まだ底冷えのする頃、牧野公園に灯が点る。花見の季節を迎えた佐川は、多くの花見客を迎え、大いに賑わう。

駅を降り、商店街を抜け、酒蔵の通りを歩けば、奥の土居の桜と集まった人びとの賑わいに酔う。こうした風景は、大正期から続く、佐川の伝統の一つである。

① 佐川の桜の歴史

佐川町の桜の始まりは、深尾家臣で名教館教授としても仕えた岩神維礼からと言われている。文化・文政年間（1800年頃）、彼は自らの食録を割き報酬として人びとに与え、霧生関に桜を植えさせ、ここに花の遊園地を作った。以後佐川は桜のまちとなり、明治4年に書かれた「佐川土居図」

では土居屋敷の周りに桜の木が百数本も植えられているのが確認できる。明治10年頃、青源寺愚仲和尚の植栽した奥の土居遊園地が現在の牧野公園の桜の始まりであり、明治35年には牧野富太郎博士によりソメイヨシノの苗木が送られ、奥の土居（現牧野公園）に植樹されたのを契機に桜の名所として奥の土居が一層整備され、花見客でにぎわった。また、明治42年には、川田豊太郎が私有地を提供して和楽園わらくえんがつくられ、奥の土居の桜とともに名所の一つとなった。

大正3年には帝国桜花会の調査する名所・名木に、県ならびに郡役所の報告によって、霧生関公園、奥の土居遊園地、和楽園を併せた佐川の桜が「日本桜譜」の中に列し、日本の桜の名所として広く知られるようになった。

また、大正3年大正天皇即位の大典記念事業の1つとして、上郷県道の



【和楽園から霧生関を望む】



【奥の土居 花見の様子（大正後期）】

南路傍を初め、和楽園、奥の土居、勤王屋敷、春日川畔、妙像寺前、松崎県道など、町内のいたるところに、ソメイヨシノ 1,300 本を植樹し、将来の桜郷を夢に描いて「佐川桜樹会」を結成しその育成につとめた。

大正から昭和初年に撮られた写真では、和楽園から霧生関を望むと「一目千本ざくら」が国道筋を覆っている様子が分かる。

こうした桜の植樹の伝統は今も残り、町々で川沿いや公園などへの植樹活動が盛んに実施されている。また、牧野公園では、樹病の研究・対策や時には桜の剪定といった手入れ、あるいは植え替えが町の人びとによって行われるなど、「桜のまち」佐川を守り、後世に伝える活動が実施されている。

② 桜のまち復活・牧野公園

文化・文政年間から始まり、大正初年に「佐川桜樹会」が植樹した桜が見頃となった昭和10年代まで佐川の桜は名物となり、遠近の客が訪れた。

しかし、戦時中の食料増産や台風等の災害、樹齢老朽などでほとんど絶滅し、わずかに上郷の一目千本桜の老朽木のみが、往年の盛時を偲ばせていたが、これも昭和20年代末の国道33号の改修・舗装のため伐採されてしまった。現在では、霧生関の山桜や千本桜などは当時の風韻を残していない。

同じく、戦争を経て奥の土居、和楽園とも荒廃したが、商工会を中心とした有志により公園づくりが新たに始まり、桜の若木を植栽し、昭和30年後半には往時の景観を取り戻し、再び花見客でにぎわう「桜のまち」を取り戻した。

平成2年、牧野公園の桜は、日本桜の名所100選に選ばれている。現在でも「桜のまち」佐川は健在であるが、桜は寿命50年と言われるとおり、老朽木やテングス病等に冒された病木も目立ち始めている。そこで、年に数度、住民有志やボランティア、町関係者などが集い、老朽木や雑木の伐採、病木の手当、桜の苗木の植栽などを行っている。



【ボランティアによる桜の手入れ】

【牧野富太郎墓地】



【牧野公園】



【田中光顕墓地】

また、昭和47年には牧野公園の中腹に恵美須神社と稲荷神社が合祀移転されている。

恵美須神社はもともと、土居下町町人町の商業神で、東町、西町の崇敬神で、文久元年（1861）深尾11代当主重愛の寄進によって再建された。変革する時代の中で、城下商人たちの安全と繁栄を願ってのものである。



【恵美須神社祭礼の様子】

現在は佐川町全体の商業神として、商工会員の安全、商売繁盛の崇敬神となっている。毎年300人あまりの「おなばれ」がかつての土居下町人町を練り歩き、商売繁盛、町内安全の祈願が行われている。「おなばれ」は、牧野公園にある恵美須神社の幾重もの赤鳥居をくぐり抜けて、本殿で商売繁盛を祈願する。

牧野公園は、「古城山」という山の斜面に位置する。古城山には、その名前のいわれのとおり、その頂上に「佐川城跡」がある。この城の歴史は、天正初年（1573）頃、長宗我部氏の土佐統一により、その重臣筆頭久武内蔵助親信が築城したことに始まる。その弟内蔵助親直と二代に亘る久武兄弟の城主時代はわずか30年足らずであり、その間、長宗我部氏の四国制覇、朝鮮出兵と転戦に次ぐ転戦で、戦国の世を駆け抜けた兵どもの宿命と業を偲ばせる。慶長6年（1601）、長宗我部氏の滅亡に伴う新領主

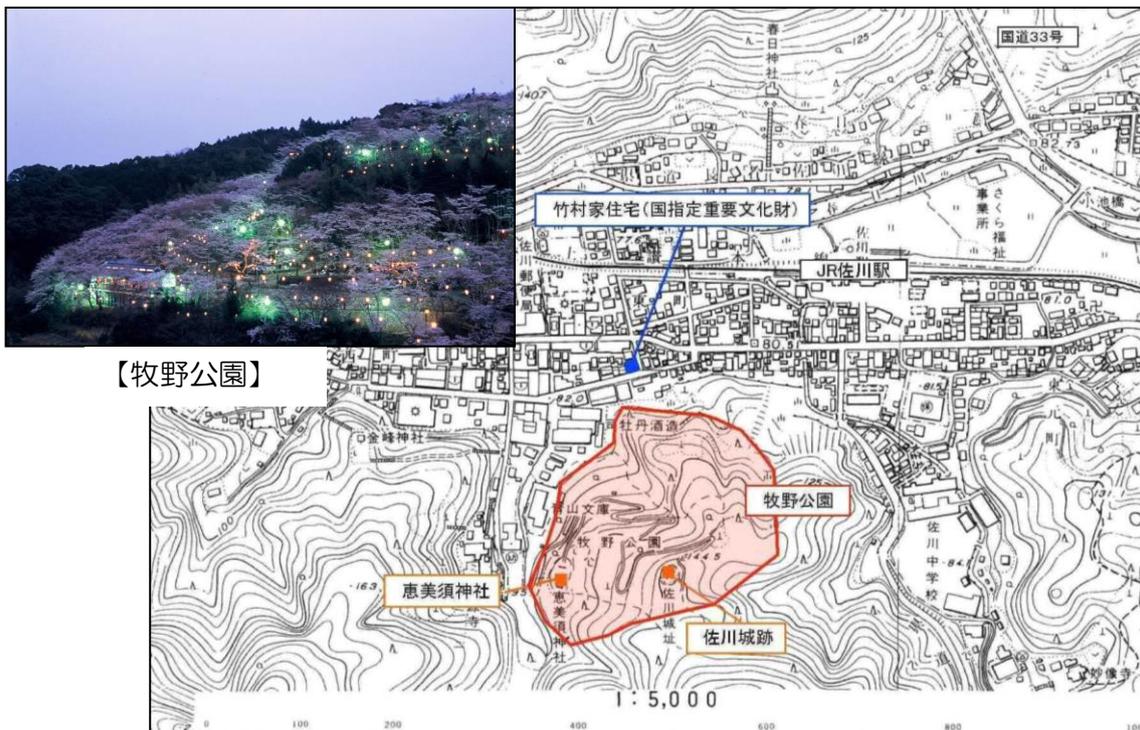
深尾和泉守重良への城の禅譲、爾来15年間の深尾氏の居城という変遷を経て、元和2年（1616）、徳川幕府の一国一城制の実施により、佐川城はその城郭、城壁、建造物など悉く取り壊された。現在、佐川城跡は一部石垣が残るのみではあるが、昔のよすがを漂わせており、牧野公園と一体となって歴史の町佐川ならではの風情を醸し出している。

今、牧野公園は、桜のシーズンには、町の人口の2倍となる約3万人の花見客で賑わう。昼の観桜、夜桜、楽しみ方は様々だが、ほんぼりが灯りだす時間帯になると、そこかしこで土佐の酒文化である献杯（けんぱい）が交わされる。箸拳（はしけん）をする姿も見える。乾杯は司牡丹である。出店では、仕出しや軽食、酒等が販売され、これらを扱う町内業者にとってもかき入れ時となる。土佐の酒盛りは、賑やかで、陽気で、ピークの時間帯になると牧野公園の山全体が喧噪に包まれる。



【花見に訪れる人びと】

「桜の佐川」は人びとによってつくられてきた。今も多くの人びとが桜を大切に町のシンボルとして育てている。また、桜の名所牧野公園は、その名のとおり牧野富太郎の名を冠したもので、文教が生んだ先達を世に誇る町民に最も親しまれてきた施設でもある。桜のまちを創りあげた町民の自負が、植栽により町中に広がった桜から伺うことができる。



【牧野公園】

(3) 「民俗芸能」の歴史的風致

佐川町には、古くは中世の頃から伝わる民俗芸能がある。これらは、それぞれ民俗芸能が伝わる地域の人びとによって継承され、本来の場での披露から町行事等への出演まで幅広い活動を展開している。これら地域固有の歴史及び伝統を反映した民俗芸能の活動、その舞台となる寺社、その周辺の農村景観、これらが一体となって織りなす良好な環境が風情ある風致を生み出している。

① ^{すいおう} 瑞応の盆踊

黒岩地区瑞応部落に伝承されている盆踊り。高知県の無形民俗文化財に指定されている。豊年を祝って、豊穡の感謝を神に捧げ奉納するために踊る。踊り場の中央に踊り屋台を設け、屋根に紙花、提灯を飾り、声自慢の歌い手が太鼓の音に合わせ5曲5種の歌を歌う。踊り手は、老若男女、踊り衣装で円形に踊る。奉納と娯楽が渾然とした民俗芸能である。



【瑞応の盆踊】

踊りの起源は、諸説あり、中世の文明年間（1480前後）高北守護代中山信康が、柳瀬川流域の開田後、豊穡を願い領民を集めて踊らせたとも、また戦国時代の高北支配者片岡茂光が育成した遺愛の踊りであるとも伝えられている。

踊りの舞台となる「瑞応寺」の由来は、戦国時代、この地に勢威をはる片岡茂光に新興の長宗我部国親（元親の父）がその妹を嫁がせた政略結婚に端を発している。これによって、長宗我部氏は後に戦を経ずしてこの地を得ている。永禄3年（1560）、片岡氏夫人は、夫茂光、兄国親が相次いで没したので、この地に瑞応寺を創建して両人の菩提を弔った。寺名を瑞応寺と名付けたのは、兄国親が入道したとき「瑞応覚世」と名乗ったからである。近世に入って、瑞応寺本院は消滅し、観音堂のみ残っている。堂内には、正面に観音像、左に弘法大師地蔵尊、右に薫的和尚像等がある。

② 土佐の太刀踊（佐川町太刀踊）

黒岩地区^{よっしろ}四ッ白部落に伝わる太刀踊。高知県の無形民俗文化財に指定されている。剣士姿に白鉢巻き、真剣白刃にシデ紙房の踊り手二人が相対して一組となり、数組が踊る。真剣白刃に触れた瞬間に乱舞する白紙片は、吹雪を彷彿させる。氏神仁井田神社の秋の大祭に毎年奉納される。踊りは、「始の儀」から「くずし」まで11演目ある。

平成10年、「四ッ白太刀踊保存伝承館」が建設され、けいこ場等保存・伝承の拠点施設として活用されている。

踊りの起源は、貞享5年（1688）、仁井田神社本宮再建の際にこの地区にあった念仏踊りを奉納したのに始まると伝えられている。爾来絶やすことなく続けられてきた。明治3



【佐川町太刀踊】

4年の深尾氏受封300年祭や同40年の皇太子行啓の時は、佐川で公開されてその名を知られるようになった。

太刀踊の舞台となる「仁井田神社」の由来は、正確には分からないが天正以前から存在し、貞享5年（1688）に再建されたと伝えられている。古来四ッ白部落の総鎮守神として尊崇されてきた。再建時の棟札の裏記にある「念仏志建立」の文字に注目すれば、神仏混淆の証が伺われる。

③ ^{しらくら}白倉神社花取踊

古来、斗賀野の総氏神白倉神社と東組氏神美都岐神社、その他数神社の祭礼に奉納された踊りで、白倉、美都岐^{みつぎ}両社では現在も行われている。町の無形民俗文化財に指定されている。中世から津野領（県高南地域）に伝わった踊りで太刀踊りの一種である。斗賀野の花取踊は、



【斗賀野の花取踊】

元禄年間津野氏の一族で須崎（隣市）付近の領主であった堅田治郎左衛門の次男掃部亮が斗賀野の川ノ内に来て、片田氏を名乗って開拓に従事し、氏神として白倉神社を祭ってこの踊りを奉納したことに始まる。この踊りが白倉、美都岐両社に片田氏によって伝えられたもの。

木綿着物にたちつけ袴、白たすきを長く後ろに垂らし、手甲脚絆に白足袋、わらじ履きの武者姿に、山鳥の尾羽の垂れた花笠をかぶり、真剣と木の薙刀の柄に紙シデをつけた二つの隊列が向かい合う。真剣とシデ薙刀を振りかざして交互に入れ違い乱舞する。行き交う瞬間に真剣で切った紙シデが吹雪となって舞い散る有様は美しい。

花取踊の舞台となる「白倉神社」と「美都岐神社」の由来は、詳しい記録がないのでよく分かっていないが、斗賀野の人びとは古くより白倉神社を斗賀野の一の宮、美都岐神社を二の宮と尊称してきた。白倉は明治維新まで別当寺神宮寺に管理された斗賀野郷第一の総鎮守であり、美都岐は別当御備神に管理された一の宮に次ぐ二の宮であった。



これら民俗芸能が保存・継承されている地域は、どこも農村部であり、芸能の舞台となる寺社の周辺は、鎮守の森があったり、田畑があったり、民家が点在していたりと、農村部特有の景観を呈している。ここに暮らす人びとが民俗芸能の保存・継承の担い手であり、農村部ならではの連帯意識をもって、民俗芸能を核とした地域づくりに取り組んでいる。

これら様々な民俗芸能を保存・継承する人びとの活動、その活動の場となる歴史的由来を持つ建造物、その周辺ののどかな農村風景、これらが一体となることによって、地域によって伝承されてきた民俗芸能の多様性を感じることができる。

5 佐川町の歴史的風致を取り巻く課題

佐川町における歴史的風致の維持向上を図ることが、すなわち文教のまちらしいまちづくりを進めていくことに繋がるとの認識の上に立って、この歴史的風致を取り巻く現状の課題を探ると、以下のとおりとなる。

(1) 歴史的建造物の保存

本町は、深尾氏入封をきっかけとして生まれた町人町に端を発して、酒蔵群や旧商家が並ぶまちなみを有しているが、近年の生活様式の変化等も相まってこうした歴史的建造物が減失している状況にある。

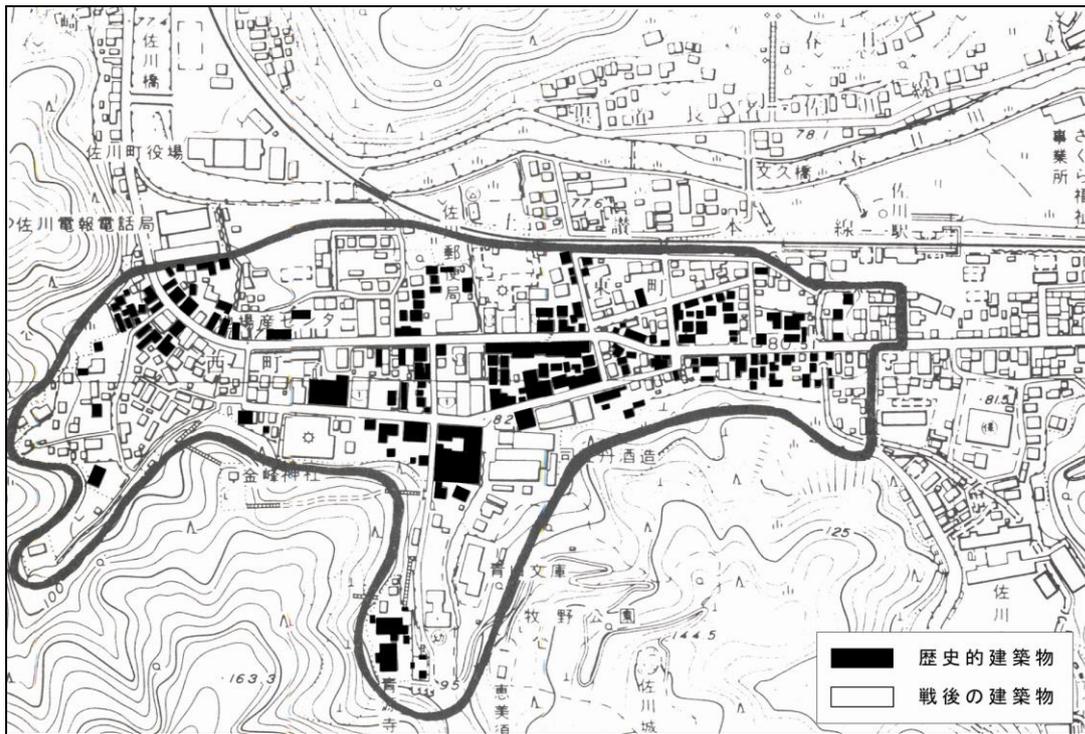
佐川町の委託により高知工科大学内のNPO法人が行った上町周辺地区を対象とした伝統的建築物の分布調査によると、※HOPE計画策定当時の1990年には、江戸・明治期に建築された建物が112棟残っていたものが、2008年の調査では、58棟と大きく減じていた。

この問題は、それら歴史的建造物の大半が個人所有のものであり、それらの取扱いは所有者の恣意に委ねられる点にある。これに対して、行政による個別的な説得等では限界があることから、建造物の歴史的文化的価値性を広く住民に認識させるために、住民参加によるまちなみの保存・活用の取り組みを通して、住民の意識改革を如何に導き出すかが課題となる。

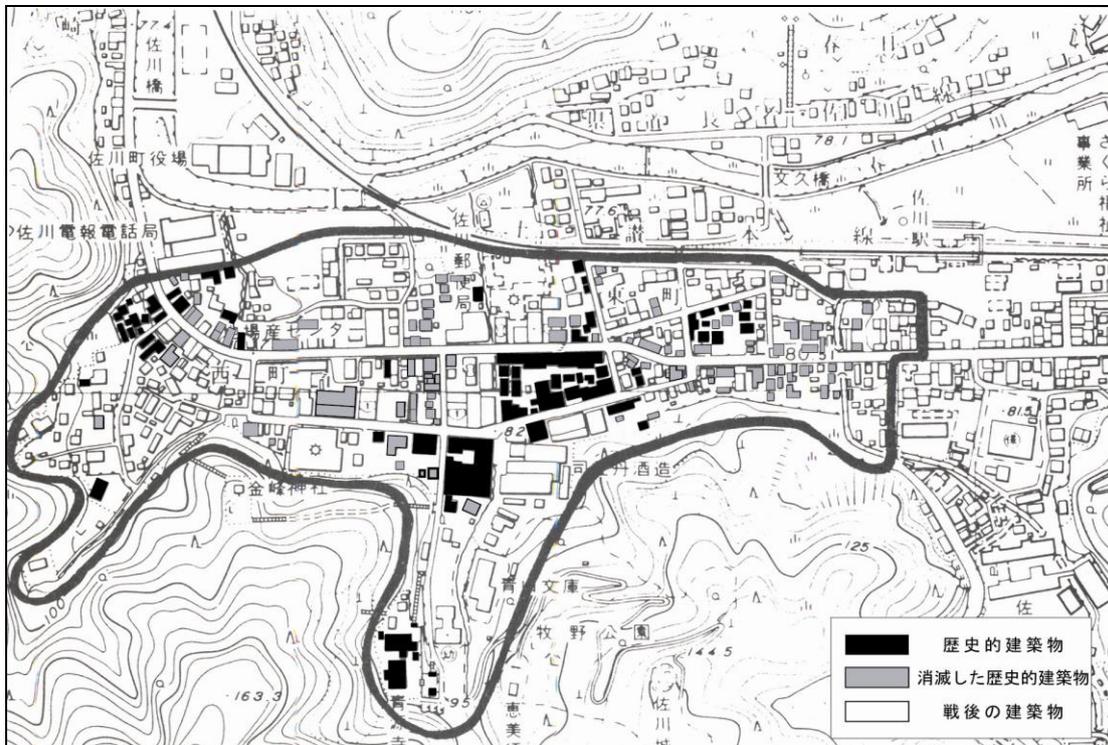
建造物の新築、増・改築、修景等に際しては、現在街なみ景観条例により一定の規制が可能となっているが、その内容が時代に即応していない面も多々あることから、制度面の整備も必要とされている。

※ 建設省（当時）所管の事業。地域の特性を踏まえた質の高い居住空間の整備及び住まいづくり等を目標とする。HOPEは、Housing with Proper Environmentの略称。

【佐川町HOPE計画（1990年）における歴史的建造物の分布図】



【上町周辺の現況調査（2008年現在）における歴史的建造物の分布図】



【佐川町HOPE計画と現況調査の比較】

| | | 建築年代 | | | | 合計 |
|---------------------|----------------|-------|-------|-------|-----|------|
| | | 江戸・戦前 | 大正～戦前 | 戦後 | 不明 | |
| 佐川町HOPE計画 (1990) | 該当件数 (単位：棟) | 112 | 73 | 219 | 66 | 470 |
| | 割合 (単位：%) | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 上町現況調査 (2008.現在) | 該当件数 (単位：棟) | 58 | 18 | 306 | — | 382 |
| | 割合 (単位：%) | 51.8 | 24.7 | 139.7 | — | 81.3 |

【消滅した歴史建物の変遷】

| | | 消滅した歴史的建築物の変遷 | | | | | 合計 |
|----------------|------|---------------|-----|-----|------|-----|-----|
| | | 建て替え | 駐車場 | 空き地 | 小公園 | 道路等 | |
| 該当件数 (単位：棟) | 66 | 15 | 6 | 3 | 14 | 9 | 113 |
| 割合 (単位：%) | 58.4 | 13.3 | 5.3 | 2.7 | 12.4 | 8.0 | 100 |

(2) 文化資源の活用及び掘り起こし

佐川町の歴史的風致を構成する要素である歴史的建造物、伝統芸能、そして、文教の地佐川を象徴する歴史的人物、いわば町の文化資源であるこれら事物・事象のまちづくりにおける活用が、それぞれ単体としてはあっても（単体としても十分であるとはいえないが）、相互に関連して行われることが少ない現状にある。そもそも文化資源は、それぞれいわれがあって成り立つものであり、そのいわれを辿ると個々の文化資源同士の関係性が見えてくる場合がある。

例えば、牧野富太郎博士の顕彰事業を行うのであれば、博士の知性や情感を育んだ名教館や子供時代の遊び場であり植物に親しむ場所であった金峰神社も同様に顕彰するなど、相互に関連づけた取り組みを行うことが必要である。また、「佐川文庫庫舎（旧青山文庫）」であれば、かつて警察庁舎として上町に所在していたときは、深尾時代の町人町に端を発した旧商家と酒蔵群のまちなみの中に調和し、その存在は輝きを放っていた。現在はやむを得ぬ事由により中心市街地から離れた総合文化センターの敷地内に民具館として所在しているが、訪れる人も殆どなく、むしろ周囲との違和感を抱かせる施設となっている。これも歴史的なまちなみという文化資

源との関連の中で捉え直す必要性に迫られている。

また、「第1章 - 4 - (1) - ④」で既出の竹村分家旧竹村呉服店は、町の歴史を伝える重要な建造物だが、詳細な調査が行われておらず、保存・修理がされていない。

佐川町にはまだまだ見出されていない文化資源が眠っているものと推測される。これらの文化資源は、既存の認知されている文化資源と相まって、佐川の歴史や文化を更に広げ深めてくれるものと期待される。しかしながら、現状では、文化資源の掘り起こしに対する認識が必ずしも高いとはいえず、また、その体制も整っていない。

(3) 桜の再生

近年、牧野公園の桜の老朽化が目立ってきている。桜の樹齢は概ね50年といわれている。酒蔵群のまちなみと共に佐川町の歴史的風致を構成する大切な景観だけに、重要な問題である。現在、町民有志やボランティアにより、老朽木や雑木の伐採、桜の苗木の植栽等が行われているが、まだまだ十分とはいえる状況にない。また、牧野富太郎博士の名を冠した公園であるが、桜が多く植えられ、牧野博士が発見、研究した植物はあまり見られない。加えて、桜や牧野博士ゆかりの植物を觀賞するための散策道、遊歩道が老朽化している。

(4) 民俗芸能の後継者育成

当町においては、特に農村部は高齢化及び過疎化の進行が著しい。地域の若者人口の減少は、地縁団体の活動の弱体化を招く。このことは、その地縁団体に活動の根をおく民俗芸能の後継者不足に繋がってくる。

これは、当町に限らず全国大半の自治体が共通に抱えている問題であり、その打開策は簡単には見つからない。

しかしながら、こうした歴史的風致を失うことの重大さに思いを致せば、手をこまねいている余裕はなく、伝統の灯を消さぬ早急かつ系統的な取り組みが求められる。

6 佐川町の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 既定計画等におけるまちづくりの方針

① 第4次佐川町総合計画

第4次佐川町総合計画では、目指すまちの将来像を『住みよい・住みたいひととまち／新しい文教～「ほどよいまち」へ』と定めている。まちづくりは、「ひと」こそ、その礎となる。そのためには、これまで佐川町が培ってきた文教による「人づくり」をさらに発揮することが必要となる。佐川町を「住みよい」と感じる人を増やし、「住みたい」と感じる人をつくり、少しの不便さにも価値を見いだせるような「ほどよいまち」を支え合う人を育む。このように「人づくり」を基本とした将来像を掲げている。

また、その将来像を実現するために、「まちの底力・ひとの底力」の基本理念を定めている。これは、地域の人びとの底力を高め、かつ、役場職員の底力を高め、福祉、教育、環境、産業等のキー事業を両者が協働で取り組み、まちづくりの推進を図っていくことを謳ったものである。

主要施策を分野別に捉えると、「住環境の整備」で、[まちなみ景観の創造や農村景観の保全などの住環境整備を図る]とし、また、「文化財保護と活用」で、[伝統文化・芸能の保存・継承][文化・芸能遺産の情報の一元化による管理・活用][文化財の保護にとどまらず、活用を図り、地域文化に対する認識の醸成]に取り組むこととしている。

また、「土地利用構想」で、上町周辺を「市街地整備地区」としてまちなみ景観への配慮が必要な地区として位置づけている。

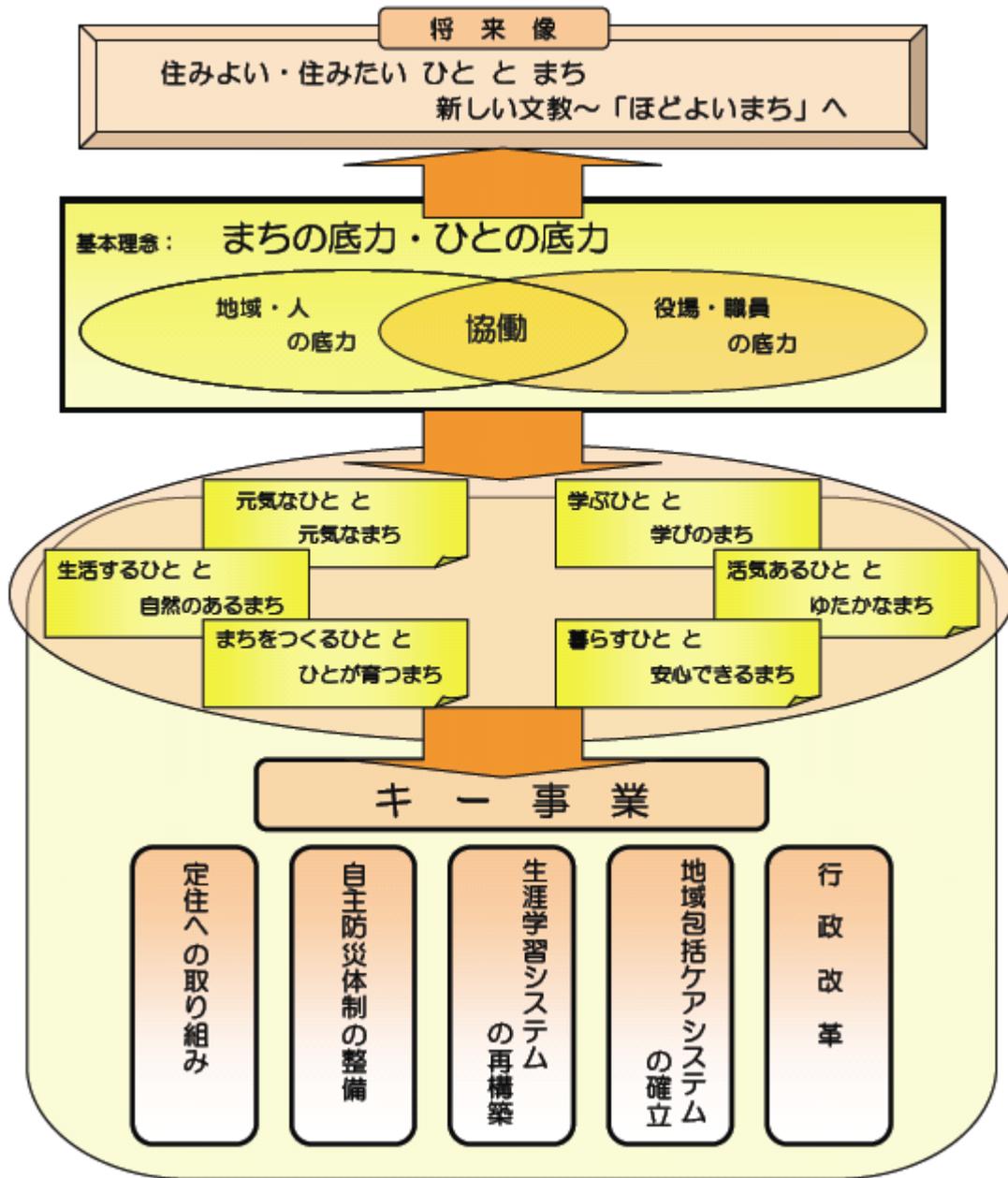
② HOPE計画・街なみ環境整備事業

佐川町では、平成元年度にHOPE計画を策定、平成2年度から4年度までHOPE計画推進事業を実施し、また、HOPE計画をさらに具現化するために、平成5年度から10年間、街なみ環境整備事業を実施した。

HOPE計画では、そのテーマ「地域に根ざした住まい・町並みの再生」を“住まいのルネサンス運動”と名付け、良好な市街地・集落の形成を目指して歴史的町並み保全区域の設定と整備等を、また、地域住宅文化の育成を目指して蔵の保全と活用、歴史的住宅の修復促進等を実施した。

街なみ環境整備事業では、HOPE計画の成果の上に立って、街なみ環境整備方針策定区域を設定し、かつ、街なみ景観条例及び景観形成基準を制定し、歴史的街なみを構成する道路・通路・水路及び公園緑地の整備、また、区域内の歴史的建築物の老朽化及び新築建築物に対する外観整備等を実施した。

【総合計画の体系図】



(2) 基本方針

前述の既定計画等の方針を受け、歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針を以下のように定める。

① 住民参加による歴史的風致の維持向上

これまでも佐川町として文教施策や文化財の保護施策を実施してきたが、施設整備や建造物の修繕・改修などハード事業が主であった。一方、住民自らが組織し活動する社会教育や民俗芸能の保護活動なども行われており、今後は両方相まったまちづくりがなされる必要がある。

これからの文化財保護やまちなみ維持は公開、活用することが重要であり、その担い手は地域住民であることが最もふさわしい。また、そうした活動を通じてそこにある文化財が地域の宝であることを再認識することで次世代への保存にもつながる。

現在、竹村家住宅の国重要文化財指定を契機に、まちなみの保存や活用を図るボランティア団体が組織され、まちの駅を設置し、まちなみ歴史の勉強会の開催やパンフレット作成をするなど地域住民による文化財の活用が行われている。

歴史的風致形成建造物指定後の建造物や施設については、そうした住民グループや NPO 等に管理・活用を委託することを想定しており、町民による情報発信やイベント開催を進めることで、より一層歴史的風致を向上することが出来る。

桜の老朽化が進行し、その再生が課題となっている牧野公園の桜についても、当該公園は町の歴史的風致を構成する町民の大切な財産であるとの認識の上に立って、住民と行政との協働により、概ね10年のスパンの中で年次計画を立て、桜再生のための具体的な取り組みを進めていくこととする。

また、「瑞応の盆踊」「土佐の太刀踊」「白倉神社花取踊」等民俗芸能の後継者不足の課題については、踊り手が講師となって小学校に出向き民俗芸能を伝承する「伝統こども教室」の開催、町からの運営費の助成等の対策が既に取り組みされており、その結果小学生の加入等一定の効果は生まれているが、将来に亘る伝承の観点からするとまだまだ不十分であり、踊り関係者及び地域住民と行政との連携をより深め、既存対策の充実化、その他若者・こどもの加入促進のための手だてを更に進めていくこととする。

このように、住民参加のもと、行政との協働により、佐川町の歴史的風致の維持向上を目指す取り組みを継続的に展開する。

② 文化資源の包括的な活用による歴史的風致の維持向上

佐川町内には国内外に誇れる文化資源が多数あるにもかかわらず、これまではその活用において、点としての活用が主であった。また民俗芸能は民俗芸能として、建造物は建造物として、数多輩出した歴史的人物は人物として個々の歴史的価値は認識しながらも、それらを一つの資源として関連付けて活用することが少なかった。

佐川の風致に位置づけた各要素を包括的に利用し維持向上を図るために、これからは、文教佐川を象徴する施設である青山文庫を点と点を結ぶ核として位置付ける。青山文庫は、その蔵する貴重な資料を更に活用するために、老朽化が進み手狭になっている施設の改修や整備を行い集客力を高めることや、佐川町の歴史やまちなみ、あるいは人物により焦点を当てた展示物や展示方法にすること、文庫以外に各箇所にある資料を一元化するなど、文化・歴史資源の見せ方を検討する必要がある。

また、郊外にあって、周囲との違和感を抱かせる施設となっている佐川文庫庫舎（旧青山文庫）については、歴史的建造物としての本来の意義が発揮できる施設とするべく、今後は、歴史的建造物の保存・活用の観点から、元あった場所である上町の歴史的なまちなみという文化資源との関連の中で捉え直す。

佐川町のまちなみを歩くことで、貴重な資料に触れ、歴史的な建造物が見られ、伝統を感じ、歴史上のみならず現在の人を知ってもらうといった流れを作り出し、それぞれの点を繋げた佐川町独自の物語を再生・創造していく。

牧野公園においては、住民らの協力を得ながら、桜の名所として桜の再生に取り組むと共に、牧野富太郎博士ゆかりの植物の植栽をすすめる。牧野博士が発見、研究した植物は、ヒヨドリバナやサカワサイシンなど約50種が自生しているが、これを更にキレンゲショウマ、クマガイソウ、**シコクバイカオウレン**、**アケボノソウ**などの植栽をすすめ、最終的には150種ほどの群落を形成する。加えて、桜や牧野博士ゆかりの植物を観賞することができる散策道、遊歩道の整備に取り組む。

このように、文化資源を点と点で結び、かつ、点から面への活用の転換を図ると共に、人・もの・歴史といった時代・事象の連携を促進し、文化資源の包括的な活用を図ることで、佐川町の歴史的風致の維持向上を目指す。

③ 教育・産業等との連携による歴史的風致の維持向上

次世代へその貴重な文化財を伝えるための学校教育、地域による教育、生涯学習を進めることや、その歴史的風土によって培われた食物や工芸品、あるいは芸能を産業資源として活用することで付加価値化を図る。

現在、住民グループによる伝統的な菓子（山椒餅・塩納豆）の生産や、地産地消事業の中で伝統的な食材を使った料理の再生（深尾御膳）など町の風土を活かした活動が盛んになりつつある。

また、江戸時代から続く酒造会社司牡丹では、酒造りの歴史を学びながら施設を見学する酒蔵見学と地元食材による食事を提供するツアーを実施するなど産業と歴史を結びつけている。

そして、桜の名所である佐川城（土居）跡の牧野公園を住民と共にリニューアルするなど、歴史文化を活用する様々な取組が実施されている。

こうした活動を住民と行政が協働して推し進めることにより、単発ではなくより継続的かつ計画的なものとすることができ、佐川町全体としての「文教」「酒」「まちなみ」「桜」による風情を一層醸し出すことができる。

町行政組織は無論のこと、教育・産業部門等それぞれにかかわる人びとが歴史的風致形成の一翼を担い、町全体としての統一感を醸し出すことで佐川町の歴史的風致の維持向上を目指す。

④ さらに歴史的・文化的資源の発掘による歴史的風致の維持向上

現在佐川町では多くの文化財や歴史的人物、芸能・工芸品などが認識されているが、中には忘れられたものや気づいていないものなどまだまだ沢山の埋もれた歴史的・文化的資源があると判断する。また、時代によって見直されるものや県外・国外など外の目によって発見されるもの、物語を持たせることで付加価値化できるものなどもあるはずである。

それらの中でも、国指定重要文化財竹村家住宅を本家とし、その西隣に位置する竹村分家旧竹村呉服店は、歴史的建造物として価値が高いことから、後代に残すために修復・保存を図る。

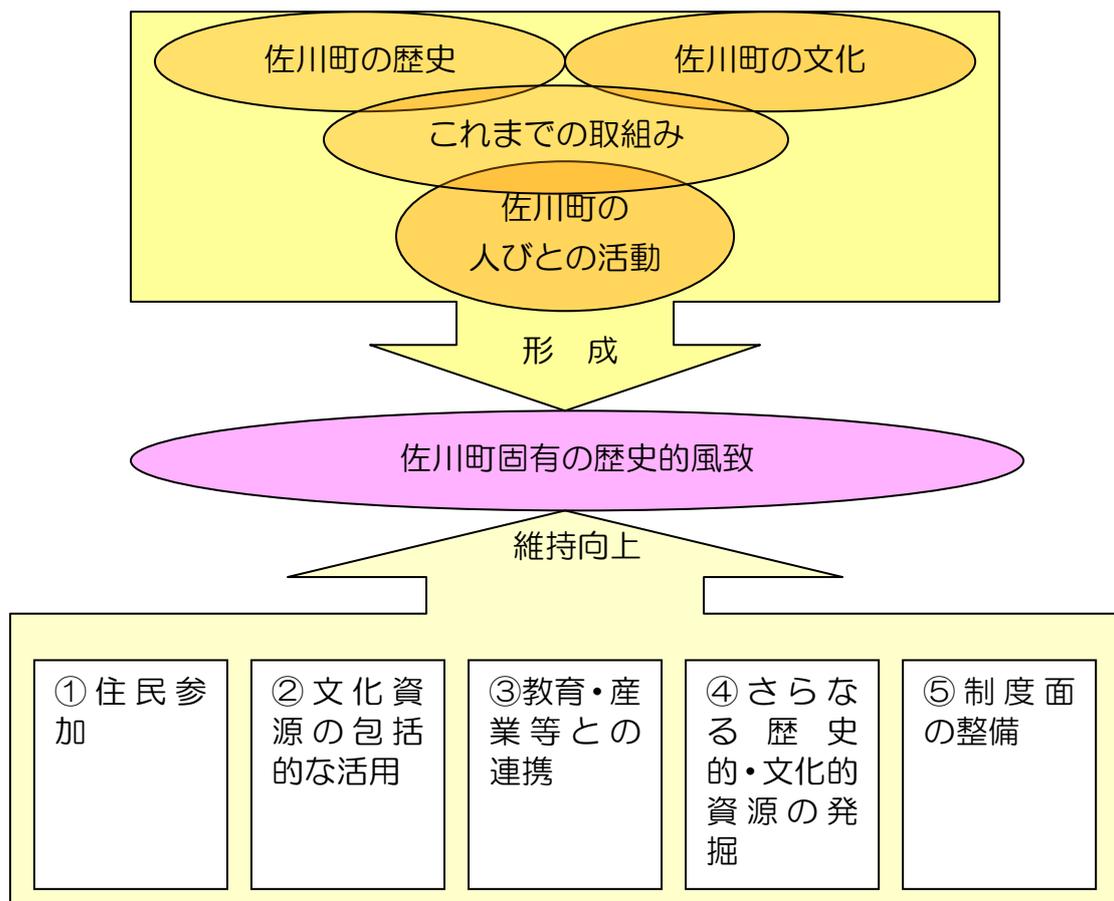
今後とも、文化財の調査と把握を継続して実施し、活用方法や有効な保存方法を検討していく。また、住民参加のもと、教育委員会、文化財保護審議会及びまちづくり行政の緊密な連携を構築し、まだ価値化されていないものを発見、再評価することで、新たな価値と物語を生みだし、佐川町の歴史的風致の維持向上を目指す。

⑤ 制度面の整備による歴史的風致の維持向上

現在、歴史的風致を取り巻く制度面の整備状況は以下のとおりである。

まず、条例等の整備状況について。街なみ環境整備事業を行った当時、街なみ景観条例及び景観形成基準を制定し、町の責務、町民等の責務、景観形成特定地区の指定、景観形成基準等を定め、それらの規定に基づいて事業を実施したところであるが、この条例はあくまでも当該事業の推進に対応したものであり、歴史的風致の維持向上の施策に適用させることは困難である。このため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の趣旨に則した新たな条例の制定又は既存条例の改正を行うために、景観法等に基づく新たな制度の導入を図ることとする。

【歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針体系図】



第2章 重点区域の位置及び範囲

1 位置の設定根拠

佐川町は深尾家土居周辺の土居下町を中心として栄えた町であり、現在もその周辺は歴史的景観を残している。

上町・西谷・奥の土居・西町・東町地区周辺は、藩政期には三反田町、中町、西町、古市町と呼ばれた土居下町の町人町であり、佐川領の経済の中核をなす地域であった。

同区域は、国指定重要文化財の竹村家住宅、田中光顕伯より寄贈された維新関係資料及び田中家蔵書ならびに同地区出身の自然博物学者西谷退三（竹村源兵衛）の蔵書などを蔵する青山文庫、近世からの酒造の伝統を受け継ぐ司牡丹酒造の酒蔵群と酒蔵の一つであった「ほてい」（町有形文化財指定）、深尾家の菩提寺青源寺（庭園が県名勝指定）、旧西谷退三邸（町有形文化財指定）、佐川城跡（町史跡指定）などがあり、「文教のまち」佐川町の中でも特に文化・歴史を色濃く残した地域を形成している。

ほかにも現在文化財指定に向けて調査中である旧浜口家住宅や竹村分家旧竹村呉服店、土方寧邸跡庭園（青山文庫）、旧林並木邸の門・塀・庭園、旧伊藤蘭林塾（移築）など多くの歴史的建造物が所在している。また、同地区出身の植物学者牧野富太郎の名を冠し、桜の名所百選にも指定されている牧野公園があり、毎年花見の季節には多くの人々が訪れるなど、佐川町の歴史的風致が最も色濃く見出される地域でもあり、19年度にまちの駅も設置された。

さらに、同区域は、「第1章 - 1 - (4)」で紹介したように、牧野富太郎をはじめ、浜口駒次郎、西谷退三、外山国彦、土井八枝、楠木繁夫、黒鉄ヒロシなど明治以来数多くの「文教人」を輩出している。

また、竹村家住宅の国文化財指定を契機に住民グループ（NPO佐川くろがねの会）による文化財等の保存と活用を連携させた活動が同地区で活発になりつつあり、同グループの事務局がまちの駅内に置かれている。

このように同区域は、「酒造り」「酒蔵群を核としたまちなみ」「桜」の歴史的風致が随所に展開され、かつ、町内で最も歴史的・文化的資源が集積している場所である。

また、地理的にも、JR佐川駅から徒歩5分程度の町の中心部に位置し、かつ、中心市街地ともほぼ重なり、加えて町商店街に連なる幹線道路を内包していることから、同地区での歴史的風致形成を進めることにより、文化交流の促進はもとより、「文教のまち」のシンボリック地域として、町全体のまちづくりに資するなど波及効果が期待される。

2 範囲の設定根拠

重点区域の範囲の設定に当たっては、「酒造り」「酒蔵群を核としたまちなみ」及び「桜」など佐川町の歴史的風致に関連の深い歴史的建造物が集中的に存在し、かつ、それらの建造物を舞台にして固有の歴史や伝統を反映した人びとの諸活動が現在も展開され、及びその周辺の市街地とが一体となって良好な市街地環境を形成している区域をその要件とする。

具体的には、前記「位置設定の根拠」で示した深尾家土居下町の町人町及び牧野公園並びにそれらと一体的な景観を形成している範囲が基本となる。なお、町人町を示す絵図は、寛文12年(1672)、元禄年中(1688~1704)、安政3年(1856)及び慶応3年(1867)のものが残されているが、それらによると時代を経るに従って町人町が拡張してきたことが見て取れる。これらと現在のまちなみを対比して、最も歴史的風致の名残をとどめている範囲に対応するのは、寛文期の町人町であるため、寛文期の町人町を範囲設定の根拠とする。範囲の線引きの詳細としては、寛文期の町人町及び牧野公園に加え敷地が旧町人町の範囲と一体的に管理されている旧N T T西日本局舎の敷地、牧野富太郎博士が植物に親しんだ金峰神社(きんぷじんじゃ)の敷地及び旧町人町と景観の連続性が認められる、土讃線、駅前通り、国道494号、御土居川に囲まれた範囲とする。ただし、旧町人町のうち、土讃線以北については、景観を異にしているため除くものとする。

このように道路、河川、鉄道、公共的施設及び歴史的建造物等を境として線引きをしたのは、それが区画上の目印として一般的に認知されていることもさることながら、第一の理由はそれらが住民生活上の断点となっていることとも関連して、そこを境に歴史的風致の濃淡が画されているからである。

また、同区域は、修景保存事業としてHOPE計画や街なみ環境整備事業を推進するなど、これまでもそのまちなみを維持向上する取り組みを実施してきた箇所とほぼ重なる。

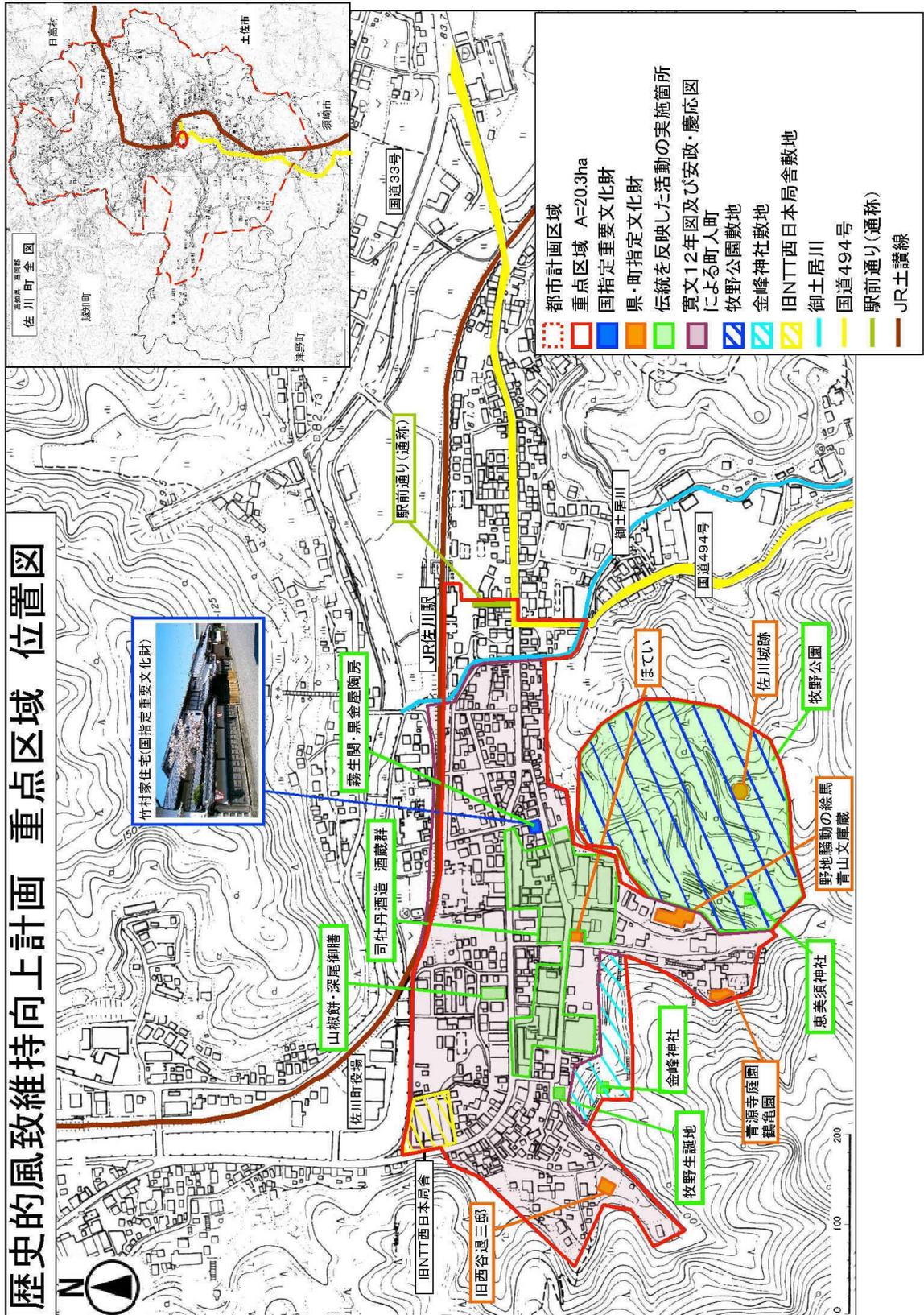
こうした経緯とその歴史的背景や地域性を踏まえ、重点的に本町の歴史的風致の維持向上を図る範囲は、歴史的風致が最も色濃く残る上町・西谷・奥の土居・西町・東町地区を区域とする。

以上の位置及び範囲設定の根拠により、同区域を佐川町における歴史的風致の維持向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進する区域とする。

【重点区域名】 さかわ文教・歴史のまちなみ

【重点区域の面積】 20.3ha

歴史的風致維持向上計画 重点区域 位置図



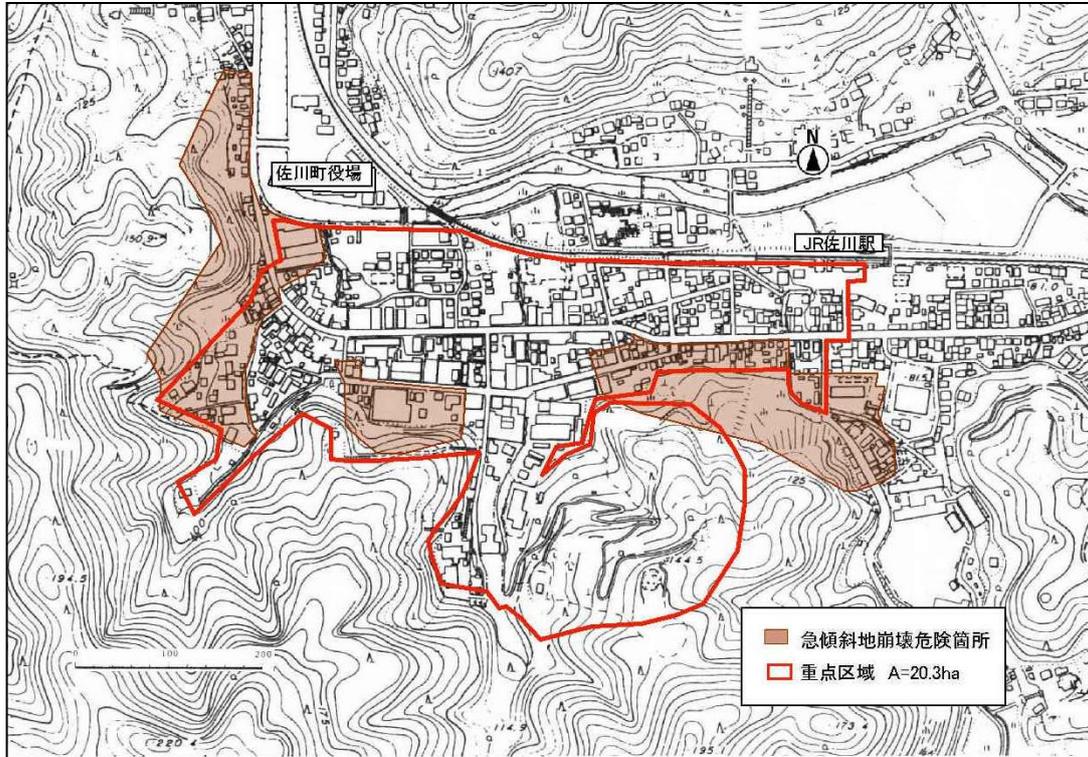
3 良好な景観形成に関する施策等との連携

(1) 急傾斜地法に基づく措置

重点区域内の西谷地区の一部（西側山沿い）、上町地区の一部（南側山沿い）、東町地区の一部（南側山沿い）が、急傾斜地法第3条に基づく急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。このため、同指定区域は、同法第7条に規定する下記の行為の制限を受けることとなり、これらの行為を行うときは、県知事の許可を必要とすることとなる。

- ア 水を放流し、又は停滞させる行為等
- イ ため池、用水路等の工作物の設置又は改造
- ウ のり切、切土、掘さく又は盛土
- エ 立木竹の伐採
- オ 木竹の滑下又は地引による搬出
- カ 土石の採取又は集積
- キ その他、崩壊を助長又は誘発するおそれのある行為

【急傾斜地崩壊危険箇所図】



(2) 佐川町街なみ景観条例に基づく措置

佐川町街なみ景観条例（平成5年条例第15号）は、本町の個性豊かな街なみ及び農村集落の景観の維持並びに形成に関する必要な事項を定め、もって自らの手でより快適で誇りある郷土をつくりあげていくことを目的として制定された。

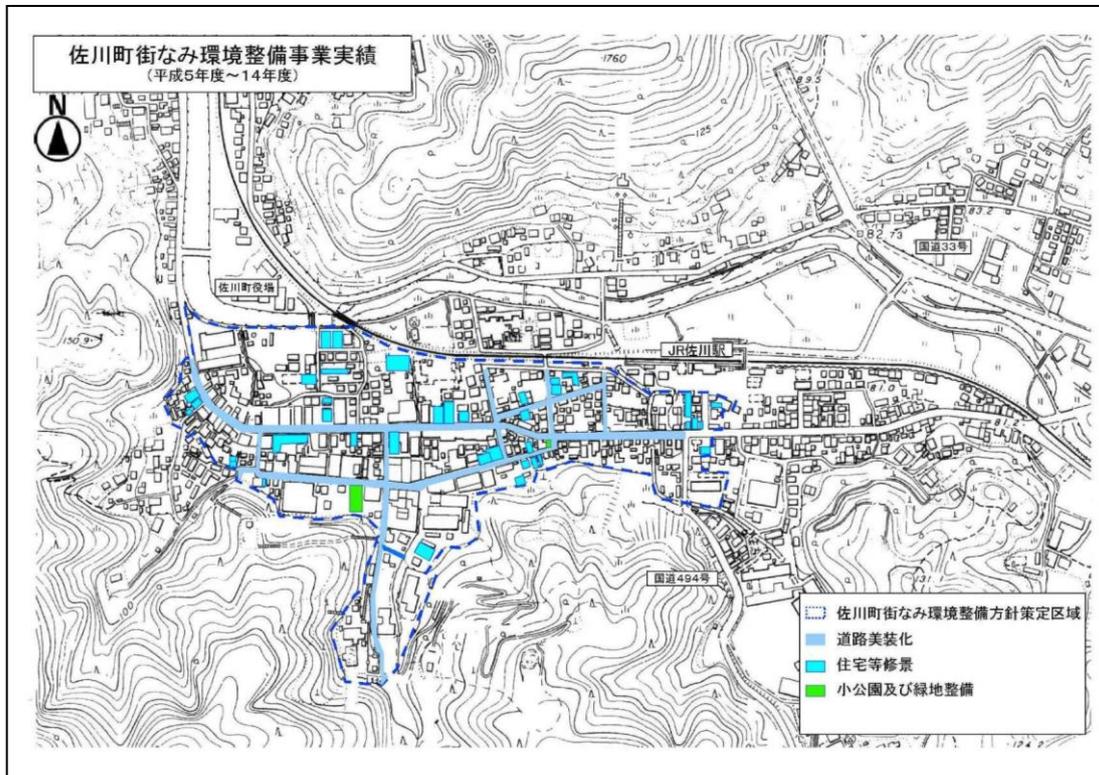
同条例では、景観の形成を図るために必要な地区を景観形成特定地区として指定することとし、同地区内における次の行為をしようとする者は、あらかじめその内容を町長に届け出なければならないとしている。当該届出があった場合は、町長は助言又は指導ができ、及び技術援助又は経費の助成ができると定めている。

ア 建築物等の新築、増築又は改築

イ 建築物等の外観の模様替え又は色彩の変更

ウ その他景観形成に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの

現在、景観形成特定地区として指定している地区は、重点区域とほぼ重なる区域（西谷地区及び牧野公園が対象外）である。



(3) 施策との連携による今後の措置

「第2章-3-(2)」の街なみ景観条例は、平成5年度から10年間実施した街なみ環境整備事業に対応して策定したものであり、歴史的風致維持向上計画に合致した内容となっていないという問題点がある。

そのため、今後においては、景観法に基づく景観計画及び景観条例の策定をめざすことにより、歴史的風致に合致した街なみ景観の維持向上を図ることとする。

4 重点区域の歴史的風致の維持及び向上による広域的効果

重点区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に実施することにより、歴史的建造物やまちなみの整備が進むと共にそこを舞台とした人びとの活動が活性化し、風致ある風情が更に醸成化されることになる。このことは、町民に町の価値を再認識させるきっかけとなり、ひいては町に対する誇りや郷土愛を生み出すことにも繋がる。歴史的風致の維持及び向上を図る上で最も重要なファクターは、人びとの活動であり、意識である。その意味で、重点区域に注ぎ込んだ投資の効果が、人びとの活動を活性化させ、意識変革をおこし、という形で町全域に波及していくことが最も望ましい広域的効果の表れであるといえる。それは具体的には、地域の伝統や文化の保存・継承・活用の高まり、人びとや団体の個性的な地域づくりの進展として表れる。こうしたことが総体となって、佐川町の個性ある魅力を高めることとなる。

第3章 文化財の保存又は活用に関する事項

1 佐川町全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

佐川町は、古くは縄文時代草創期の不動ガ岩屋洞窟遺跡（国指定史跡）を始めとして、花ノ木・芝ノ端^{しばのはた}窯跡や戦国期から長宗我部期にかけて、高岡、吾川両郡の北部地方を領した片岡氏の居城黒岩城跡、中世佐川氏の居城松尾城跡、江戸時代には土佐藩主山内家の筆頭家老深尾家の佐川城跡や土居跡など県内の重要な遺跡も数多く所在しており、これまで佐川町では順次調査を実施し佐川町文化財保護条例などにより文化財指定を行い、その保護を図ってきた。現在も佐川土居跡等の指定に向けた調査を行っている。

建造物については最近まで町指定の町家が2件あるのみであったが、平成19年度に深尾家の土居下町に位置する「竹村家住宅」が重要文化財に指定された。今後は、歴史的建造物の保存の観点から、同下町の酒蔵群や散在する旧家の町文化財指定も視野に入れた取り組みを進めていく。

無形の民俗文化財については、どの団体も少子化による後継者の減少により高齢化しているが、地区を越えて保存に協力するなど活性化が望める団体もあり、活動の場の提供及び財政面での支援などを行っており、今後ともそうした施策を発展的に継続していく。

保存管理計画は1件ごとには定めていないが、指定文化財については文化財保護法、高知県文化財保護条例及び佐川町文化財保護条例に基づき適正に管理しており、今後は、より一層の保護処置を講ずるため、所有者と佐川町が協働して保存管理計画の策定を進めていく方針である。

また、公開等活用については、条例中に公開の勧告とその費用の一部負担を定め、活用を促進している。「そこにある」文化財から、「触れて、感じられる」文化財にするために、文化財本来の価値を損なわない形で新たな機能や用途を付加、または新たな見せ方をすることで、文化財に触れる機会を増加しその魅力をさらに高める。また、住民参加による活用を図るため、文化財やまちなみを保護・活用するボランティア組織やNPOの活動を補助し、継続的な取り組みを目指す。

(2) 文化財の修理（整備を含む）に関する方針

文化財の修理及び整備については、公的所有は定期的な清掃及び点検確認を行い、個人所有の場合は所有者の日常の手入れや確認を怠らないよう

啓発すると共に、文化財巡視員（文化財保護審議会委員）による定期的なパトロールを実施する。

指定文化財を修理及び整備する場合は、十分な調査を行い、文化財保護法、高知県文化財保護条例及び佐川町文化財保護条例に基づき文化庁長官、高知県教育委員会及び佐川町教育委員会の許可を受けるなど適切に行う。また、その場合は、所有者と協議を行った上で、事業補助を含めた支援を実施する。

また、指定文化財の大規模な修理、復原整備や未指定文化財の修理及び整備をする場合は、十分な調査を行い、外部の有識者等の意見を聞きながら適切に行う。

なお、町指定史跡の佐川城跡は、計画（１）に記した調査の際に、周辺に植林されている樹木の成長で石垣が崩れる恐れもあり、悪影響を及ぼすなら伐採も検討を、との助言を受けていることから、今後この対策を検討していく。

（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

佐川町には、宮内大臣を務めた田中光顕伯とその子孫の寄贈による貴重な御物や勤王の志士の遺墨等約８５０点、図書約１３，０００冊、「セルボーンの博物誌」を翻訳した西谷退蔵の洋書約１，６００冊、和漢書約８，２００冊、その他新しく収集した資料を蔵する博物館「佐川町立青山文庫」があり、学芸員１名を配置し資料の分析、保存や公開を行っている。

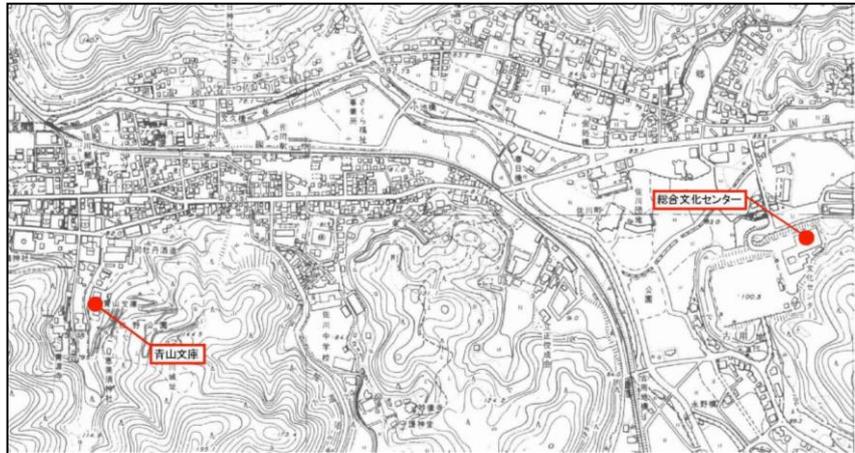
「佐川町総合文化センター」には、牧野富太郎博士の資料を展示している「牧野富太郎資料展示室」や明治４３年に私設図書館として設立された「川田文庫」の蔵書を収蔵する保管庫も設置されている。また、「佐川文庫庫舎（旧青山文庫）」は、現在、農具、生活用具、馬具、武具、狩猟具など江戸期から昭和初期に用いられた多種多様の民具３０７点を収蔵する民具館として活用されている。これらの民具は、一般来館者向けに展示公開されると共に、授業の一環で小学生を対象に観覧させるなど学校教育にも活かされている。

しかしながら、青山文庫は老朽化が進み、かつ、文化センター内の展示室、保管庫にしてもスペースが不足しており、収蔵物の保存・活用の機能を十分に果たしている状況にあるとはいえない。特に文化センターは、本来的には各種文化団体の活動の場としての公民館的な機能を持った施設であり、文化財の保存・活用を行うための施設としては適しているとはいえないことから、向後然るべき施設ができたときは収蔵物を移転する方針で

ある。

また、文化財に関する案内・説明板等の設置状況についても充実しているとはいえない。

今後は、財政状況との調整を図りながら、施設の改善計画を立て課題解消に向けて具体的に着手していく。



(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

佐川町では、平成5年に「佐川町街なみ景観条例」を制定し、町家等文化財を中心とする周辺一帯の良好な市街地景観の形成に努めてきた。また、第4次佐川町総合計画においては、「住環境の整備」「文化財保護と活用」を掲げ、文化財の周辺環境の保全に取り組む方針を示している。この方針のもと、町の抱えている課題である歴史的建造物の保存や牧野公園の桜の再生及び紅葉樹の植栽並びに遊歩道の整備等を文化財の周辺環境の保全と位置付け、これらの課題に取り組む。また、同様に、文化財の周辺にあって、その良好な環境を阻害している要因を取り除く等の措置についても、文化財の周辺環境の保全との位置付けのもと、取り組む。

上記条例については、一定対象地区を限定したものであることから、今後は、佐川町全域を対象として、文化財及びその周辺環境の保全も視野に入れた新条例の制定など制度面の改善を進めていく。

また、こうした施策を進めていく上で、教育委員会と他の部局との連携が密にある現状とはいえないことから、今後はまちづくり行政と文化財行政がより連携を強化し、文化財の周辺環境の保全を図っていくこととする。

(5) 文化財の防災に関する方針

消防施設の整備を図るため、文化財所有者への補助等を実施することに加え、文化財価値を損なわない限りにおいて耐震のための補強工事を行う。文化財所有者等に対して、定期的な見回りや火の後始末の確認などの日常

管理の徹底につき、さらに啓発する。

また、現在行っている文化財防火デーの防火訓練を更に充実させ、消防署及び地域の消防団との連携をより密にすると共に地域住民等への防災意識の啓発を強化する。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財が、町史研究家等一部の人たちの研究及び興味の対象となっている面がないとはいえない。より広汎に町民の文化財に対する認識と興味を高めるためには、学校教育、社会教育等の教育の場において、より分かりやすく、かつ、親しみやすい内容の啓発に努めなければならない。まずは文化財そのものに興味を抱かせ、その後に文化財の保存及び活用の重要性を認識させる、そうした段階的な文化財の保存及び活用の普及・啓発を行っていく。

また、普及・啓発の取り組みにおいては、歴史的建造物の保存や民俗芸能の後継者育成等の町が抱えている課題も具体的に示し、それら課題の共有化を図ることで、住民の意識改革に繋げていく。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

佐川町には国史跡「不動ガ岩屋洞窟遺跡（縄文時代）」を始め80件の埋蔵文化財包蔵地がある。

埋蔵文化財保護には、地域社会や関係者の理解と協力がなければその目的は達成できない。機会あるごとに埋蔵文化財の持つ意義や重要性及び所在地を町広報やその他の方法により広く住民に周知する。

また、近世以降の遺跡等のように絵図や文献等により包蔵地の可能性があると認められる箇所については、常に注意を払い踏査や試掘調査を実施すると共に、その開発に当たっては、調査を前提とする取扱いを徹底する。

(8) 文化財の保存・活用に係る佐川町教育委員会の体制と今後の方針

佐川町の体制は、教育委員会に教育次長補佐兼社会教育係長兼文化財担当1名を配している。大きな市とは違って町村レベルではありがちなことだが、実質はこの1名が文化財行政を直接的に担当していることになる。文化財行政の充実化を図る上ではこの体制は決して十分とはいえず、町の人員管理、財政状況と調整を図りながら、担当職員の増員等できうる限りの措置を講じると共に、文化財保護審議会との連携等により適切な文化財

保護行政を遂行する。

先記の文化財保護審議会は、佐川町文化財保護条例に基づき設置されており、教育委員会の諮問に依りて文化財の指定、解除など文化財の保存、活用に関する事項を調査・審議し、これらの事項について教育委員会に建議する。審議会は、郷土史関係者3名、建築士1名、考古学関係者1名、民俗学関係者1名、植物学関係者1名の委員7名で構成されている。

(9) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

佐川町には、NPO法人佐川くろがねの会、企画本舗さかわ屋、NPO法人とかの元気村、尾川地区活性化協議会、夢の里づくり隊、城山祭り実行委員会、佐川史談会、古文書研究会などの文化財行政とも連携を図りながら文化財の保存や活用事業を展開している団体がある。これらの団体は、昭和30年合併以前の旧町村単位の5地区全体にわたっており、それぞれの地域においてそこに存する文化財の保存・活用に関わっている。ただその関わり方は、ある団体は文化部会を置いて熱心に取り組み、また、ある団体は表面的な取り組みにしかかかっていないなど、団体により温度差があることも否めず、全てにわたっていかに密度を高めていくかが課題である。

今後は、協働の観点に立って、まちづくり行政と文化財行政との連携をより密にし、文化財保存等に係る人材育成も絡めながら、体制整備を進めていく。

2 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域には、国指定文化財1件、県指定文化財1件及び町指定文化財4件が所在している。

国指定重要文化財「竹村家住宅」は、現在所有者が居住しており、日常生活の中で建物の管理をしていることから、比較的良好な状態に維持されている。一方、公開等活用には一定の制限を設けることが必要となり、公開期間・公開スペースの設定はあくまで居住者の日常生活を阻害しないようにしなければならない。現在は定期的に上座敷と東棟（土間）を公開しており、住民グループ（NPO法人佐川くろがねの会）によるまちなみの案内や建物の説明等も行われている。また、竹村家住宅周辺のまちなみを活用したイベントも実施され、まちの駅が設置されるなど町外からの訪問客も多い。

県指定名勝の「青源寺庭園」は、これも所有者の管理のもと、良好な状態に維持されている。公開等活用には訪問者に対して随時公開され、寺の住職等が庭園のいわれの説明を行っている。また、庭園を眺めながらの句会や茶会が時折開催されるなど、風流な景観を活用した取り組みも行われている。

町指定有形文化財（建造物）の「ほてい」については、所有者のもと良好な管理が行われているが、「旧西谷退三邸」は所有者が高齢になってきたこともあり、管理面が行き届いていない面が見受けられ、指導及び支援が必要な状況にある。活用面では、ほていは、司牡丹の酒ギャラリーとして酒文化の伝承等に活用されているが、旧西谷退三邸は、ほとんど活用らしきことがなされていないのが現状である。

町指定史跡の「佐川城跡」は、このほど専門家を招聘し石垣の調査をおこなった。その結果、高さ3メートル、幅16メートルにわたって現存、慶長期に築かれたものと推定された。文化的景観が凍結した状態で残っている、と高い評価を受けた。

町指定有形文化財（絵画）の「野地騒動の絵馬」は、博物館の町立青山文庫内に収蔵されており、来館者に対して公開展示されている。

今後は、国指定及び県指定の文化財の保存・活用については、町としての支援体制を更に構築し、住民グループとの協働のもと、より密度の高い取り組みを展開していく。

また、町指定の文化財の保存・活用については、方針の（8）で記したように教育委員会の体制が手薄であることも原因の一つであると考えられるが、特に活用面において取り組みが弱いと判断することから、他部局との連携を更に強化して活用の進展を図ることとする。

（2）文化財の修理（整備を含む。）に関する具体的な計画

国指定文化財については、現状変更等を伴う可能性がある場合は、正確に状況を把握した上で、事前に所有者及び関係機関と十分な協議・検討を行い、文化庁長官の許可のもと、適正な措置を行う。県指定文化財については、正確に状況を把握した上で、県文化財保護条例に基づく手続のもと、県の指導を受け適切に進める。町指定文化財については、正確に状況を把握した上で、町文化財保護条例に基づく手続のもと、適正な措置を行う。未指定文化財については、詳細な調査等を実施した上で整備計画を練り、外部の有識者の意見を聴取する等により、その整備によってその価値が損なわれないよう十分な配慮をもって行う。

重点区域内においては、下記について修理を実施していく計画である。

○ 佐川文庫庫舎（旧青山文庫）（町指定有形文化財（建造物））

現在重点区域内には所在しないが、当歴史的風致維持向上計画に関わる整備事業で重点区域内に移転を予定している「旧青山文庫」を、平成20年度において、移築に伴い屋根の葺き替え、内外装の美装、耐震補強工事を行う。なお、移築に際しては、建造物の意匠、形式等につき詳細な調査を行った上で、適切に実施することとする。

○ 旧浜口家住宅

現在文化財には指定されていないが、当歴史的風致維持向上計画に関わる整備事業に挙げている「旧浜口家住宅」を、平成22年度において、購入した後、その文化財的価値を減ずることがないように詳細な調査を行った上で、屋根の葺き替え、塀、外壁の修理、耐震補強工事を行い、町の有形文化財（建造物）に指定する予定である。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

方針の(3)で記したように、青山文庫は財政状況との調整を図りながら、施設の改善計画を立て老朽化等の問題に対応していく。案内・説明板や公共サインは、来町者が分かりやすく、気軽に文化財に触れることができるように要所ごとの設置を実施するほか、解説資料等の充実化を図る。

竹村家住宅の前に佐川町とNPO法人佐川くろがねの会との協働で「まちの駅」が設置されており、そこを拠点に建物の説明やまちなみ案内等のガイダンスを行っているが、その活動を更に推進して、文化財施設を利用したイベント等の開催や日常的に公開していない文化財の一斉公開等を実施する。その他、佐川町地場産センターでは佐川町の歴史的建造物の模型展示を行うなどし、側面的にも文化財の活用を図る

また、当歴史的風致維持向上計画に関わる整備事業で本町の生んだ世界的植物学者牧野富太郎博士の生家の再生を予定しているが、その再生する生家においても牧野博士関連の資料の展示等を予定していることから、資料の保存・活用に資する施設として位置付け、その整備事業に取り組むものとする。

さらに竹村分家旧竹村呉服店および司牡丹酒造株式会社の1号蔵他酒蔵群については、登録有形文化財（建造物）としての登録に向けた検討を推進する。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

「第1章 - 5 - (1) 歴史的建造物の保存」で記述したように、昨今の調査では、この18年間において、重点区域内の歴史的建造物が著しく減失している。文化財の周辺環境の保全を図る意味でも早急な対策が必要とされることから、平成21年度において、新築、増・改築及び形質の変更等に際して一定の規制誘導ができるよう、条例制定など制度面の改善を行う。

牧野公園の桜の再生及び紅葉樹の植栽並びに遊歩道の整備等を文化財の周辺環境の保全と位置付け、住民と行政との協働により、概ね10年のスパンの中で年次計画を立て、桜再生等のための具体的な取り組みを進めていく。また、当歴史的風致維持向上計画に関わる整備事業において、国指定重要文化財竹村家住宅の近くにあつて、上町のまちなみ景観を著しく損なっている建物を除却し、及びその跡地に小公園を整備することで、文化財の周辺環境の整備を図る。

加えて、計画の(3)で記したように牧野富太郎博士の生家の再生を予定しているが、事業実施に当たっては、当生家を文化財と密接に関連する文化資源と位置付けると共に、その再生を文化財の周辺環境の保全と位置付け、取り壊されたのが昭和初年代と推測されることから、現存する資料は限られてはいるが、資料の解析及び資料収集に努め、その意匠、形式等につき、忠実に再生するものとする。

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域は特に町家や酒蔵などが建ち並んでいることから、火災や地震に対する万全な備えが必要とされる。その点不備な面が多々みられることから、今後は放水銃、警報機の設置及び消化器の増設など防火設備の完備を進めていくと共に、現在も実施している所有者、地域住民、消防署、地区消防団が一体となった防火訓練も更に質量共に充実したものとしていく。加えて、「文化財防火デー」には、上記住民・団体及び文化財保護審議会委員等が各地区の文化財における防火訓練を実施しており、今後も継続していく。

また、現在、文化財巡視員（文化財保護審議会委員）と教育委員会文化財担当職員により、年2回の巡回パトロールを行い防災も含めた文化財の点検を行っているが、こうした予防体制についても更に充実化していく。

その他、耐震診断・工事も高知県教育委員会の指導を受けつつ着実に推進していく。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

文化財の価値を町民がより理解し、保存や活用の意識を高めるため、学校教育では町独自の文化財教育・文化財見学会を実施し、社会教育等では文化財や町の歴史に関する教室の開催、分かりやすいパンフレットの作成による啓発活動などを行う。

また、「文化財保護強調週間」には、文化財保護審議会委員が講師となって、小中学校の生徒及び保護者を対象に、文化財巡りをしながら啓発活動を展開しており、今後も継続していく。

上記(5)で記述した「文化財防火デー」は、防災を目的とした活動であると同時に、文化財の大切さについての認識を醸成する機会でもあり、文化財保護審議会委員が中心となって、住民に対して文化財の保存・活用について啓発を行っている。この活動も今後発展的に継続していく。

また、こうした啓発に当たっては、文化財を単一の点だけで捉えるのではなく、点と点を結び、かつ、点から面へと広げる視点も含めて伝える取り組みとする。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域の周知の埋蔵文化財包蔵地は「佐川城跡」1件である。計画(1)で記したように、当城跡は、調査により史跡としての価値が裏付けられたことから、今後は周辺部も含めてより詳細な調査をおこなった上で、更なる保存・活用を図っていく。

その他、包蔵地の可能性のある場所には注意を払いつつ踏査や試掘調査等を実施し、包蔵地として価値が明らかに認められる箇所は、高知県教育委員会と連携し指定する。

また、重点区域は、江戸期の町人町の町割りが存する箇所であることから、当歴史的風致維持向上計画における整備事業を実施するに当たって、貴重な遺構等が発見された場合には、まずこれを保護すると共に、整備事業の内容・手法等との調整を図りつつ、関係機関と対応を検討していく。

(8) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域を活動の範囲としている団体は、NPO法人佐川くろがねの会、佐川史談会、古文書研究会である。

「NPO法人佐川くろがねの会」は、竹村家住宅の前に設置されているまちの駅に事務局を置き、竹村家住宅の保存・周知、まちなみの維持・向

上、観光案内ボランティアの養成及びまちなみを舞台にした各種イベントの開催等の活動を展開している。また、同法人は、まちなみの維持・向上の観点から、竹村家住宅周辺の歴史的風致形成建造物の保存・活用にも関わっている。

「佐川史談会」は、既出（第1章 - 1 - (4)）「霧生関（きりゅうぜき）」の発刊等を通じて、町史や文化財の研究を行っている団体であり、竹村家住宅やまちの駅、青山文庫を拠点に活動している。「古文書研究会」は、青山文庫等に収蔵されている古文書の研究・解読を主な活動としている団体である。

現在、それぞれの団体が積極的、かつ、地道な活動を展開しており、文化財及びその周辺の歴史的風致形成建造物の保存・活用に貢献している役割は大きい。また、文化財行政やまちづくり行政との連携も十分にとれている状況にある。

今後は、こうした活動の前進を更に目指し、行政との連携も一層強化していく。

第4章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

1 整備の基本方針

「酒造り（まちなみ含む）」「桜」「民俗芸能」の要素により形成された佐川町の歴史的風致を維持及び向上させるためには、「第1章 - 6」の方針に基づき、次に示した事業を展開することが必要となる。

また、事業を推進するに当たっては、第2章で示した重点区域を核として、その事業効果を周辺地域一帯にも波及させることを企図して取り組む。

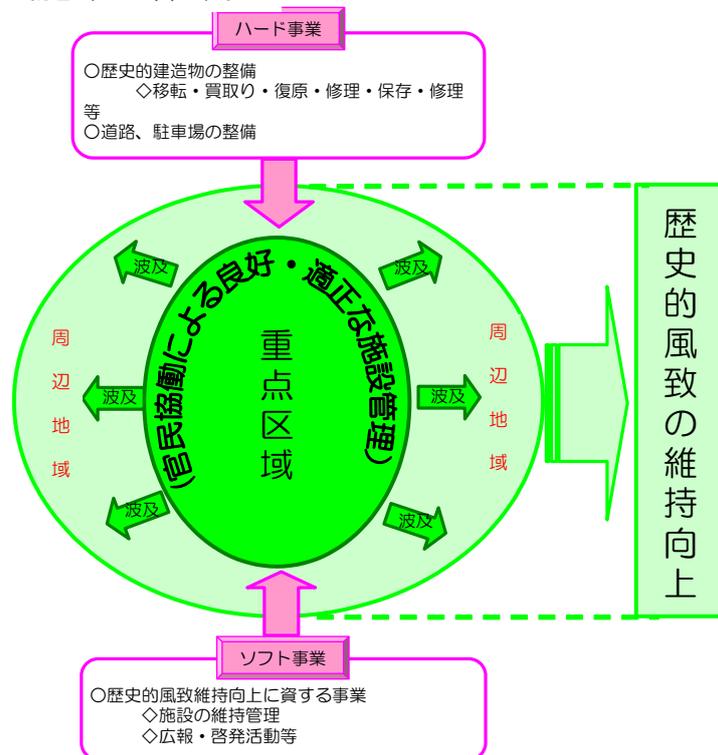
具体的には、歴史的風致の維持向上施設となる建造物の整備及びその附帯となる事業等においては、その歴史的・文化的価値性を踏まえた上で、施設の存在意義が十分に発揮でき、かつ、そこを舞台とする人びとの活動が生き生きと展開され、及びそれらと周辺の市街地とが一体となって良好な環境空間が形成されるように、各種事業の実施に取り組むこととする。

2 管理の基本方針

歴史的風致維持向上施設の管理に当たっては、本計画で示した文化財の保存・活用のための方針及び計画、並びに歴史的風致形成建造物の管理の指針等を踏まえた上で、歴史的風致の維持向上に資するべく良好かつ適正に行う。

また、管理においては、行政内のまちづくり部局と教育委員会との連携を密にすると共に、NPO 法人や住民ボランティア組織の協力を得ながら、官民協働の体制で取り組む。

〔施策の体系〕



3 歴史的風致の維持向上施設となる建造物の整備事業

(1) 佐川文庫庫舎（旧青山文庫）移築・活用化事業

【整備主体】 佐川町

【活用する事業名称】 歴史的環境形成総合支援事業

【事業期間】 平成20年度

【位置及び区域】 佐川町上町・西谷地区

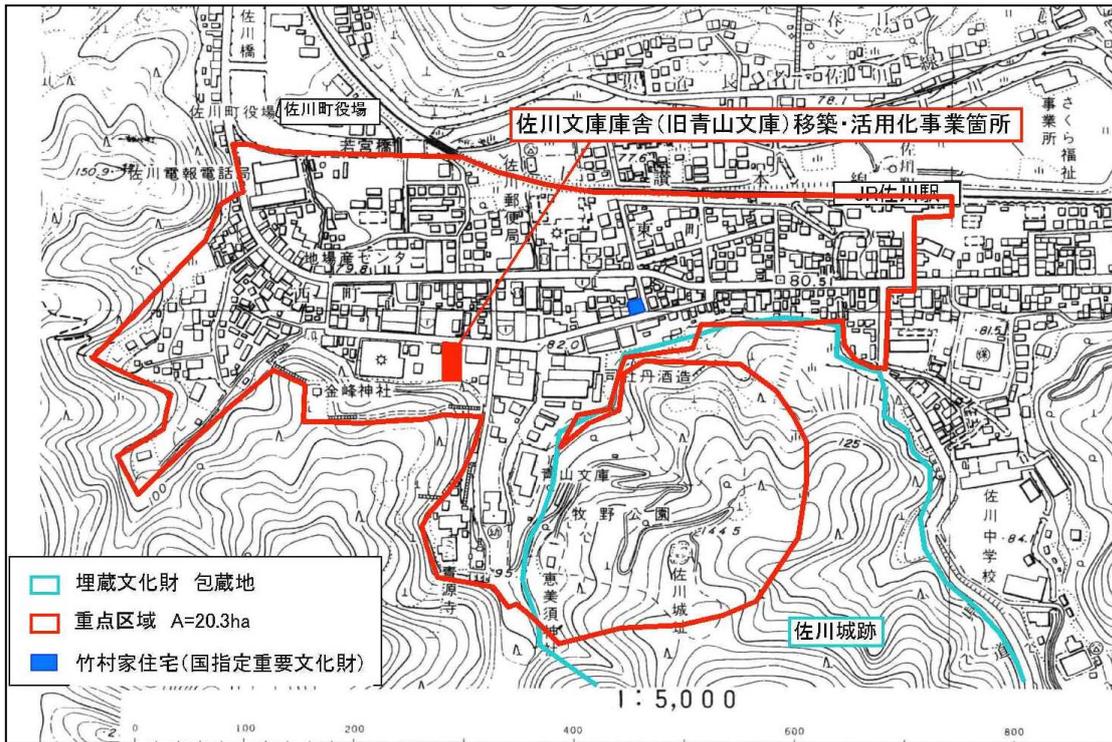
【事業の概要】

上郷地区に現存する佐川文庫庫舎（旧青山文庫）を当初建築されていた場所（特定する現存資料は写真一葉のみ）に移築、老朽化に伴い強度のなくなった屋根瓦の葺き替え、内外装の美装、耐震補強等を行う。

【事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由】

佐川文庫庫舎（旧青山文庫）は明治初年の鹿鳴館時代の面影をそのまま残した県下最古の木造洋館である。明治19年に須崎^{すさき}警察署佐川分署として重点区域である上町に建てられた。その後文教施設として青山文庫・佐川文庫などに用途変更をしながら移転を繰り返し、現在は上郷地区に位置し、古い農具や民具を展示している。同庫舎は、かつて町の中心部にあった頃までは、鹿鳴館時代の明治の姿を今に残す建築物として、上町界限一帯の歴史的風致の形成に大きく貢献していた。

このように、旧青山文庫（その活動に主眼を置き、ここからはこう表記する）の活動は、元々、町の中心部で繰り広げられていたが、やむを得ない事由により、その活動は、移転先の地で繰り広げられ今日まで受け継がれてきた。しかしながら、今でもかつての旧青山文庫の活動が一つの風情として、人びとの心の中で生き続けている。このため、本来の活動の場である上町に旧青山文庫を移築・復原することで、物理的な風情の回復と伴って、活動面での復興を果たし、もって佐川町の歴史的風致の維持向上を図る。

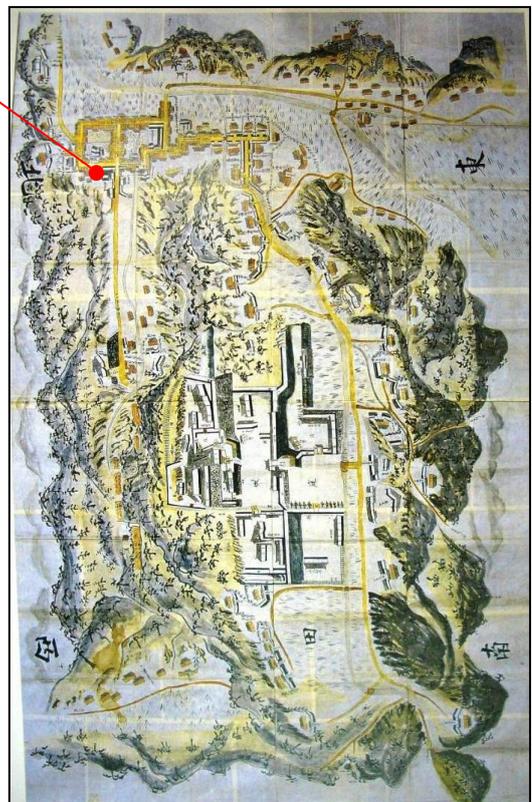


【事業箇所図】



【佐川文庫庫舎（旧青山文庫）】

事業箇所



【寛文十二年図】

(2) 上町景観改善事業

【整備主体】 佐川町

【活用する事業名称】 歴史的環境形成総合支援事業

【事業期間】 平成20年度

【位置及び区域】 佐川町上町・西谷地区

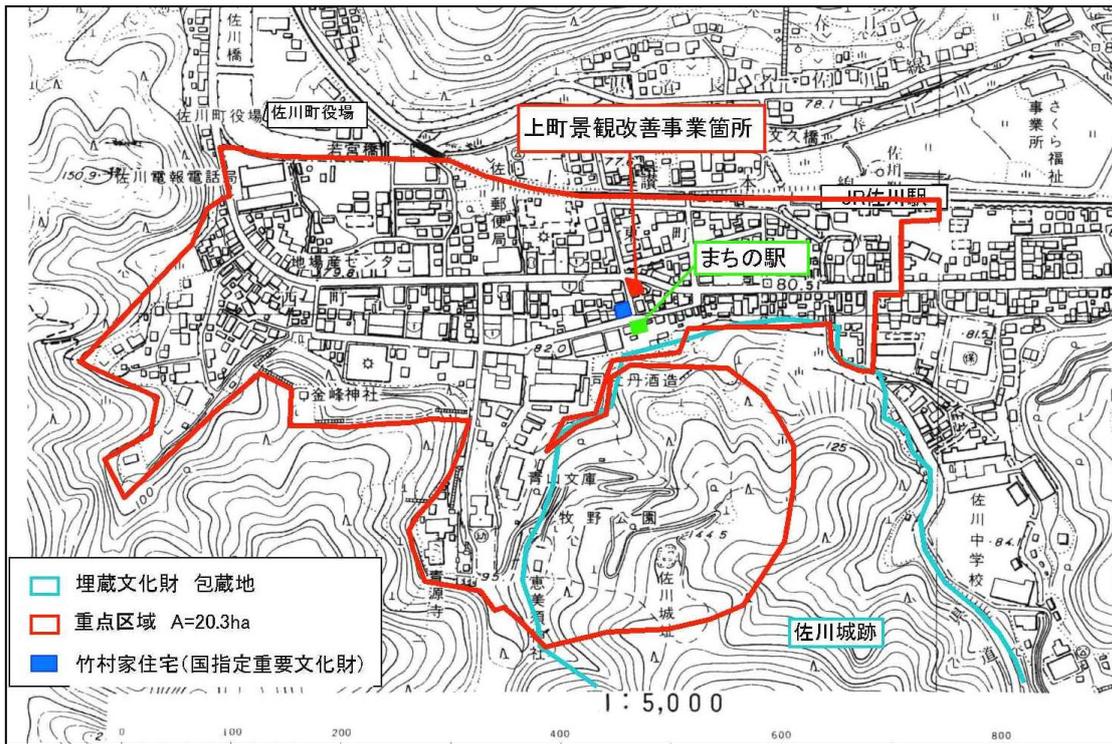
【事業の概要】

まちなみの景観を著しく損なっている建物とその土地を町が買取り、建物を取り壊し、その跡地に小公園を整備する。

【事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由】

重点区域は、酒蔵群や旧商家で構成されたまちなみを有する町内でも最も歴史的な景観をとどめた区域であるが、同時に、同区域は町幹線道路を内包しており、商店等が軒を並べている地区でもあることから、店舗等の閉鎖や移動により景観を損なうものもある。これらは、歴史的建造物の減失と共に、文化財の周辺環境の歴史的風致を阻害する要因となっている。

国指定重要文化財の竹村家住宅及びまちの駅から10mの箇所に閉店して現在使われておらず手入れのされていない店舗があり、同区域の景観を著しく損なっている。当該店舗は、町幹線道路から同区域でも特に歴史的風致を醸し出している通りへの導入路に位置していることから、その旧店舗を除去し、跡地をまちなみに合わせた小公園に整備することで、本町の歴史的風致の維持向上を図る。



【事業箇所図】

事業箇所



【除却対象店舗】



【寛文十二年図】

(3) 旧浜口家住宅買取り・整備事業

【整備主体】 佐川町

【活用する事業名称】 歴史的環境形成総合支援事業及び社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

【事業期間】 平成22～24年度

【位置及び区域】 佐川町上町・西谷地区

【事業の概要】

歴史的風致形成建造物指定予定の旧浜口家住宅の買取り、老朽化により崩れている塀の修理、内外装の整備、耐震補強工事を行い、並びに旅の宿施設としての機能を付加する。

【事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由】

旧浜口家住宅は、元来酒造商家の1つであり、当時の酒蔵は町文化財に指定され、現在は司牡丹の所有で土産屋酒ギャラリー「ほてい」として活用されている。漆喰造りの白壁は当時の商家の様子を今に残す。

また、当主であった浜口駒次郎は大阪市会議員をつとめるほか、海運業に転じ、第1次世界大戦の海運業活況に乗じ、いわゆる「船成金」としてその名をとどろかせるなどした。

佐川の風致を形成する酒造り及び町人町形成の核となった商家の伝統を色濃く残す建物は国指定重要文化財の竹村家住宅とこの旧浜口家住宅しかない。

現在はほとんど使われておらず、き損が進みつつある家屋、土地を町が買い取り、耐震補強・内外装の美装化を行い、旧商家の佇まいを宿泊して味わうことができるよう旅の宿的機能を付加、また、これに隣接する移築後の「佐川文庫庫舎（旧青山文庫）」及び「ほてい」と一体的に活用することにより、佐川町の歴史的風致の維持向上を図る。

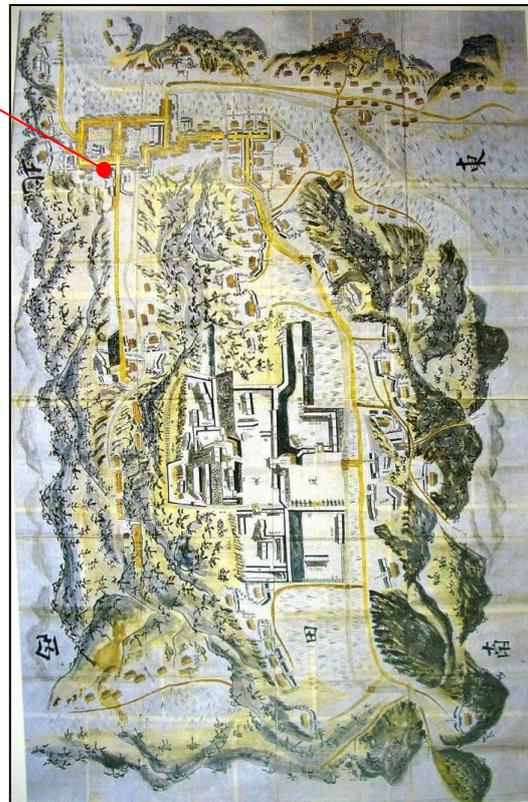


【事業箇所図】



【旧浜口家住宅】

事業箇所



【寛文十二年図】

(4) 牧野公園整備事業

【整備主体】 佐川町

【活用する事業名称】

平成21年度～平成22年度 歴史的環境形成総合支援事業
平成23年度～平成30年度 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

【事業期間】 平成21年度～30年度

【位置及び区域】 佐川町上町地区

【事業の概要】

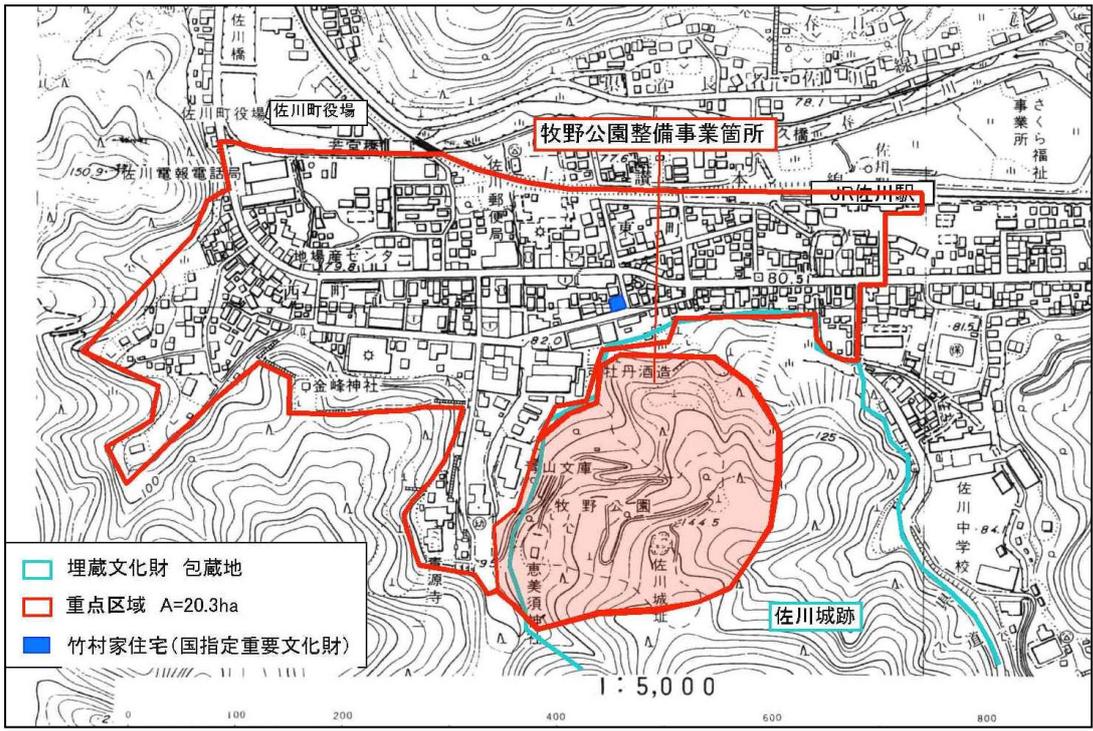
牧野富太郎博士の顕彰を図るため、歴史的風致形成建造物指定予定の牧野公園に遊歩道の整備と博士由来または縁の深い植物並びに秋期も楽しめる紅葉樹等を植栽し、憩いと学習の場として公共公益施設の高質化を実施する。

【事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由】

奥の土居地区にある世界的植物学者牧野富太郎博士の名を冠した牧野公園は、桜のまち佐川を代表する名所であり、町独自の歴史的風致を形成する一つである。公園内には牧野博士と維新の元勲田中光顕伯それぞれの分骨を納めた墓碑があり、町民アンケートによる「佐川で自慢できるもの」では41%の人が牧野公園を挙げる（施設で1位・全体で1位は牧野富太郎）など町民に最も親しまれている公園である。

上町には牧野富太郎博士の生誕地があり、現在その碑と約218㎡の公園が整備されているが、「文教のまち」を象徴する人物である博士の顕彰は十分とはいえないことから、牧野公園に遊歩道等を整備し、来町者が桜に触れる機会を増やすと共に、牧野博士ゆかりの植物や秋期も楽しめる紅葉樹を植栽するなど憩いと学習の場として整備を実施する。また、同生誕地に、牧野博士生誕150年を機にその生家を再生する（事業（5）参照）。

このように、牧野博士の顕彰と相まって、歴史的建造物である牧野公園及びその周辺の整備を進めることで、本町の歴史的風致の維持向上を図る。

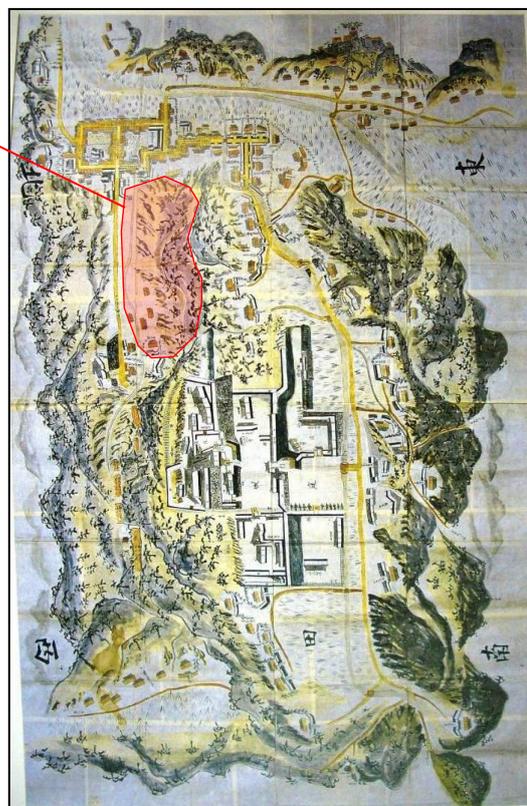


【事業箇所図】



【牧野公園】

事業箇所



【寛文十二年図】

(5) 牧野富太郎生家再生事業

【整備主体】 佐川町

【活用する事業名称】 社会資本整備総合交付金
(街なみ環境整備事業)

【事業期間】 平成24～25年度

【位置及び区域】 佐川町上町・西谷地区

【事業の概要】

同地区出身の世界的植物学者であり、「文教のまち」を象徴する人物の一人である牧野富太郎の生家の母屋と付属屋を、生誕150年(平成24年(2012年))記念事業の一環として、生誕地に再生する。加えて、同施設を博士関係の資料を展示する学習館として整備する。



【青年時代の牧野富太郎】

【事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由】

牧野富太郎博士は酒造業「岸屋」の一人息子として生まれた。この生家である酒屋は、博士の父は4歳、母は7歳のときに早逝したことから、祖母がとりしきり町内有数の富商として繁昌していた。やがて植物分類学のさらなる研究を目指して博士が上京した後、生家は大正時代には「花の家」という割烹旅館に変わり、昭和初年代に取り壊された。

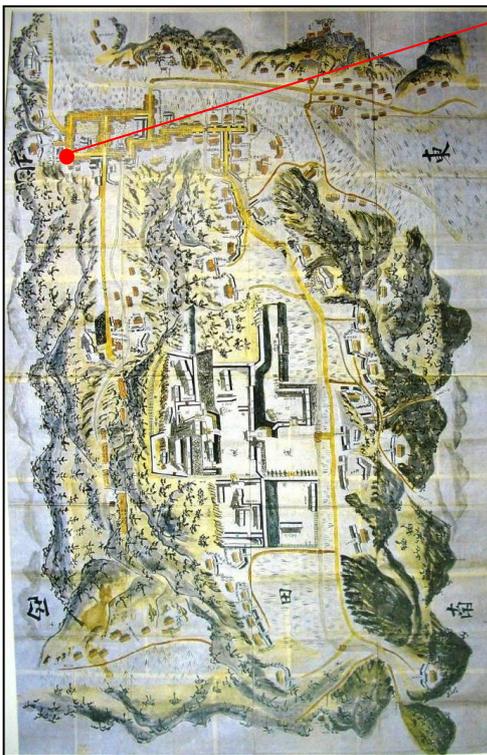
生家は、母屋と付属屋が東西に並ぶ木造2階建、南北に切妻屋根で、南側に庭があった。

現在、生誕地は面積約218㎡の公園として整備され、生誕地碑が建立されており、そこに生家の母屋と付属屋を再生する。なお、80年前後も昔に取り壊されたこともあり、建物を確認できる現存資料は写真一様と限られてはいるが、その写真の解析並びに今後も資料収集に努め、その意匠、形式等につき、忠実に再生するものとする。

牧野博士の生家の再生は、博士をこよなく敬愛する佐川町民の長年の悲願でもあり、博士のさらなる顕彰に繋がる事業となる。加えて、明日の博士を目指す子供たちに対しても大きな教育的効果を持つものと期待される。また、「文教人」の最高峰である博士の生家は、重点区域の核施設の一つとして、佐川町の歴史的風致の維持向上に寄与するものとなる。



【事業箇所図】



【寛文十二年図】

事業箇所



【牧野生家写真】



【牧野生誕地】



【顕彰碑】

(6) 竹村分家旧竹村呉服店修復・保存事業

【整備主体】 佐川町

【活用する事業名称】 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

【事業期間】 平成26～28年度

【位置及び区域】 佐川町上町・西谷地区

【事業の概要】

国指定重要文化財竹村家住宅の西隣に位置する旧呉服商家である竹村分家旧竹村呉服店の修復及び保存をおこなうことで、佐川町の歴史的まちなみを構成する重要な歴史的建造物として一般公開を図る。

【事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由】

佐川町歴史的風致維持向上計画の重点区域の核をなす歴史的建造物は、司牡丹酒造（株）の酒蔵群と造り酒屋や呉服屋などの旧商家である。その旧商家の一つである竹村分家旧竹村呉服店は、その隣の竹村家住宅（本家）の分家にあたり、往時は（久）の屋号を掲げた呉服屋を営んでおり、漆喰づくりの建物は旧商家の佇まいを今に伝えている。

このように藩政期の上質な意匠を備える建物は、国指定重要文化財竹村家住宅と共に価値が高く、竹村分家の歴史を伝える貴重な遺構である。

この竹村分家旧竹村呉服店については、所有者である竹村宏和（八代目竹村安右衛門）氏より、佐川町歴史的風致維持向上計画に賛同し、歴史的風致の維持及び向上に寄与するため、として平成25年10月1日に寄附の申し入れがっており、間もなく町に寄附される予定である。

上記したように、歴史的価値の高い竹村分家旧竹村呉服店の修復・保存をおこなうことで、本町の歴史的風致の維持向上を図る。



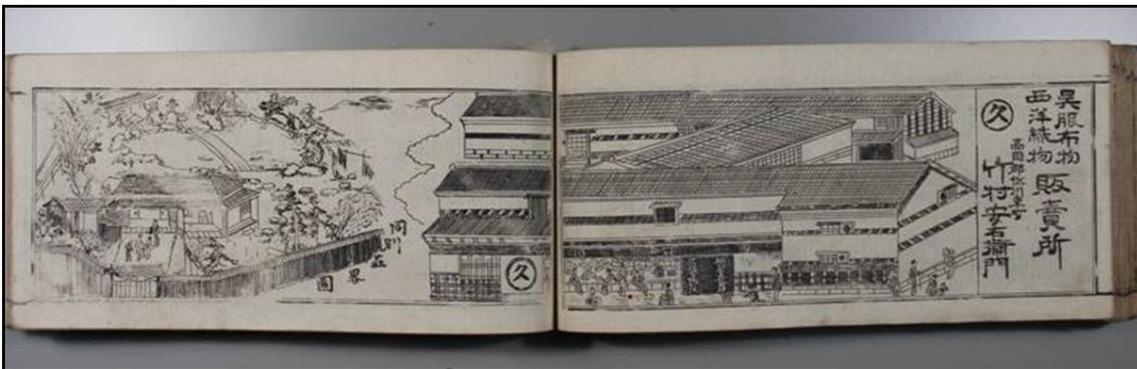
【事業箇所図】



【竹村分家旧竹村呉服店】



【竹村呉服店（大正頃）】



【南陽高知商工便覧(明治20年(1887)出版)】

(7) 司牡丹酒造（株）1号蔵他酒蔵群修復・保存事業

【整備主体】 司牡丹酒造株式会社

【活用する事業名称】 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

【事業期間】 平成26～30年度

【位置及び区域】 佐川町上町・西谷地区

【事業の概要】

司牡丹酒造（株）の1号蔵を筆頭とした酒蔵群の修復及び保存をおこなうことで、佐川町の歴史的まちなみを構成する重要な歴史的建造物として一般公開を図る。

【事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由】

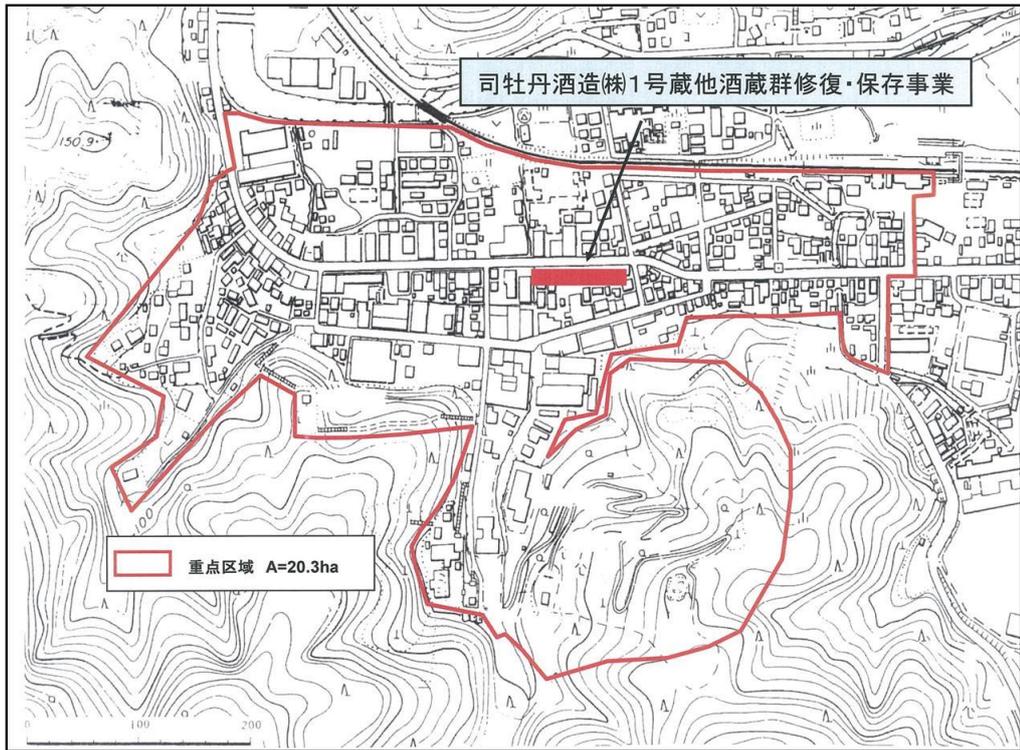
佐川町歴史的風致維持向上計画の重点区域の核をなす歴史的建造物は、司牡丹酒造（株）の酒蔵群と造り酒屋や呉服屋などの旧商家である。その酒蔵群の中でも特筆に値するのが、町の幹線町道東町松崎線に面して東西に約85メートルと長大で偉容を誇る1号蔵である。蔵には空高く伸びた煙突が付いており、それに記された「酒王 司牡丹」の商号が長年の風雨に晒され、かすれているのも歴史を感じさせる。この1号蔵の風景が、まさに酒造りの町佐川のシンボリックな景観である。

しかしながら、天保9年（1838）に造られたとするこの蔵は、長い年月の中で老朽化が進み、このままでいけば消失する恐れがある。

また、この蔵が造られた経緯には歴史的由緒がある。江戸時代中期より酒造業を営む家系である竹村本家は、町人でありながら豪商であったことから、御目見町人として名字帯刀を許され、加えて幕府巡見使宿を務める家格であった。当時佐川では、巡見使の視察に備えて、目に付く建物や塀、橋などの改築・改修をおこなう風習があった。このため竹村本家は、天保9年の巡見使の視察に備えて、本家の客間を改築し、酒蔵を建設した。これが、1号蔵が造られたいわれである。

その後、造り酒屋3軒4銘柄が合併し司牡丹（株）が誕生し、現在、1号蔵を含めて2号蔵、3号蔵、焼酎蔵、5号蔵及び酒ギャラリー「ほてい」は、司牡丹酒造（株）の所有にある。また、1号蔵他の酒蔵群も老朽化が進み、消失の危機にあるのは、1号蔵と同様である。

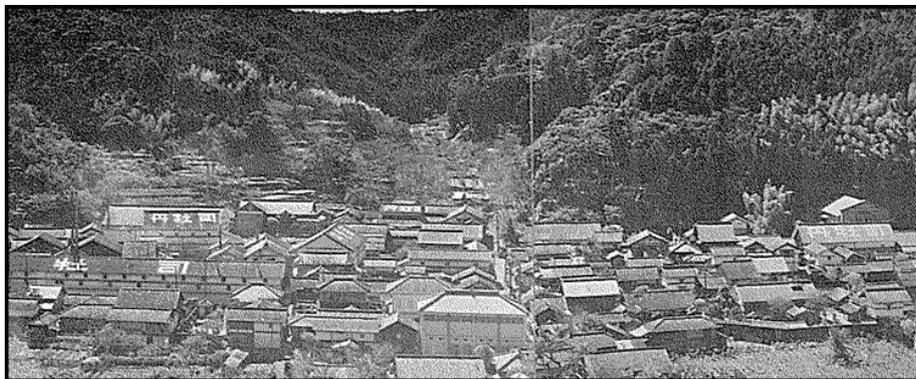
このように、司牡丹酒造（株）1号蔵他酒蔵群の修復・保存をおこなうことは、これらの歴史的建造物の消失を防ぐためにも、また、歴史的由緒を後代に伝えるためにも必須であり、この事業を実施することで、本町の歴史的風致の維持向上を図る。



【事業箇所図】



【司牡丹1号倉】



【上町・西谷地区 (昭和初年頃)】

4 道路、駐車場の整備に関する事業

(1) 標識整備事業

【整備主体】 佐川町

【活用する事業名称】 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

【事業期間】 平成25年度～30年度

【位置及び区域】 佐川町上町地区

【事業の概要】

国道33号及びJR佐川駅から重点区域への誘導を円滑にすると共に、歴史的風致の啓発に資するために、各所に標識及び説明板を設置する。

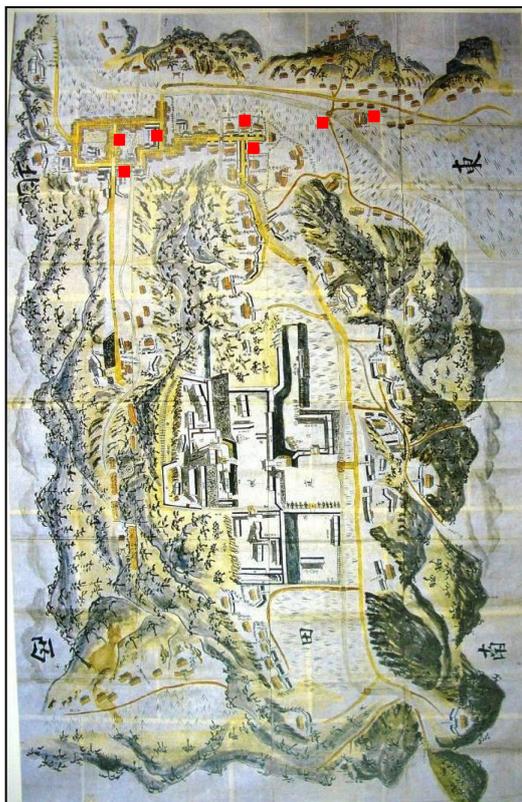
【事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由】

重点区域は、ほぼ町の中心に位置し、また国道33号、494号並びにJR佐川駅が近く、交通の便は良好であるが、所謂旧道沿いにあり、かつ、標識及び説明板が不十分なため、歴史的風致を味わうために訪れる人びとに対して不親切な整備環境となっている。

標識及び説明板の整備を行うことは、単に利便性の向上に貢献するだけでなく、歴史的風致を形成する文化財や歴史的建造物同士が点と点で結ばれ、かつ、面的に捉えられることで、それらの歴史性・文化性に対する理解を深め、ひいてはそれらが相互に関連する物語性を高めることができることとなる。これは、同時にもてなしの心の体現でもある。このことが来訪者の心に感応して、歴史的風致を更に引き立てる効果を生む。



【事業箇所図】



■事業箇所

【寛文十二年図】

5 その他、歴史的風致維持向上に資する事業

(1) まちの駅活性化事業（協議会活動助成事業）

- 【事業主体】 NPO 法人佐川くろがねの会（佐川町歴史的風致維持向上計画協議会委員）
- 【活用する事業名称】 歴史的環境形成総合支援事業及び社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
- 【事業期間】 平成21年度～30年度
- 【位置及び区域】 佐川町上町・西谷地区
- 【事業の概要】

- 21年度事業 ・「佐川文庫庫舎（旧青山文庫）」の移築に伴う歴史的まちなみ再生を記念する事業を実施。 ・同庫舎の維持管理及び活用のための広報・啓発活動を実施。 ・認定区域のホームページの開設
- 22年度事業 ・牧野公園整備の記念事業等の実施。 ・「牧野公園」「佐川文庫庫舎（旧青山文庫）」、「ほてい」等を活用した四季を通じた継続性のあるイベントの立ち上げを図る。 ・竹村家住宅を核とした周辺のまちなみの保存及び活用のための広報・啓発活動を実施。
- 23年度事業 ・佐川町歴史的風致維持向上計画協議会で各施設の役割及び活動方法の検討を実施。
- 24年度事業 ・佐川町歴史的風致維持向上計画協議会で各施設の役割及び活動方法の検討を行うとともに、観光・交流に資するイベント等を実施。
- 25年度事業 ・佐川町歴史的風致維持向上計画協議会で各施設の役割及び活動方法の検討を行うとともに、観光・交流に資するイベント等を実施。
- 26年度事業 ・佐川町歴史的風致維持向上計画協議会で、歴史的風致の維持向上に係る認識を高める研修をおこなうとともに、町内外に対し広報・啓発活動を展開し、かつ、観光・交流に資する取り組みを実施する。
- 27年度事業 ・佐川町歴史的風致維持向上計画協議会で、歴史的風致の維持向上に係る認識を高める研修をおこなうとともに、町内外に対し広報・啓発活動を展開し、かつ、観光・交流に資する取り組みを実施する。
- 28年度事業 ・佐川町歴史的風致維持向上計画協議会で、町内外に対し、歴史的風致の維持向上に係る広報・啓発活動を展開し、かつ、観光・交流に資する取り組みを実施する。
- 29年度事業 ・佐川町歴史的風致維持向上計画協議会で、町内外に対し、歴史的風致の維持向上に係る広報・啓発活動を展開し、かつ、観光・交流に資する取り組みを実施する。
- 30年度事業 ・佐川町歴史的風致維持向上計画協議会で、町内外に対し、歴史的風致の維持向上に係る広報・啓発活動を展開し、かつ、観光・交流に資する取り組みを実施する。

【事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由】

行政と地域の企業、団体及び住民が設立した佐川町歴史的風致維持向上計画協議会の中心メンバーであるNPO 法人佐川くろがねの会は、竹村家住宅の重要文化財指定を契機に組織された団体（事務所：まちの駅）であり、まちなみや文化財を活用したまちづくり活動を展開している。これまでも独自のパンフレット作りやホームページ開設を実施し、町内外に佐川のまちなみや歴史文化を発信している。

住民主体によるソフト事業を実施し、重点区域を核とした歴史的風致を維持向上する活動をさらに他地域にまで広げると共に、町外にも広く発信する。また、歴史的建造物の保存・活用に向けての住民意識啓発の活動も併せて取り組むことで、竹村家住宅周辺の良好な市街地環境の形成に寄与し、佐川町の歴史的風致の維持向上を図る。

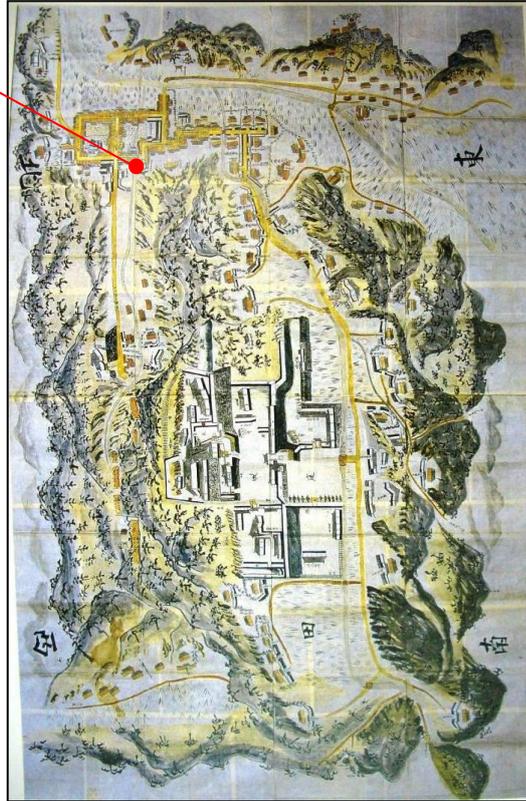


【事業箇所図】



【まちの駅】

事業箇所



【寛文十二年図】

第5章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 指定の基本方針

佐川町の歴史的風致は、地域固有の歴史や伝統を反映した人びとの活動とその舞台となる歴史上価値の高い建造物が重要な構成要素となっている。重点区域においては、歴史や伝統を反映した人びとの活動とその舞台となる国指定重要文化財竹村家住宅及び国指定ではないものの歴史的な物語を有した貴重な建造物があり、それらが一体となって佐川町特有の歴史的風致を形成している。

具体的には、県及び町指定の文化財はもちろんとして、指定文化財ではないものの、その周辺にあることで一体となって風情ある雰囲気醸成している司牡丹の酒蔵群、竹村分家旧竹村呉服店、旧浜口家住宅、まちの駅、旧林並木邸の門・塀・庭園、青山文庫の土方屋敷跡庭園、牧野公園など、その歴史的物語性や、文化的景観の視点から、その価値を再認識することが必要なものが数多くある。

これら歴史的風致の形成に資する歴史的建造物については、地域固有の歴史や伝統を反映した人びとの活動との関連性を踏まえて、「歴史的風致形成建造物」として指定するものとする。指定は、次の(1)の指定基準を満たし、かつ、(2)の指定条件に該当するものを対象に行うものとする。

(1) 歴史的風致形成建造物の指定基準

次に掲げる指定基準のいずれかに該当するものを対象とする。

- ① 意匠、技術がすぐれているもの
- ② 歴史性、希少性、地域独自性の観点から価値が高く、保全が必要なもの
- ③ 外観が景観上の特色を有するもので、重点区域の歴史的風致の維持及び向上に寄与すると認められるもの

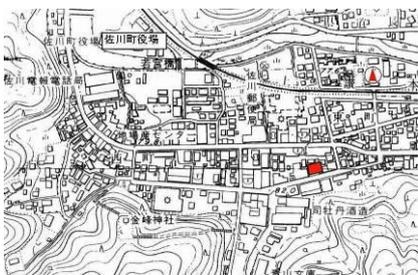
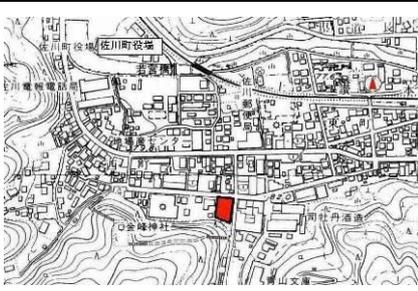
(2) 歴史的風致形成建造物の指定条件

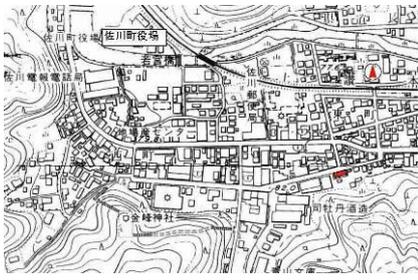
次に掲げる指定条件のいずれかに該当するものを対象とする。

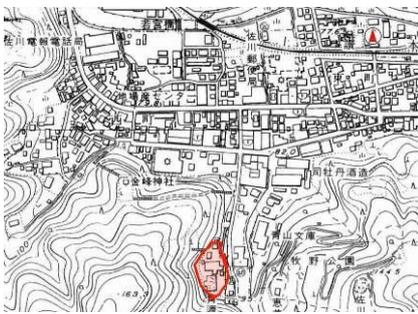
- ① 文化財保護法第57条第1項に基づく登録有形文化財及び同法第90条第1項に基づく登録有形民俗文化財並びに同法132条第1項に基づく登録記念物
- ② 高知県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく高知県保護有形文化財及び同条例第30条第1項の規定に基づく高知県名勝
- ③ 佐川町文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく佐川町保護有形文化財及び同条例第34条第1項の規定に基づく佐川町史跡
- ④ その他、歴史的風致の維持及び向上に資するものとして、佐川町長が特に認めたもの

2 歴史的風致形成建造物

歴史的風致形成建造物指定候補一覧

| | | 構造物名 | 住所 |
|---|-------|--|--|
| 1 | 建造物写真 | 竹村分家旧竹村呉服店  | 佐川町甲（上町地区） 位置図  |
| | 建造物写真 | 司牡丹酒造 酒蔵群  | 佐川町甲（上町地区・西地区） 位置図  |
| 3 | 建造物写真 | 旧浜口家住宅  | 佐川町甲（上町地区） 位置図  |
| | 建造物写真 | 佐川文庫庫舎（旧青山文庫）  | 佐川町甲（上郷地区→上町地区） 位置図  |

| | 構造物名 | | 住所 | |
|---|--------------|---|--------------|--|
| 5 | 旧西谷退三邸 | | 佐川町甲（西谷地区） | |
| | 建造物写真 |  | 位置図 |  |
| 6 | 旧林並木邸 門・塀・庭園 | | 佐川町甲（西谷地区） | |
| | 建造物写真 |  | 位置図 |  |
| 7 | まちの駅 | | 佐川町甲（上町地区） | |
| | 建造物写真 |  | 位置図 |  |
| 8 | 牧野公園 | | 佐川町甲（奥の土居地区） | |
| | 建造物写真 |  | 位置図 |  |

| | 構造物名 | | 住所 | |
|----|--------------|---|--------------|--|
| 9 | 青源寺 | | 佐川町甲（奥の土居地区） | |
| | 建造物写真 |  | 位置図 |  |
| 10 | 佐川城跡 | | 佐川町甲（奥の土居地区） | |
| | 建造物写真 |  | 位置図 |  |
| 11 | 青山文庫 土方屋敷跡庭園 | | 佐川町甲（奥の土居地区） | |
| | 建造物写真 |  | 位置図 |  |

第6章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1 基本的な考え方

歴史的風致形成建造物の管理は、個々の建造物の価値や用途に応じて適正に行うことが必要である。

また、歴史的風致形成建造物は、指定の基本方針に則り、よりその効果が発揮されるよう活用することが必要であることから、内部については、必要な改修・改造を認めることとするが、外観については歴史的風致を形成する重要な要素であることから、その変更については、十分な検討と配慮が必要となる。なお、現に居住や営業等に活用されている建造物については、風致上の規制と生活上の実態との兼ね合いを計りつつ、あくまでも歴史的風致維持向上の観点から適切な対応を行うものとする。

2 個別的事項

(1) 国登録有形文化財等

文化財保護法に基づく登録有形文化財等については、主として外観の維持・保存を基本とすると共に、歴史や伝統を反映した人びとの活動の場としての活用を図るため、同法にそれぞれ定める現状変更の規制の範囲内において適切な措置を行う。

(2) 県・町保護有形文化財等

高知県及び佐川町の文化財保護条例に基づく保護有形文化財等については、その外部及び内部の現状保存を基本とすると共に、そのための修理に当たっては、痕跡調査に基づく修理を原則とする。

(3) その他保全の措置が必要な建造物

その他保全の措置が必要な建造物については、歴史的風致の維持及び向上の観点から、当該建造物の維持・保存を基本としつつ、内部の改造及び小規模な外部の改変は可能とする。

3 届出不要の行為

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要の行為については、以下の場合とする。

- (1) 文化財保護法第57条第1項に基づく登録有形文化財について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合及び同法第90条第1項に基づく登録有形民俗文化財について、同法第90条第3

項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合並びに同法132条第1項に基づく登録記念物について、同法第133条の規定に基づく現状変更の届出を行った場合

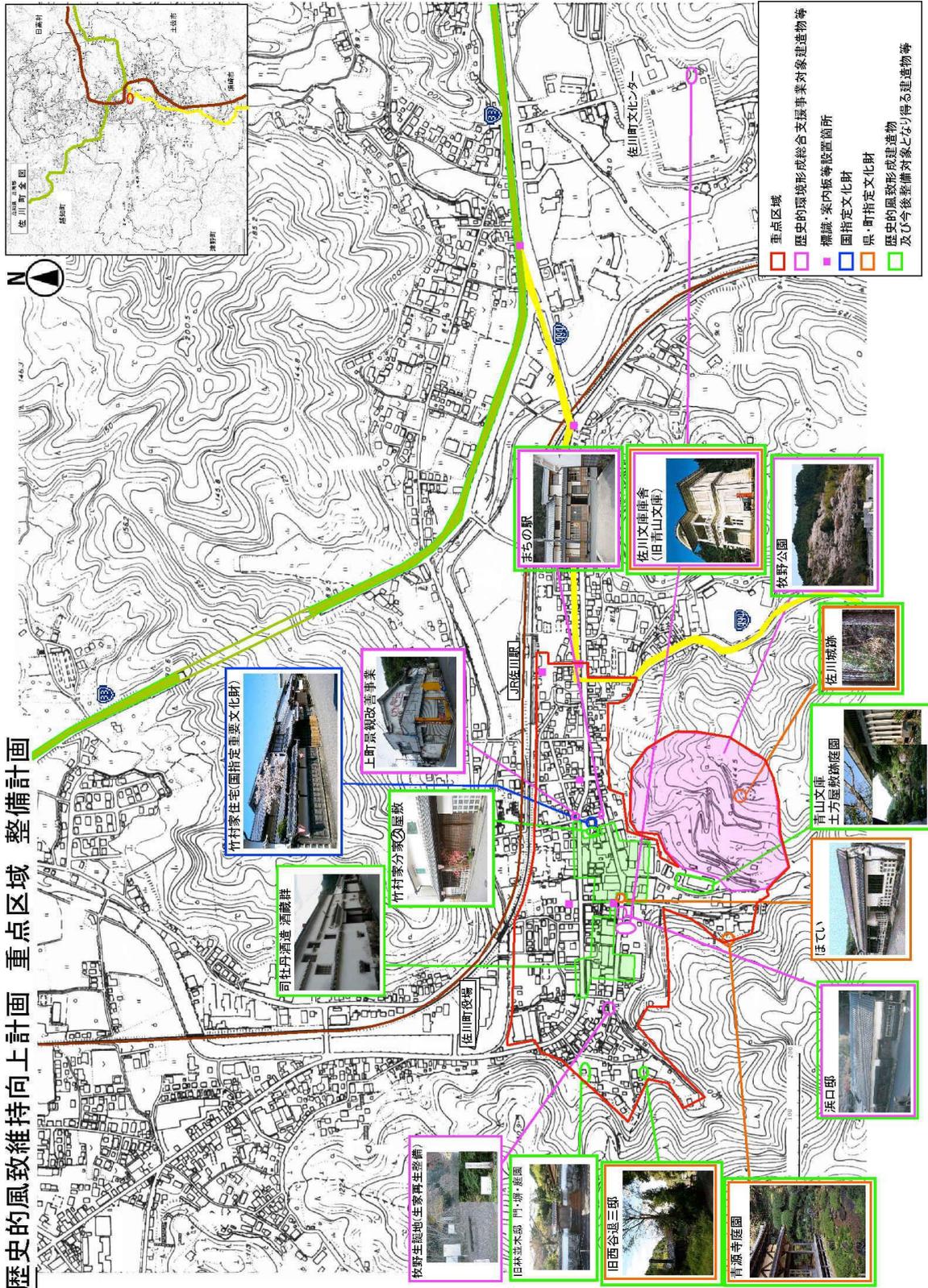
- (2) 高知県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく高知県保護有形文化財について、同条例第14条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請を及び同条例第15条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合並びに同条例第30条第1項の規定に基づく高知県名勝について、同条例第32条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び同条例第37条の規定に基づく修理の届出を行った場合
- (3) 佐川町文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく佐川町保護有形文化財について、同条例第17条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び同条例第18条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合並びに同条例第34条第1項の規定に基づく佐川町史跡について、同条例第36条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請を行った場合

4 指定の解除

歴史的風致形成建造物が次のいずれかに該当したときは、その指定を解除するものとする。

- (1) 重要文化財建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成している建造物に該当するに至ったとき、又は、滅失、毀損その他の事由により歴史的風致形成建造物の指定の理由が消滅したとき
- (2) 佐川町における歴史的風致形成建造物の指定の方針を満たさなくなったとき
- (3) 佐川町長が、公益上の理由その他特別な理由があるとして、指定解除すべきと判断したとき

歴史的風致維持向上計画 重点区域整備計画



【参考資料】

佐川町に所在する指定文化財

町指定文化財

| 番号 | 名 称 | 種 別 | 所在地 | 指定年月日 | 地図番号 |
|----|-----------------|--------|----------------|------------|------|
| 1 | 宝篋印塔（ほうきょういんとう） | 史跡 | 佐川町紫園深尾神社裏 | S.59.9.18 | 28 |
| 2 | 永野の甕巖（こしきいわ） | 史跡 | 佐川町斗賀野川原田 | S.48.4.20 | 21 |
| 3 | 脱藩志士集合の碑 | 史跡 | 佐川町川内ヶ谷 | S.48.4.20 | 24 |
| 4 | 南海太郎朝尊鍛工房跡と剣井 | 史跡 | 佐川町黒岩ニッ野 | S.48.4.20 | 27 |
| 5 | 佐川越中守の墓 | 史跡 | 佐川町上郷 | S.48.4.20 | 18 |
| 6 | 松尾城跡 | 史跡 | 佐川町上郷松尾山 | S.48.4.20 | 22 |
| 7 | 佐川城跡 | 史跡 | 佐川町奥の土居 | S.48.4.20 | 23 |
| 8 | 猿丸太夫伝説の墓 | 史跡 | 佐川町猿丸 | S.48.4.20 | 19 |
| 9 | 山県神社本殿 | 有形・建造物 | 佐川町黒岩平野 | S.48.4.20 | 31 |
| 10 | 城の台遺跡 | 史跡 | 佐川町虎杖野 | S.48.4.20 | 20 |
| 11 | 瑞応寺跡 | 史跡 | 佐川町黒岩瑞応 | S.48.4.20 | 26 |
| 12 | 河間光綱の墓 | 史跡 | 佐川町黒岩庄田鯨坂 | S.48.4.20 | 25 |
| 13 | クマノゴケ | 天然記念物 | 佐川町尾川西山耕 | S.48.4.20 | 42 |
| 14 | ワカキノサクラ | 天然記念物 | 佐川町尾川中村 | S.48.4.20 | 43 |
| 15 | ニッポンタチバナ | 天然記念物 | 佐川町尾川古畑 | S.48.4.20 | 44 |
| 16 | トゲアイバゴケ | 天然記念物 | 佐川町尾川小奥 | S.48.4.20 | 45 |
| 17 | マキノヤステゴケ | 天然記念物 | 佐川町岡崎聖神社境内 | S.48.4.20 | 46 |
| 18 | マキノゴケ | 天然記念物 | 佐川町聴松寺山 | S.48.4.20 | 47 |
| 19 | カビゴケ | 天然記念物 | 佐川町全域 | S.48.4.20 | 48 |
| 20 | ニシヤマヤステゴケ | 天然記念物 | 佐川町尾川西山耕 | S.48.4.20 | 41 |
| 21 | 鳥の巣石灰岩 | 天然記念物 | 佐川町鳥の巣 | S.48.4.20 | 14 |
| 22 | 吉田屋敷化石産地 | 天然記念物 | 佐川町猿丸（猿丸太夫墓の下） | S.48.4.20 | 13 |
| 23 | 蔵法院化石産地 | 天然記念物 | 佐川町上郷 | S.48.4.20 | 12 |
| 24 | 川内ヶ谷化石産地 | 天然記念物 | 佐川町川内ヶ谷 | S.48.4.20 | 15 |
| 25 | 貝石山化石産地 | 天然記念物 | 佐川町下山 | S.48.4.20 | 16 |
| 26 | 小谷地化石産地 | 天然記念物 | 佐川町小谷地 | S.48.4.20 | 11 |
| 27 | 佐川・ナウマンカルスト | 天然記念物 | 佐川町唐岩谷 | S.61.12.22 | 17 |
| 28 | 永野の大樟 | 天然記念物 | 佐川町斗賀野鈴神社 | S.48.4.20 | 51 |
| 29 | 川ノ内のニッポンタチバナ | 天然記念物 | 佐川町川ノ内 | S.57.3.30 | 53 |
| 30 | 加茂の一位檜の樹 | 天然記念物 | 佐川町加茂本村西 | S.48.4.20 | 52 |

| 番号 | 名 称 | 種 別 | 所在地 | 指定年月日 | 地図番号 |
|----|------------------|--------|--------------|-----------|------|
| 31 | 佐川町のホタル | 天然記念物 | 佐川町斗賀野伏尾川地域 | S.48.4.20 | 54 |
| 32 | サカワサイシン | 天然記念物 | 佐川町全域 | S.48.4.20 | 49 |
| 33 | ヤスデゴケモドキ | 天然記念物 | 佐川町斗賀野虚空蔵山 | S.48.4.20 | 50 |
| 34 | 白倉神社花取踊 | 無形民俗 | 佐川町斗賀野 | S.59.9.18 | 55 |
| 35 | 野地騒動の絵馬 | 有形・絵画 | 佐川町青山文庫 | S.48.4.20 | 39 |
| 36 | 古畑観音堂 | 有形・建造物 | 佐川町尾川古畑 | H元.3.3 | 34 |
| 37 | ほてい | 有形・建造物 | 佐川町上町 | S.62.3.6 | 33 |
| 38 | 名教館玄関 | 有形・建造物 | 佐川町上町 | S.59.9.18 | 32 |
| 39 | 佐川文庫庫舎 | 有形・建造物 | 佐川町上町 | S.48.4.20 | 30 |
| 40 | 山崎式天体望遠鏡 | 有形・工芸品 | 佐川町総合文化センター内 | S.60.4.10 | 40 |
| 41 | 木造聖観音頭部像・木造聖観音立像 | 有形・彫刻 | 佐川町尾川古畑 | S.48.4.20 | 36 |
| 42 | 大乘院木造十二神将像 | 有形・彫刻 | 佐川町川内ヶ谷 | S.48.4.20 | 37 |
| 43 | 木造阿弥陀立像（台住寺本尊） | 有形・彫刻 | 佐川町黒岩台住寺 | S.48.4.20 | 38 |
| 44 | 旧西谷退三邸 | 有形・建造物 | 佐川町西谷 | H.8.11.20 | 35 |
| 45 | 宇治谷川一枚大石橋 | 史跡 | 佐川町加茂海津見神社境内 | H.10.1.26 | 29 |
| 46 | 古畑観音堂の鰐口 | 有形・工芸品 | 佐川町尾川古畑 | H.18.2.10 | 56 |
| 47 | 中組観音堂の鰐口 | 有形・工芸品 | 佐川町斗賀野白倉神社 | H.21.1.13 | 58 |
| 48 | 竹の倉部落聖神社の火文字 | 無形民族 | 佐川町加茂竹の倉 | H.24.2.7 | 59 |
| 49 | 深尾氏お留木の楊梅 | 天然記念物 | 佐川町加茂長竹 | H.24.2.7 | 60 |

県指定文化財

| | 名 称 | 種 類 | 所在地 | 指定年月 | 地図番号 |
|---|-----------|-------|--------------|-----------|------|
| 1 | サカワヤスデゴケ | 天然記念物 | 佐川町岡崎 | S.23.4.9 | 8 |
| 2 | 佐川の大樟 | 天然記念物 | 佐川町荷稻 | S.31.2.7 | 3 |
| 3 | 青源寺庭園 | 名勝 | 佐川町奥の土居 | S.31.2.7 | 4 |
| 4 | 乗台寺庭園 | 名勝 | 佐川町松崎 | S.31.2.7 | 5 |
| 5 | 瑞応の盆踊 | 無形民俗 | 佐川町黒岩瑞応 | S.38.7.5 | 6 |
| 6 | 佐川町太刀踊 | 無形民俗 | 佐川町黒岩四ツ白 | S.40.6.18 | 7 |
| 7 | 木造阿弥陀如来座像 | 有形・彫刻 | 佐川町総合文化センター内 | H.18.4.1 | 9 |
| 8 | 木造薬師如来座像 | 有形・彫刻 | 佐川町総合文化センター内 | H.18.4.1 | 10 |

国指定文化財

| | 名 称 | 種 類 | 所在地 | 指定年月 | 地図番号 |
|---|-----------------|--------|----------|------------|------|
| 1 | 不動方岩屋洞窟 | 史跡 | 佐川町尾川西山耕 | S.53.12.19 | 2 |
| 2 | 木造薬師如来及両脇侍像（3軀） | 有形・彫刻 | 佐川町川内ヶ谷 | T.5.8.17 | 1 |
| 3 | 竹村家住宅 | 有形・建造物 | 佐川町上町 | H.19.12.4 | 57 |

